文　教　委　員　会

令和８年９月24日

議　案

(1)	議案第61号 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	（学　務　課　長）
(2)	議案第65号 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例	（生涯スポーツ課長）

庶務報告

１　議案関係

(1)	令和８年度葛飾区一般会計補正予算（第２号）について	（教育総務課長）
(2)	葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について	（学校施設整備担当課長）
(3)	葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて	（学　務　課　長）
(4)	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について	（学校教育推進担当課長）
(5)	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について	（学校教育推進担当課長）
(6)	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について	（学校教育推進担当課長）

２　一　般

(1)	中期実施計画等の進捗状況について	（教育総務課長）
(2)	教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価について	（教育総務課長）
(3)	葛飾小学校における漏水事案の発生について	（教育総務課長）
(4)	９月７日（月）の大雨に係る対応について	（教育総務課長）
(5)	西小菅小学校学校プールの活用について	（学校施設課長）
(6)	学校改築の状況について	（学校施設整備担当課長）
(7)	就学援助の誤認定について	（学　務　課　長）
(8)	就学援助の誤支給について	（学　務　課　長）
(9)	いじめによる重大事態の発生について	（教育指導課長）

(10)	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画の更新について	（学校教育推進担当課長）
(11)	専決処分（契約変更）の報告について	（生涯スポーツ課長）
(12)	スポーツ振興及び地域活性化に係る連携・協力に関する協定の締結について	（生涯スポーツ課長）
(13)	葛飾区立図書館サービスの考え方に基づく見直し・拡充の進捗状況について	（中央図書館長）

議案第６１号　関係資料
令和８年９月２４日

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学務課

１　改正理由

介護補償の限度額及び葬祭補償の額の定額部分を改める必要があるので、改正を行うもの

２　概要

介護補償の限度額を変更する。

葬祭補償の額の定額部分を変更する。

３　施行期日

公布の日

４　新旧対照表

別紙のとおり

別　紙

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
新旧対照表（改正部分抜粋）

現　行	改正案
第１条～第11条　（略）	第１条～第11条　（略）
（介護補償）	（介護補償）
第12条　介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第12条　介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
(1)　病院又は診療所に入院している場合	(1)　病院又は診療所に入院している場合
(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
(3)　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合	(3)　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合
２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が18万6,050円を超えるときは、18万6,050円）	(1)　介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が18万6,050円を超えるときは、18万6,050円）
(2)　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月	(2)　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月

を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が８万5,490円以下であるときに限る。）　８万5,490円 (3)　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が９万2,980円を超えるときは、９万2,980円） (4)　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が４万2,700円以下であるときに限る。）　４万2,700円 第13条～第25条　（略） （葬祭補償） 第26条　葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。	を除く。以下この号及び第４号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が９万790円以下であるときに限る。）　９万790円 (3)　介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が９万2,980円を超えるときは、９万2,980円） (4)　随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が４万5,400円以下であるときに限る。）　４万5,400円 第13条～第25条　（略） （葬祭補償） 第26条　葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第12条第２項及び第26条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の第12条第２項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）及び第26条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

議案第６５号　関係資料
令和８年９月２４日

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

生涯スポーツ課

１　趣旨

令和７年10月１日から、一部の屋外体育施設を対象に、営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めているが、その他の体育施設においても営利を目的とする使用が生じているため、葛飾区体育施設条例を一部改正し、対象施設を拡大するもの

２　改正案概要

（１）新たに対象とする体育施設

トレーニングルームなど個人使用のみ使用可能な施設を除き貸切り使用をすることができる全施設を対象とする。対象となる施設は別紙１「新たに対象とする体育施設」のとおり

（２）営利を目的とする場合の利用料金限度額

体育目的又は体育目的以外で使用する場合それぞれの区分に応じた限度額の100分の200相当額とする。

（３）施行日

令和９年４月１日

３　新旧対照表

別紙２のとおり

別紙１

新たに対象とする体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター	体育館（大体育室、小体育室 第一武道場、第二武道場、弓道場 エアライフル場、アーチェリー場 第一会議室、第二会議室、第三会議室） 陸上競技場（フィールド） プール（温水プール、第一会議室 第二会議室）、エイトホール、野球場 テニスコート、少年野球場
葛飾区水元総合スポーツセンター	体育館（メインアリーナ、サブアリーナ 第一武道場、第二武道場、温水プール フィットネススタジオ、第一会議室 第二会議室、地域交流ホールＡ 地域交流ホールＢ、地域交流ホールＣ） テニスコート
葛飾区東金町運動場	少年野球場、テニスコート スポーツクライミングセンター （ボルダリングウォール、リードウォール スピードウォール）
葛飾区東新小岩運動場	第一会議室、第二会議室、第三会議室 東新小岩陸上競技場（フィールド） 野球場、テニスコート
葛飾区渋江公園テニスコート 葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコート 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	テニスコート
葛飾区小菅西公園運動場	スケートボード場
葛飾区上千葉公園運動場	少年野球場、少年ソフトボール場 少年球技場、テニスコート

葛飾区柴又少年ソフトボール場 葛飾区堀切橋少年ソフトボール場	少年ソフトボール場
葛飾区柴又ソフトボール場	ソフトボール場
葛飾区柴又野球場 葛飾区第二柴又野球場 葛飾区荒川小菅野球場 葛飾区四つ木橋野球場 葛飾区木根川橋野球場	野球場
葛飾区柴又少年野球場 葛飾区荒川小菅少年野球場 葛飾区堀切橋少年野球場 葛飾区木根川橋少年野球場	少年野球場
葛飾区堀切橋少年硬式野球場	少年硬式野球場
葛飾区金町公園プール	プール、幼児用プール

参考　令和７年10月１日に施行した体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター 葛飾区東新小岩運動場	陸上競技場
葛飾区水元総合スポーツセンター 葛飾区東金町運動場 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	多目的広場
葛飾区小菅西公園フットサル場 葛飾区堀切橋フットサル場	フットサル場
葛飾区柴又球技場 葛飾区荒川小菅球技場 葛飾区四つ木橋球技場 葛飾区木根川橋球技場	球技場

別紙２

葛飾区体育施設条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現　行

○葛飾区体育施設条例

第１条～第２１条　（略）

付　則　第１項～第４項　（略）

（葛飾区東新小岩運動場の使用料）

５　第３項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の使用料は次のとおりとし、体育施設備付器具の使用料は１件１回につき９，０００円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

（１）　会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料
第一会議室	第１回	４００円
	第２回	８００円
	第３回	８００円
	第４回	９００円
	全日	２，６００円
第二会議室又は第三会議室	第１回	５００円
	第２回	９００円
	第３回	９００円
	第４回	１，０００円
	全日	２，９００円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の３００相当額とする。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料				貸切りでない場合の使用料	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		

改正案

○葛飾区体育施設条例

第１条～第２１条　（略）

付　則　第１項～第４項　（略）

（葛飾区東新小岩運動場の使用料）

５　第３項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の使用料は次のとおりとし、体育施設備付器具の使用料は１件１回につき９，０００円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

（１）　会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料
第一会議室	第１回	４００円
	第２回	８００円
	第３回	８００円
	第４回	９００円
	全日	２，６００円
第二会議室又は第三会議室	第１回	５００円
	第２回	９００円
	第３回	９００円
	第４回	１，０００円
	全日	２，９００円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２００相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の３００相当額とする。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料				貸切りでない場合の使用料	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		

トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，６００円	８４，５００円	９２，９５０円		
	午後	２２，３００円	８９，２００円	１１１，５００円	１２２，６５０円		
	夜間	１９，３００円	７７，２００円	９６，５００円	１０６，１５０円		
	全日	５２，７００円	２１０，８００円	２６３，５００円	２８９，８５０円		
	１人１回２時間につき					３００円	１００円
フィールド	１回につき	３，３００円					

備考

１　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の１５０相当額とする。

４　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２００相当額とする。

５　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の３００相当額とする。

６　フィールドの貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

（１）　第１回　午前９時から午前１１時まで

（２）　第２回　午前１１時から午後１時まで

（３）　第３回　午後１時３０分から午後３時３０分まで

（４）　第４回　午後３時３０分から午後５時３０分まで

（５）　第５回　午後６時から午後８時まで

７　フィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

８　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、

トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，６００円	８４，５００円	９２，９５０円		
	午後	２２，３００円	８９，２００円	１１１，５００円	１２２，６５０円		
	夜間	１９，３００円	７７，２００円	９６，５００円	１０６，１５０円		
	全日	５２，７００円	２１０，８００円	２６３，５００円	２８９，８５０円		
	１人１回２時間につき					３００円	１００円
フィールド	１回につき	３，３００円					

備考

１　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２００相当額とする。

５　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の３００相当額とする。

６　フィールドの貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

（１）　第１回　午前９時から午前１１時まで

（２）　第２回　午前１１時から午後１時まで

（３）　第３回　午後１時３０分から午後３時３０分まで

（４）　第４回　午後３時３０分から午後５時３０分まで

（５）　第５回　午後６時から午後８時まで

７　フィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

８　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、

入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の使用料（１回につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
東新小岩野球場（１面）	３，０００円	１２，０００円	１５，０００円	１６，５００円
テニスコート（１面）	１，２００円	４，８００円	６，０００円	６，６００円

備考　貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

（１）　第１回　午前９時から午前１１時まで
（２）　第２回　午前１１時から午後１時まで
（３）　第３回　午後１時から午後３時まで
（４）　第４回　午後３時から午後５時まで
（５）　第５回　午後５時から午後７時まで
（６）　第６回　午後７時から午後９時まで

（４）　屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の使用料（１回３０分につき）	
東新小岩陸上競技場	全灯点灯	１，７００円
	全灯の５割６分点灯	９５０円
東新小岩野球場	全灯点灯	２，０２５円
	全灯の８割３分点灯	１，６８０円
	全灯の５割５分点灯	１，１１０円
	全灯の２割７分点灯	５４５円
テニスコート		２７５円

備考　屋外照明設備を使用する場合は、施設使用料に加算するものとする。

（５）　駐車場

名称	区分	駐車時間３０分まで	３０分を超える駐車時間３０分までごとに	１日１回につき
葛飾区東新小岩運動場駐車場	葛飾区東新小岩運動場の使用者	無料	１００円	
	その他	４００円	４００円	

（令６条例２５・全改、令７条例４６・一部改正）

６　（略）

入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の使用料（１回につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
東新小岩野球場（１面）	３，０００円	１２，０００円	１５，０００円	１６，５００円
テニスコート（１面）	１，２００円	４，８００円	６，０００円	６，６００円

備考

１　貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

（１）　第１回　午前９時から午前１１時まで
（２）　第２回　午前１１時から午後１時まで
（３）　第３回　午後１時から午後３時まで
（４）　第４回　午後３時から午後５時まで
（５）　第５回　午後５時から午後７時まで
（６）　第６回　午後７時から午後９時まで

２　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の使用料の１００分の２００相当額とする。

（４）　屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の使用料（１回３０分につき）	
東新小岩陸上競技場	全灯点灯	１，７００円
	全灯の５割６分点灯	９５０円
東新小岩野球場	全灯点灯	２，０２５円
	全灯の８割３分点灯	１，６８０円
	全灯の５割５分点灯	１，１１０円
	全灯の２割７分点灯	５４５円
テニスコート		２７５円

備考　屋外照明設備を使用する場合は、施設使用料に加算するものとする。

（５）　駐車場

名称	区分	駐車時間３０分まで	３０分を超える駐車時間３０分までごとに	１日１回につき
葛飾区東新小岩運動場駐車場	葛飾区東新小岩運動場の使用者	無料	１００円	
	その他	４００円	４００円	

（令６条例２５・全改、令７条例４６・一部改正）

６　（略）

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の付則第５項及び別表第３の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用につい

別表第１～別表第２　（略）

別表第３（第１６条関係）

（昭６０条例９・昭６０条例１５・昭６１条例２０・昭６２条例１４・昭６２条例４３・昭６３条例２７・昭６３条例４４・平２条例４１・平４条例４１・平５条例１・平７条例７３・一部改正、平８条例４４・旧別表第２繰下・一部改正、平１１条例６７・平１５条例２４・平１５条例６９・平１７条例２６・平２３条例２３・平２４条例２９・平２４条例４７・平２６条例３７・平２７条例４０・平２９条例２６・平３０条例２０・令２条例１０・令６条例２５・令７条例４６・令７条例５１・一部改正）

１　葛飾区奥戸総合スポーツセンター

（１）　体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
大体育室	第１回	１６，０００円	６４，１００円	８０，１００円	８７，４００円		
	第２回	２０，４００円	８１，５００円	１０１，９００円	１１２，１００円		
	第３回	２０，４００円	８１，５００円	１０１，９００円	１１２，１００円		
	第４回	２４，８００円	９９，０００円	１２３，８００円	１３５，４００円		
	全日	７３，４００円	２９３，５００円	３６６，９００円	４０２，３００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
小体育室	第１回	５，９００円	２３，９００円	２９，９００円	３２，６００円		
	第２回	７，７００円	３０，９００円	３８，５００円	４２，６００円		
	第３回	７，７００円	３０，９００円	３８，５００円	４２，６００円		
	第４回	９，２００円	３６，６００円	４５，９００円	５０，４００円		
	全日	２７，５００円	１１０，１００円	１３７，６００円	１５１，３００円		
	１人１回					１００円	２０円

<u>ては、なお従前の例による。</u>

別表第１～別表第２　（略）

別表第３（第１６条関係）

（昭６０条例９・昭６０条例１５・昭６１条例２０・昭６２条例１４・昭６２条例４３・昭６３条例２７・昭６３条例４４・平２条例４１・平４条例４１・平５条例１・平７条例７３・一部改正、平８条例４４・旧別表第２繰下・一部改正、平１１条例６７・平１５条例２４・平１５条例６９・平１７条例２６・平２３条例２３・平２４条例２９・平２４条例４７・平２６条例３７・平２７条例４０・平２９条例２６・平３０条例２０・令２条例１０・令６条例２５・令７条例４６・令７条例５１・一部改正）

１　葛飾区奥戸総合スポーツセンター

（１）　体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
大体育室	第１回	１６，０００円	６４，１００円	８０，１００円	８７，４００円		
	第２回	２０，４００円	８１，５００円	１０１，９００円	１１２，１００円		
	第３回	２０，４００円	８１，５００円	１０１，９００円	１１２，１００円		
	第４回	２４，８００円	９９，０００円	１２３，８００円	１３５，４００円		
	全日	７３，４００円	２９３，５００円	３６６，９００円	４０２，３００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
小体育室	第１回	５，９００円	２３，９００円	２９，９００円	３２，６００円		
	第２回	７，７００円	３０，９００円	３８，５００円	４２，６００円		
	第３回	７，７００円	３０，９００円	３８，５００円	４２，６００円		
	第４回	９，２００円	３６，６００円	４５，９００円	５０，４００円		
	全日	２７，５００円	１１０，１００円	１３７，６００円	１５１，３００円		
	１人１回					１００円	２０円

	３０分につき						
第一武道場又は第二武道場	第１回	２，４００円	９，４００円	１１，６００円	１２，９００円		
	第２回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	第３回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	第４回	３，６００円	１４，６００円	１８，１００円	１９，９００円		
	全日	１１，２００円	４４，６００円	５５，６００円	６１，２００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
弓道場	第１回	４，３００円	１７，０００円	２１，３００円	２３，４００円		
	第２回	５，５００円	２２，０００円	２７，４００円	３０，２００円		
	第３回	５，５００円	２２，０００円	２７，４００円	３０，２００円		
	第４回	６，６００円	２６，４００円	３３，０００円	３６，３００円		
	全日	１９，７００円	７８，６００円	９８，３００円	１０８，１００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
エアライフル場又はアーチェリー場	第１回	３，８００円	１５，２００円	１９，０００円	２０，９００円		
	第２回	４，９００円	１９，６００円	２４，５００円	２６，９５０円		
	第３回	４，９００円	１９，６００円	２４，５００円	２６，９５０円		
	第４回	５，９００円	２３，６００円	２９，５００円	３２，４５０円		
	全日	１７，６００円	７０，４００円	８８，０００円	９６，８００円		
	１人１回３０分につき					８０円	２０円
トレーニングルーム	１人１回３０分につき					７５円	
第一	第１	１，４００円					

	３０分につき						
第一武道場又は第二武道場	第１回	２，４００円	９，４００円	１１，６００円	１２，９００円		
	第２回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	第３回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	第４回	３，６００円	１４，６００円	１８，１００円	１９，９００円		
	全日	１１，２００円	４４，６００円	５５，６００円	６１，２００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
弓道場	第１回	４，３００円	１７，０００円	２１，３００円	２３，４００円		
	第２回	５，５００円	２２，０００円	２７，４００円	３０，２００円		
	第３回	５，５００円	２２，０００円	２７，４００円	３０，２００円		
	第４回	６，６００円	２６，４００円	３３，０００円	３６，３００円		
	全日	１９，７００円	７８，６００円	９８，３００円	１０８，１００円		
	１人１回３０分につき					１００円	２０円
エアライフル場又はアーチェリー場	第１回	３，８００円	１５，２００円	１９，０００円	２０，９００円		
	第２回	４，９００円	１９，６００円	２４，５００円	２６，９５０円		
	第３回	４，９００円	１９，６００円	２４，５００円	２６，９５０円		
	第４回	５，９００円	２３，６００円	２９，５００円	３２，４５０円		
	全日	１７，６００円	７０，４００円	８８，０００円	９６，８００円		
	１人１回３０分につき					８０円	２０円
トレーニングルーム	１人１回３０分につき					７５円	
第一	第１	１，４００円					

会議室	回		
	第２回	２，０００円	
	第３回	２，０００円	
	第４回	２，１００円	
	全日	６，８００円	
第二会議室	第１回	８００円	
	第２回	１，４００円	
	第３回	１，４００円	
	第４回	１，６００円	
	全日	４，７００円	
第三会議室	第１回	５００円	
	第２回	１，０００円	
	第３回	１，０００円	
	第４回	１，２００円	
	全日	３，３００円	

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝（午前６時から午前９時までの間をいう。以下同じ。）又は深夜（午後９時から午後１１時までの間をいう。以下同じ。）に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

会議室	回		
	第２回	２，０００円	
	第３回	２，０００円	
	第４回	２，１００円	
	全日	６，８００円	
第二会議室	第１回	８００円	
	第２回	１，４００円	
	第３回	１，４００円	
	第４回	１，６００円	
	全日	４，７００円	
第三会議室	第１回	５００円	
	第２回	１，０００円	
	第３回	１，０００円	
	第４回	１，２００円	
	全日	３，３００円	

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝（午前６時から午前９時までの間をいう。以下同じ。）又は深夜（午後９時から午後１１時までの間をいう。以下同じ。）に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

5　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

6　大体育室の床面積を、２分割又は３分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7　小・中学生は、エアライフル場を使用することができない。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，７００円	８４，７００円	９３，１００円		
	午後	２２，３００円	８９，３００円	１１１，７００円	１２２，４００円		
	夜間	１９，３００円	７７，０００円	９６，２００円	１０５，９００円		
	全日	５２，７００円	２１０，６００円	２６３，３００円	２８９，３００円		
	１人１回３０分につき					７５円	２５円
フィールド	１回３０分につき	８２５円					

備考

1　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

2　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

3　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

4　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、

6　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

7　大体育室の床面積を、２分割又は３分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

8　小・中学生は、エアライフル場を使用することができない。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，７００円	８４，７００円	９３，１００円		
	午後	２２，３００円	８９，３００円	１１１，７００円	１２２，４００円		
	夜間	１９，３００円	７７，０００円	９６，２００円	１０５，９００円		
	全日	５２，７００円	２１０，６００円	２６３，３００円	２８９，３００円		
	１人１回３０分につき					７５円	２５円
フィールド	１回３０分につき	８２５円					

備考

1　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

2　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

3　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

4　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限

営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

5　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

6　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　プール

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
温水プール	１回３０分につき	１コースにつき９００円（初心者用プールを除く。）		１人につき７５円	１人につき２５円
屋外プール	１人１回３０分につき			７５円	２５円
第一会議室	第１回	２，３００円			
	第２回	３，２００円			
	第３回	３，２００円			
	第４回	３，７００円			
	全日	１１，２００円			
第二会議室	第１回	８００円			
	第２回	８００円			
	第３回	８００円			
	第４回	１，１００円			
	全日	３，２００円			

備考

1　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

2　早朝又は深夜に第一会議室及び第二会議室を貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額

度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

5　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

6　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　プール

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
温水プール	１回３０分につき	１コースにつき９００円（初心者用プールを除く。）		１人につき７５円	１人につき２５円
屋外プール	１人１回３０分につき			７５円	２５円
第一会議室	第１回	２，３００円			
	第２回	３，２００円			
	第３回	３，２００円			
	第４回	３，７００円			
	全日	１１，２００円			
第二会議室	第１回	８００円			
	第２回	８００円			
	第３回	８００円			
	第４回	１，１００円			
	全日	３，２００円			

備考

1　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

2　早朝又は深夜に第一会議室及び第二会議室を貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額

の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用（温水プールの使用を除く。）の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（４）　エイトホール

使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
第１回	６，３００円			
第２回	８，２００円			
第３回	８，２００円			
第４回	９，７００円			
全日	２９，２００円			
１人１回３０分につき			６０円	２０円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝又は深夜に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用（温水プールの使用を除く。）の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

６　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（４）　エイトホール

使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
第１回	６，３００円			
第２回	８，２００円			
第３回	８，２００円			
第４回	９，７００円			
全日	２９，２００円			
１人１回３０分につき			６０円	２０円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝又は深夜に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

（２）　深夜　当該施設の第４回の使用単位の限度額の１００分の２０相当額

３　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（５）　野球場、テニスコート及び少年野球場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
野球場（１面）	７５０円	３，０００円	３，７５０円	４，１２５円
テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円
少年野球場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円

２　葛飾区水元総合スポーツセンター

（１）　体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
メインアリーナ	第１回	１０，２００円	４０，８００円	５１，０００円	５６，１００円		
	第２回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第３回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第４回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第５回	１５，５００円	６２，０００円	７７，５００円	８５，２５０円		
	全日	５７，２００円	２２８，８００円	２８６，０００円	３１４，６００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
サブアリーナ	第１回	５，０００円	２０，０００円	２５，０００円	２７，５００円		
	第２回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		

５　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

６　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（５）　野球場、テニスコート及び少年野球場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
野球場（１面）	７５０円	３，０００円	３，７５０円	４，１２５円
テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円
少年野球場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円

備考　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

２　葛飾区水元総合スポーツセンター

（１）　体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
メインアリーナ	第１回	１０，２００円	４０，８００円	５１，０００円	５６，１００円		
	第２回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第３回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第４回	１２，７００円	５０，８００円	６３，５００円	６９，８５０円		
	第５回	１５，５００円	６２，０００円	７７，５００円	８５，２５０円		
	全日	５７，２００円	２２８，８００円	２８６，０００円	３１４，６００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
サブアリーナ	第１回	５，０００円	２０，０００円	２５，０００円	２７，５００円		
	第２回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		

	第３回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		
	第４回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		
	第５回	７，２００円	２８，８００円	３６，０００円	３９，６００円		
	全日	２７，７００円	１１０，８００円	１３８，５００円	１５２，３５０円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
第一武道場	第１回	１，８００円	７，２００円	９，０００円	９，９００円		
	第２回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第３回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第４回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第５回	２，９００円	１１，６００円	１４，５００円	１５，９５０円		
	全日	１０，４００円	４１，６００円	５２，０００円	５７，２００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
第二武道場	第１回	２，０００円	８，０００円	１０，０００円	１１，０００円		
	第２回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第３回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第４回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第５回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	全日	１１，４００円	４５，６００円	５７，０００円	６２，７００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
温水プール	１回３０分につき	１コースにつき９００円（幼児用プール及び歩行用プールを除く。）				１人につき７５円	１人につき２５円
トレーニング	１人１回３０					１人につき７	

	第３回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		
	第４回	６，２００円	２４，８００円	３１，０００円	３４，１００円		
	第５回	７，２００円	２８，８００円	３６，０００円	３９，６００円		
	全日	２７，７００円	１１０，８００円	１３８，５００円	１５２，３５０円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
第一武道場	第１回	１，８００円	７，２００円	９，０００円	９，９００円		
	第２回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第３回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第４回	２，３００円	９，２００円	１１，５００円	１２，６５０円		
	第５回	２，９００円	１１，６００円	１４，５００円	１５，９５０円		
	全日	１０，４００円	４１，６００円	５２，０００円	５７，２００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
第二武道場	第１回	２，０００円	８，０００円	１０，０００円	１１，０００円		
	第２回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第３回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第４回	２，５００円	１０，０００円	１２，５００円	１３，７５０円		
	第５回	３，２００円	１２，８００円	１６，０００円	１７，６００円		
	全日	１１，４００円	４５，６００円	５７，０００円	６２，７００円		
	１人１回３０分につき					１人につき１００円	１人につき２０円
温水プール	１回３０分につき	１コースにつき９００円（幼児用プール及び歩行用プールを除く。）				１人につき７５円	１人につき２５円
トレーニング	１人１回３０					１人につき７	

ルーム	分につき					5円
フィットネススタジオ	第1回	1，200円	4，800円	6，000円	6，600円	
	第2回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第3回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第4回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第5回	1，800円	7，200円	9，000円	9，900円	
	全日	6，700円	26，800円	33，500円	36，850円	
第一会議室	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
第二会議室	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
地域交流ホールA	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
地域交流ホールB	第1回	1，200円				
	第2回	1，500円				
	第3回	1，500円				
	第4回	1，500円				

ルーム	分につき					5円
フィットネススタジオ	第1回	1，200円	4，800円	6，000円	6，600円	
	第2回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第3回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第4回	1，500円	6，000円	7，500円	8，250円	
	第5回	1，800円	7，200円	9，000円	9，900円	
	全日	6，700円	26，800円	33，500円	36，850円	
第一会議室	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
第二会議室	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
地域交流ホールA	第1回	1，100円				
	第2回	1，400円				
	第3回	1，400円				
	第4回	1，400円				
	第5回	1，600円				
	全日	6，200円				
地域交流ホールB	第1回	1，200円				
	第2回	1，500円				
	第3回	1，500円				
	第4回	1，500円				

	第５回	１，９００円	
	全日	６，８００円	
地域交流ホールC	第１回	９００円	
	第２回	１，１００円	
	第３回	１，１００円	
	第４回	１，１００円	
	第５回	１，４００円	
	全日	５，０００円	

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時までを、「第２回」とは、午前１１時３０分から午後１時３０分までを、「第３回」とは、午後２時から午後４時までを、「第４回」とは、午後４時３０分から午後６時３０分までを、「第５回」とは、午後７時から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝又は深夜にメインアリーナ、サブアリーナ、第一武道場、第二武道場、フィットネススタジオ、第一会議室、第二会議室、地域交流ホールA、地域交流ホールB及び地域交流ホールCを貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の４分の１相当額

（２）　深夜　当該施設の第５回の使用単位の限度額の４分の１相当額

３　貸切り使用（温水プールの使用を除く。）の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

６　メインアリーナの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

（２）　テニスコート及び水元多目的広場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合

	第５回	１，９００円	
	全日	６，８００円	
地域交流ホールC	第１回	９００円	
	第２回	１，１００円	
	第３回	１，１００円	
	第４回	１，１００円	
	第５回	１，４００円	
	全日	５，０００円	

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時までを、「第２回」とは、午前１１時３０分から午後１時３０分までを、「第３回」とは、午後２時から午後４時までを、「第４回」とは、午後４時３０分から午後６時３０分までを、「第５回」とは、午後７時から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　早朝又は深夜にメインアリーナ、サブアリーナ、第一武道場、第二武道場、フィットネススタジオ、第一会議室、第二会議室、地域交流ホールA、地域交流ホールB及び地域交流ホールCを貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間３０分につき、次のとおりとする。

（１）　早朝　当該施設の第１回の使用単位の限度額の４分の１相当額

（２）　深夜　当該施設の第５回の使用単位の限度額の４分の１相当額

３　貸切り使用（温水プールの使用を除く。）の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

４　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

６　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

７　メインアリーナの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

（２）　テニスコート及び水元多目的広場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合

		平日	土曜日	日曜日又は休日
テニスコート（1面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円
水元多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	３，６００円	４，５００円	４，９５０円
水元多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，８００円	２，２５０円	２，４７０円

備考　水元多目的広場（全面）及び水元多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

３　葛飾区東新小岩運動場

（１）　会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額
第一会議室	第１回	４００円
	第２回	８００円
	第３回	８００円
	第４回	９００円
	全日	２，６００円
第二会議室又は第三会議室	第１回	５００円
	第２回	９００円
	第３回	９００円
	第４回	１，０００円
	全日	２，９００円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使	体育目的以外で使用する場合	一般（高校	小・中学生

		平日	土曜日	日曜日又は休日
テニスコート（1面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円
水元多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	３，６００円	４，５００円	４，９５０円
水元多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，８００円	２，２５０円	２，４７０円

備考　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

３　葛飾区東新小岩運動場

（１）　会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額
第一会議室	第１回	４００円
	第２回	８００円
	第３回	８００円
	第４回	９００円
	全日	２，６００円
第二会議室又は第三会議室	第１回	５００円
	第２回	９００円
	第３回	９００円
	第４回	１，０００円
	全日	２，９００円

備考

１　表中「第１回」とは、午前９時から午前１１時３０分までを、「第２回」とは、午後零時３０分から午後３時までを、「第３回」とは、午後３時３０分から午後６時までを、「第４回」とは、午後６時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

５　貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

（２）　陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使	体育目的以外で使用する場合	一般（高校	小・中学生

		用する場合	平日	土曜日	日曜日又は休日	生以上）	
トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，６００円	８４，５００円	９２，９５０円		
	午後	２２，３００円	８９，２００円	１１１，５００円	１２２，６５０円		
	夜間	１９，３００円	７７，２００円	９６，５００円	１０６，１５０円		
	全日	５２，７００円	２１０，８００円	２６３，５００円	２８９，８５０円		
	１人１回３０分につき					７５円	２５円
フィールド	１回３０分につき	８２５円					

備考

１　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

４　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

５　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

６　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
東新小岩野球場（１面）	７５０円	３，０００円	３，７５０円	４，１２５円

		用する場合	平日	土曜日	日曜日又は休日	生以上）	
トラック及びフィールド	午前	１６，９００円	６７，６００円	８４，５００円	９２，９５０円		
	午後	２２，３００円	８９，２００円	１１１，５００円	１２２，６５０円		
	夜間	１９，３００円	７７，２００円	９６，５００円	１０６，１５０円		
	全日	５２，７００円	２１０，８００円	２６３，５００円	２８９，８５０円		
	１人１回３０分につき					７５円	２５円
フィールド	１回３０分につき	８２５円					

備考

１　表中「午前」とは、午前９時から午後零時までを、「午後」とは、午後１時から午後５時までを、「夜間」とは、午後５時３０分から午後９時までを、「全日」とは、午前９時から午後９時までをいう。

２　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、１回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間３０分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２０相当額とする。ただし、２以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

３　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の１５０相当額とする。

４　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の２００相当額とする。

５　トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の１００分の３００相当額とする。

６　フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

（３）　野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
東新小岩野球場（１面）	７５０円	３，０００円	３，７５０円	４，１２５円

テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円

４　その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）				貸切りでない場合の限度額（１人１回３０分につき）
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
野球場（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
ソフトボール場（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年野球場又は少年硬式野球場	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年ソフトボール場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
球技場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年球技場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
小菅フットサル場（１面）	６５０円	２，６００円	３，２５０円	３，５７０円	
堀切フ	３００	１，２０	１，５０	１，６５	

テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円

備考　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

４　その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）				貸切りでない場合の限度額（１人１回３０分につき）
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
野球場（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
ソフトボール場（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年野球場又は少年硬式野球場	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年ソフトボール場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
球技場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
少年球技場（１面）	３００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
テニスコート（１面）	３００円	１，２００円	１，５００円	１，６５０円	
小菅フットサル場（１面）	６５０円	２，６００円	３，２５０円	３，５７０円	
堀切フ	３００	１，２０	１，５０	１，６５	

ットサル場（1面）	円	0円	0円	0円		
東金町多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3，６００円	4，５００円	4，９５０円		
東金町多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1，８００円	2，２５０円	2，４７０円		
新宿多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3，６００円	4，５００円	4，９５０円		
新宿多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1，８００円	2，２５０円	2，４７０円		
プール	4，２２５円				一般（高校生以上）	６０円
					小・中学生	１０円
幼児用プール	８２５円				高校生以上の同伴者	６０円
ボルダリングウォール	1，２００円	4，８００円	6，０００円	6，６００円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
リードウォール	９００円	3，６００円	4，５００円	4，９５０円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
スピードウォール	９００円	3，６００円	4，５００円	4，９５０円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
スケー	2，５０	１０，０	１２，５	１３，７	一般（高	１２５

ットサル場（1面）	円	0円	0円	0円		
東金町多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3，６００円	4，５００円	4，９５０円		
東金町多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1，８００円	2，２５０円	2，４７０円		
新宿多目的広場（全面）	９００円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3，６００円	4，５００円	4，９５０円		
新宿多目的広場（半面）	４５０円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1，８００円	2，２５０円	2，４７０円		
プール	4，２２５円				一般（高校生以上）	６０円
					小・中学生	１０円
幼児用プール	８２５円				高校生以上の同伴者	６０円
ボルダリングウォール	1，２００円	4，８００円	6，０００円	6，６００円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
リードウォール	９００円	3，６００円	4，５００円	4，９５０円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
スピードウォール	９００円	3，６００円	4，５００円	4，９５０円	一般（高校生以上）	１００円
					小・中学生	２０円
スケー	2，５０	１０，０	１２，５	１３，７	一般（高	１２５

トボード場	0円	００円	００円	５０円	校生以上）	円
					小・中学生	２５円

備考

1　ボルダリングウォールの床面積を３分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。

2　リードウォールの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3　スピードウォールの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4　球技場（１面）、小菅フットサル場（１面）、堀切フットサル場（１面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

5　（略）

トボード場	0円	００円	００円	５０円	校生以上）	円
					小・中学生	２５円

備考

1　ボルダリングウォールの床面積を３分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。

2　リードウォールの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3　スピードウォールの床面積を２分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額（１回３０分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4　貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の１００分の２００相当額とする。

5　（略）

議案関係庶務報告Ｎｏ．２
令和８年９月２４日

葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

１　工事の目的

改築を進めている葛飾区立水元小学校について、外構整備工事を行う。

２　契約の概要

（１）工事件名

葛飾区立水元小学校外構整備工事

（２）工事箇所

葛飾区水元四丁目21番１号

（３）契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（４）予定価格

４億7,454万円

（５）契約金額

４億7,300万円

（６）契約の相手

東京都葛飾区堀切八丁目22番７号

株式会社相川造園

代表取締役　相　川　正　吾

（７）工期

契約締結の日の翌日から令和９年８月31日まで

３　工事の概要

（１）校庭整備工事　　一式

（２）付属棟建築工事　　一式

（3）防球ネット等設置工事　　一式

（4）電気設備工事　　一式

4　参考資料

（1）案内図

別紙1のとおり

（2）配置図

別紙2のとおり

別紙１

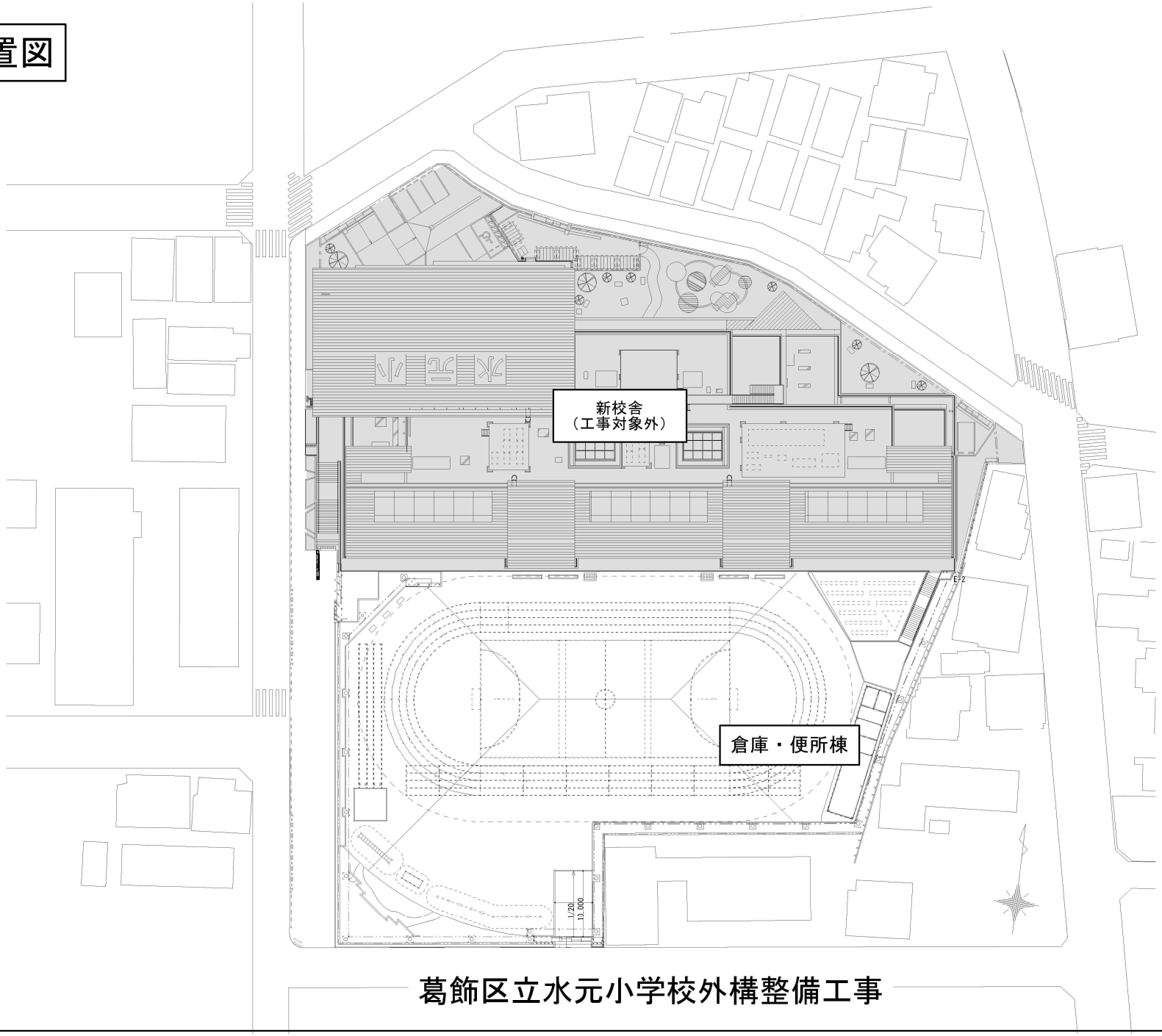
案　内　図



葛飾区立水元小学校外構整備工事

別紙２

配置図



葛飾区立水元小学校外構整備工事

議案関係庶務報告Ｎｏ．３
令和８年９月２４日

葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて

学務課

１　買入れの目的

葛飾区立常盤中学校改築に伴い、以下のとおり物品を買い入れるもの

２　契約の概要

（１）買入れ物件

葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等　3,670点

（２）買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

（３）予定価格

１億9,283万100円

（４）買入れ金額

１億9,019万円

（５）買入れの相手

東京都葛飾区東堀切二丁目16番２号

エビヌマ株式会社

代表取締役社長　海老沼　優　文

（６）納期

令和９年３月17日

３　買入れ物件の内訳

別紙「購入物品一覧」のとおり

別紙

購入物品一覧

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
1	1階	昇降口	生徒用下足入れ	15	台
2	1階	昇降口	教師・来客用下足入れ	2	台
3	1階	昇降口	案内板	2	台
4	1階	休憩室	テーブル	1	台
5	1階	休憩室	テーブル	1	台
6	1階	休憩室	チェア	10	脚
7	1階	休憩室	収納庫	1	台
8	1階	休憩室	収納庫	1	台
9	1階	休憩室	収納庫ベース	1	台
10	1階	休憩室	壁固定金具	1	セット
11	1階	休憩室	食器棚	1	台
12	1階	更衣室1	ロッカー（６人用）	2	台
13	1階	更衣室2	ロッカー（３人用）	1	台
14	1階	休憩室	下足入れ	1	台
15	1階	休憩室	サンプルケース	1	台
16	1階	廃棄物保管庫	中軽量ラック	1	台
17	1階	廃棄物保管庫	中軽量ラック ウォールブレース	2	個
18	1階	金工兼木工室	教師用作業台	1	台
19	1階	金工兼木工室	作業台	8	台
20	1階	金工兼木工室	角椅子	41	脚
21	1階	金工兼木工室	倉庫棚	2	台
22	1階	金工兼木工室	掃除用具入れ	1	台
23	1階	金工室準備室	デスク	1	台
24	1階	金工室準備室	オフィスチェア	1	脚
25	1階	金工室準備室	収納庫	2	台
26	1階	金工室準備室	収納庫	2	台
27	1階	金工室準備室	収納庫ベース	2	台
28	1階	金工室準備室	壁固定金具	2	セット
29	1階	金工室準備室	作業台	1	台
30	1階	金工室準備室	角椅子	2	脚
31	1階	金工室準備室	スチールラック	2	台
32	1階	金工室準備室	引戸収納	4	台
33	1階	木工室準備室	デスク	1	台
34	1階	木工室準備室	オフィスチェア	1	脚
35	1階	木工室準備室	収納庫	3	台
36	1階	木工室準備室	収納庫	3	台
37	1階	木工室準備室	収納庫ベース	3	台
38	1階	木工室準備室	壁固定金具	3	セット
39	1階	木工室準備室	作業台	1	台
40	1階	木工室準備室	角椅子	2	脚
41	1階	木工室準備室	スチールラック	2	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
42	1階	木工室準備室	引戸収納	4	台
43	1階	多目的室（武道場）	長机	20	台
44	1階	多目的室（武道場）	長机台車	2	台
45	1階	多目的室（武道場）	折りたたみ椅子	80	脚
46	1階	多目的室（武道場）	折りたたみ椅子用台車	2	台
47	1階	多目的室（武道場）	プロジェクター台	1	台
48	1階	多目的室（武道場）	掃除用具入れ	1	台
49	2階	体育館・ステージ	講演台/花台	1	セット
50	2階	体育館・ステージ	講演台カバー	1	個
51	2階	体育館・ステージ	校章	1	個
52	2階	体育館・ステージ	講義卓	1	台
53	2階	体育館・ステージ	折りたたみ椅子	750	脚
54	2階	体育館・ステージ	ステージステップ	2	台
55	2階	体育館・放送室	スツール	2	脚
56	2階	体育館・放送室	収納庫	1	個
57	2階	体育館・放送室	収納庫	1	個
58	2階	体育館・放送室	収納庫ベース	1	個
59	2階	体育館・放送室	壁固定金具	1	セット
60	2階	体育館器具庫	ひな段	1	台
61	2階	体育館器具庫	ひな段ラック	1	台
62	2階	体育館器具庫	長机	24	台
63	2階	体育館器具庫	長机台車	2	台
64	2階	体育館器具庫	中軽量ラック	2	台
65	2階	体育館器具庫	中軽量ラック（増連）	2	台
66	2階	体育館器具庫	中軽量ラック ウォールブレース	4	個
67	2階	体育館器具庫	ホワイトボード（暗線入り）	1	台
68	2階	体育館器具庫	ホワイトボード	1	台
69	2階	学習センター	閲覧テーブル	10	台
70	2階	学習センター	閲覧チェア	54	脚
71	2階	学習センター	窓下書架	1	台
72	2階	学習センター	スチール製紙芝居架	5	台
73	2階	学習センター	可動書架	2	台
74	2階	学習センター	壁面書架	3	台
75	2階	学習センター	ベンチ付書架	2	台
76	2階	学習センター	壁面展示書架	1	台
77	2階	学習センター	オフィスチェア	1	脚
78	2階	学習センター	掃除用具入れ	1	台
79	2階	学習センター	レーザープリンター台ワゴン	1	台
80	2階	地域開放玄関	案内板	1	台
81	2階	地域開放玄関	下足入れ	2	台
82	3階	美術室	教師用作業台	1	台
83	3階	美術室	美術室用机	40	台
84	3階	美術室	角椅子	41	脚

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
85	3階	美術室	スチールラック	4	台
86	3階	美術室	絵画乾燥棚	1	台
87	3階	美術室	掃除用具入れ	1	台
88	3階	美術室準備室	デスク	1	台
89	3階	美術室準備室	オフィスチェア	1	脚
90	3階	美術室準備室	収納庫	2	台
91	3階	美術室準備室	収納庫	2	台
92	3階	美術室準備室	収納庫ベース	2	台
93	3階	美術室準備室	壁固定金具	2	セット
94	3階	美術室準備室	スチールラック	6	台
95	3階	理科室1	スツール	41	脚
96	3階	理科室1	掃除用具入れ	1	台
97	3階	理科室1	ガラス器具戸棚	1	台
98	3階	理科室1	標本展示戸棚	1	台
99	3階	理科室1	収納戸棚	2	台
100	3階	理科室2	スツール	41	脚
101	3階	理科室2	掃除用具入れ	1	台
102	3階	理科室2	ガラス器具戸棚	1	台
103	3階	理科室2	標本展示戸棚	1	台
104	3階	理科室2	収納戸棚	2	台
105	3階	理科室1･2準備室	両面標本展示戸棚	3	台
106	3階	理科室1･2準備室	実験器具整理棚	2	台
107	3階	理科室1･2準備室	薬品保管庫	2	台
108	3階	理科室1･2準備室	収納戸棚	4	台
109	3階	理科室1･2準備室	収納戸棚	1	台
110	3階	理科室1･2準備室	薬品戸棚	1	台
111	3階	理科室1･2準備室	収納戸棚	4	台
112	3階	理科室1･2準備室	収納戸棚	2	台
113	3階	理科室1･2準備室	回転昇降椅子	2	脚
114	4階	音楽室	教卓	1	台
115	4階	音楽室	メモ台付きチェア	40	脚
116	4階	音楽室	オープン棚（上置き）	3	台
117	4階	音楽室	大型楽器収納（下置き）	3	台
118	4階	音楽室	掃除用具入れ	1	台
119	4階	音楽準備室	デスク	1	台
120	4階	音楽準備室	オフィスチェア	1	脚
121	4階	音楽準備室	収納庫	1	台
122	4階	音楽準備室	収納庫	1	台
123	4階	音楽準備室	収納庫ベース	1	台
124	4階	音楽準備室	壁固定金具	1	セット
125	4階	音楽準備室	スチールラック	3	台
126	4階	音楽準備室	オープン棚（上置き）	3	台
127	4階	音楽準備室	オープン棚（下置き）	3	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
128	4階	音楽準備室	プロジェクター台	1	台
129	4階	ホール	ベンチ	1	台
130	4階	ホール	円形ベンチ（大）	2	脚
131	4階	ホール	円形ベンチ（小）	3	脚
132	4階	被服室兼調理室	丸椅子	41	脚
133	4階	被服室兼調理室	掃除用具入れ	1	台
134	4階	被服室兼調理室	食器戸棚	3	台
135	4階	被服室兼調理室	壁面作業台	3	台
136	4階	調理準備室	食器戸棚	3	台
137	4階	調理準備室	テーブル	1	台
138	4階	調理準備室	壁面作業台	1	台
139	4階	調理準備室	食器戸棚	2	台
140	4階	調理準備室	整理戸棚	1	台
141	4階	調理準備室	回転昇降椅子	2	台
142	4階	被服準備室	作業台	1	台
143	4階	被服準備室	壁面作業台	2	台
144	4階	被服準備室	整理戸棚	2	台
145	4階	被服準備室	作品保管戸棚	1	台
146	4階	被服準備室	整理戸棚	3	台
147	4階	被服準備室	回転昇降椅子	2	台
148	1階	主事室	デスク	2	台
149	1階	主事室	オフィスチェア	2	脚
150	1階	主事室	アメニティ用ビジネスキッチン	1	台
151	1階	主事室	ロッカー（４人用）	1	台
152	1階	主事室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
153	1階	主事室	キャスター付コートハンガー	1	台
154	1階	主事室	理科戸棚	1	台
155	1階	主事室	理科戸棚	1	台
156	1階	地域連携室	フラップ天板会議テーブル	6	台
157	1階	地域連携室	会議イス	18	脚
158	1階	地域連携室	ホワイトボード	1	台
159	1階	地域連携室	キャスター付コートハンガー	2	台
160	1階	地域連携室	収納庫	5	台
161	1階	地域連携室	収納庫	5	台
162	1階	地域連携室	収納庫ベース	5	台
163	1階	地域連携室	壁固定金具	5	セット
164	1階	職員更衣室1	ロッカー（３人用）	10	台
165	1階	職員更衣室1	ロビーチェア	1	台
166	1階	職員更衣室1	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
167	1階	職員更衣室2	ロッカー（３人用）	11	台
168	1階	職員更衣室2	ロビーチェア	1	台
169	1階	職員更衣室2	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
170	1階	進路資料室・進路指導室	デスク	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
171	1階	進路資料室・進路指導室	オフィスチェア	1	脚
172	1階	進路資料室・進路指導室	会議テーブル	2	台
173	1階	進路資料室・進路指導室	会議イス	12	脚
174	1階	進路資料室・進路指導室	パネルスクリーン	2	台
175	1階	進路資料室・進路指導室	ホワイトボードスクリーン（2連）	2	台
176	1階	進路資料室・進路指導室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
177	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	2	台
178	1階	進路資料室・進路指導室	スライドボード	1	台
179	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	2	台
180	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫ベース	2	台
181	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	1	台
182	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	1	台
183	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫ベース	1	台
184	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	1	台
185	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫	1	台
186	1階	進路資料室・進路指導室	収納庫ベース	1	台
187	1階	進路資料室・進路指導室	壁固定金具	4	セット
188	1階	教育相談室	デスク	1	台
189	1階	教育相談室	ワゴン	2	台
190	1階	教育相談室	オフィスチェア	1	脚
191	1階	教育相談室	テーブル	1	台
192	1階	教育相談室	チェア	4	脚
193	1階	教育相談室	イートインソファ　3人用肘無し	2	台
194	1階	教育相談室	イートインソファ　中央テーブル	1	台
195	1階	教育相談室	ホワイトボードスクリーン（2連）	1	台
196	1階	教育相談室	ホワイトボード	1	台
197	1階	教育相談室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
198	1階	教育相談室	収納庫	2	台
199	1階	教育相談室	収納庫	2	台
200	1階	教育相談室	収納庫ベース	2	台
201	1階	教育相談室	壁固定金具	2	セット
202	1階	教育相談室	収納庫天板	2	台
203	1階	教育相談室	収納庫	2	台
204	1階	教育相談室	収納庫ベース	2	台
205	1階	校内適応教室	テーブル	1	台
206	1階	校内適応教室	テーブル	1	台
207	1階	校内適応教室	チェア	2	脚
208	1階	校内適応教室	チェア	2	脚
209	1階	校内適応教室	個人ブース	1	台
210	1階	校内適応教室	個人ブース	1	台
211	1階	校内適応教室	個人ブース	2	台
212	1階	校内適応教室	チェア	4	脚
213	1階	校内適応教室	スクリーン	4	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
214	1階	校内適応教室	ホワイトボードスクリーン（2連）	2	台
215	1階	校内適応教室	多目的スペース用　ランドセル収納	1	台
216	1階	校内適応教室	収納棚	1	台
217	1階	校内適応教室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
218	1階	校内適応教室	収納庫天板	1	台
219	1階	校内適応教室	収納庫	1	台
220	1階	校内適応教室	収納庫ベース	1	台
221	1階	校内適応教室	収納庫天板	1	台
222	1階	校内適応教室	収納庫	1	台
223	1階	校内適応教室	収納庫ベース	1	台
224	1階	特別支援教室	デスク	1	台
225	1階	特別支援教室	オフィスチェア	1	脚
226	1階	特別支援教室	生徒用机	4	台
227	1階	特別支援教室	生徒用椅子	4	脚
228	1階	特別支援教室	長方形テーブル	2	台
229	1階	特別支援教室	スツール（背もたれ付）	12	脚
230	1階	特別支援教室	パネルスクリーン	1	台
231	1階	特別支援教室	ホワイトボードスクリーン（2連）	2	台
232	1階	特別支援教室	多目的スペース用　ランドセル収納	2	台
233	1階	特別支援教室	多目的スペース用　ランドセル収納	2	台
234	1階	特別支援教室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
235	1階	特別支援教室	収納庫	1	台
236	1階	特別支援教室	収納庫	1	台
237	1階	特別支援教室	収納庫ベース	1	台
238	1階	特別支援教室	壁固定金具	1	セット
239	1階	特支職員室・校内適応職員室	デスク	8	台
240	1階	特支職員室・校内適応職員室	オフィスチェア	8	脚
241	1階	特支職員室・校内適応職員室	収納庫	2	台
242	1階	特支職員室・校内適応職員室	スライドボード	1	台
243	1階	特支職員室・校内適応職員室	収納庫	2	台
244	1階	特支職員室・校内適応職員室	収納庫ベース	2	台
245	1階	特支職員室・校内適応職員室	壁固定金具	2	セット
246	1階	保健室	デスク	1	台
247	1階	保健室	オフィスチェア	1	脚
248	1階	保健室	会議テーブル	1	台
249	1階	保健室	スツール	4	脚
250	1階	保健室	ホワイトボード（1か月罫）	1	箇所
251	1階	保健室	ソファベッド	1	台
252	1階	保健室	ウェーブ診察台	1	台
253	1階	保健室	抗ウィルス伸縮パーティション	2	台
254	1階	保健室	作業用イス	1	脚
255	1階	保健室	収納庫	2	台
256	1階	保健室	収納庫	2	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
257	1階	保健室	収納庫ベース	2	台
258	1階	保健室	壁固定金具	2	セット
259	1階	保健室	収納庫天板	1	台
260	1階	保健室	収納庫	1	台
261	1階	保健室	収納庫ベース	1	台
262	1階	保健室	収納庫天板	1	台
263	1階	保健室	収納庫	1	台
264	1階	保健室	収納庫ベース	1	台
265	1階	保健室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
266	1階	保健室	緊急備品収納棚	1	台
267	1階	保健室	大型器具収納棚	1	台
268	1階	保健室	布団収納棚	1	台
269	1階	保健室	掃除用具入れ	1	台
270	1階	保健室	レーザープリンター台ワゴン	1	台
271	1階	多目的室	会議イス	42	脚
272	1階	多目的室	ホワイトボード	1	台
273	1階	多目的室	掲示板	1	箇所
274	1階	多目的室	掃除用具入れ	1	台
275	1階	教材室	棚　軽量ラック	1	台
276	1階	教材室	棚　軽量ラック	1	台
277	1階	教材室	棚　軽量ラック	6	台
278	1階	教材室	棚　軽量ラック	2	台
279	1階	教材室	棚　軽量ラック	4	台
280	1階	教材室	棚　軽量ラック　ウォールブレース	10	個
281	1階	教材室	トップブレース	4	個
282	1階	教材室	スチールベースプレート	8	個
283	1階	教材室	固定用ボルト	8	セット
284	2階	職員室	デスク	2	台
285	2階	職員室	ワゴン	2	台
286	2階	職員室	ワゴン	2	台
287	2階	職員室	スツール	2	脚
288	2階	職員室	デスク	8	台
289	2階	職員室	デスク	1	台
290	2階	職員室	アーム付き電話台	7	台
291	2階	職員室	クランプ	7	台
292	2階	職員室	オフィスチェア	36	脚
293	2階	職員室	テーブル	1	台
294	2階	職員室	チェア	6	脚
295	2階	職員室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
296	2階	職員室	収納庫	4	台
297	2階	職員室	スライドボード	1	台
298	2階	職員室	収納庫	4	台
299	2階	職員室	収納庫ベース	4	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
300	2階	職員室	収納庫	2	台
301	2階	職員室	スライドボード	1	台
302	2階	職員室	収納庫	2	台
303	2階	職員室	収納庫ベース	2	台
304	2階	職員室	収納庫	3	台
305	2階	職員室	収納庫	3	台
306	2階	職員室	収納庫ベース	3	台
307	2階	職員室	収納庫	4	台
308	2階	職員室	収納庫	4	台
309	2階	職員室	収納庫ベース	4	台
310	2階	職員室	壁固定金具	13	セット
311	2階	職員室	収納庫天板	2	台
312	2階	職員室	収納庫	2	台
313	2階	職員室	収納庫ベース	2	台
314	2階	職員室	収納庫天板	2	台
315	2階	職員室	収納庫	2	台
316	2階	職員室	収納庫ベース	2	台
317	2階	職員室	収納庫天板	1	台
318	2階	職員室	収納庫	1	台
319	2階	職員室	収納庫ベース	1	台
320	2階	職員室	収納庫天板	12	台
321	2階	職員室	収納庫	12	台
322	2階	職員室	収納庫ベース	12	台
323	2階	職員室	収納庫天板	10	台
324	2階	職員室	収納庫	10	台
325	2階	職員室	収納庫ベース	10	台
326	2階	職員室	レーザープリンター台ワゴン	1	台
327	2階	職員室前廊下	セクションボード	1	箇所
328	2階	職員室前廊下	オープンシェルフ	3	台
329	2階	給湯室	保管庫　ビジネスセーフ	1	台
330	2階	給湯室	アメニティ用ビジネスキッチン	1	台
331	2階	給湯室	アメニティ用ビジネスキッチン	1	台
332	2階	印刷室	会議テーブル	2	台
333	2階	印刷室	スツール	4	脚
334	2階	印刷室	棚　中軽量ラック	1	台
335	2階	印刷室	棚　中軽量ラック	2	台
336	2階	印刷室	中軽量ラック ウォールブレース	4	個
337	2階	印刷室	収納庫天板	2	台
338	2階	印刷室	収納庫	2	台
339	2階	印刷室	収納庫ベース	2	台
340	2階	印刷室	会議テーブル	1	台
341	2階	事務室	デスク	4	台
342	2階	事務室	アーム付き電話台	2	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
343	2階	事務室	クランプ	2	台
344	2階	事務室	オフィスチェア	4	脚
345	2階	事務室	収納庫	2	台
346	2階	事務室	スライドボード	1	台
347	2階	事務室	収納庫	2	台
348	2階	事務室	収納庫ベース	2	台
349	2階	事務室	収納庫	1	台
350	2階	事務室	収納庫	1	台
351	2階	事務室	収納庫ベース	1	台
352	2階	事務室	収納庫	1	台
353	2階	事務室	収納庫	1	台
354	2階	事務室	収納庫ベース	1	台
355	2階	事務室	壁固定金具	4	セット
356	2階	事務室	収納庫天板	2	台
357	2階	事務室	収納庫	2	台
358	2階	事務室	収納庫ベース	2	台
359	2階	事務室	収納庫天板	1	台
360	2階	事務室	収納庫	1	台
361	2階	事務室	収納庫ベース	1	台
362	2階	事務室	収納庫天板	4	台
363	2階	事務室	収納庫	4	台
364	2階	事務室	収納庫ベース	4	台
365	2階	事務室	収納庫天板	5	台
366	2階	事務室	収納庫	5	台
367	2階	事務室	収納庫ベース	5	台
368	2階	事務室	保管庫 ビジネスセーフ	1	台
369	2階	校長室	役員用 両袖デスク	1	台
370	2階	校長室	チェア	1	脚
371	2階	校長室	会議テーブル	1	台
372	2階	校長室	チェア	6	脚
373	2階	校長室	アクセサリー デスク脇用屑入れ	1	台
374	2階	校長室	両開き扉収納	3	台
375	2階	校長室	ベース	3	台
376	2階	校長室	天板	3	台
377	2階	校長室	ロッカー	1	台
378	2階	校長室	両開き書棚	3	台
379	2階	校長室	コートハンガー	1	台
380	2階	閉架書庫	会議テーブル	1	台
381	2階	閉架書庫	会議イス	2	脚
382	2階	閉架書庫	棚 軽量ラック	1	台
383	2階	閉架書庫	棚 軽量ラック	1	台
384	2階	閉架書庫	棚 軽量ラック ウォールブレース	3	個
385	2階	閉架書庫	収納庫	2	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
386	2階	閉架書庫	収納庫	2	台
387	2階	閉架書庫	収納庫ベース	2	台
388	2階	閉架書庫	壁固定金具	2	セット
389	2階	生徒更衣室1	スクールロッカー	8	台
390	2階	生徒更衣室2	スクールロッカー	6	台
391	2階	生徒更衣室2	スクールロッカー	2	台
392	2階	普通教室1	教育用　教卓	1	台
393	2階	普通教室1	生徒用机	40	台
394	2階	普通教室1	生徒用椅子	40	脚
395	2階	普通教室1	収納庫	1	台
396	2階	普通教室1	収納庫	1	台
397	2階	普通教室1	収納庫ベース	1	台
398	2階	普通教室1	壁固定金具	1	セット
399	2階	普通教室2	教育用　教卓	1	台
400	2階	普通教室2	生徒用机	40	台
401	2階	普通教室2	生徒用椅子	40	脚
402	2階	普通教室2	収納庫	1	台
403	2階	普通教室2	収納庫	1	台
404	2階	普通教室2	収納庫ベース	1	台
405	2階	普通教室2	壁固定金具	1	セット
406	2階	普通教室3	教育用　教卓	1	台
407	2階	普通教室3	生徒用机	40	台
408	2階	普通教室3	生徒用椅子	40	脚
409	2階	普通教室3	収納庫	1	台
410	2階	普通教室3	収納庫	1	台
411	2階	普通教室3	収納庫ベース	1	台
412	2階	普通教室3	壁固定金具	1	セット
413	2階	普通教室4	教育用　教卓	1	台
414	2階	普通教室4	生徒用机	40	台
415	2階	普通教室4	生徒用椅子	40	脚
416	2階	普通教室4	収納庫	1	台
417	2階	普通教室4	収納庫	1	台
418	2階	普通教室4	収納庫ベース	1	台
419	2階	普通教室4	壁固定金具	1	セット
420	2階	普通教室5	教育用　教卓	1	台
421	2階	普通教室5	生徒用机	30	台
422	2階	普通教室5	生徒用椅子	30	脚
423	2階	普通教室5	収納庫	1	台
424	2階	普通教室5	収納庫	1	台
425	2階	普通教室5	収納庫ベース	1	台
426	2階	普通教室5	壁固定金具	1	セット
427	3階	放送室	会議テーブル	1	台
428	3階	放送室	スツール	4	脚

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
429	3階	放送室	クリーンロッカー・備品ロッカー	1	台
430	3階	放送室	収納庫	3	台
431	3階	放送室	収納庫	3	台
432	3階	放送室	収納庫ベース	3	台
433	3階	放送室	壁固定金具	3	セット
434	3階	放送室	収納庫天板	3	台
435	3階	放送室	収納庫	3	台
436	3階	放送室	収納庫ベース	3	台
437	3階	会議室	フラップ天板会議テーブル	6	台
438	3階	会議室	会議イス	18	脚
439	3階	会議室	ホワイトボード	1	台
440	3階	会議室	収納庫	6	台
441	3階	会議室	収納庫	6	台
442	3階	会議室	収納庫ベース	6	台
443	3階	会議室	壁固定金具	6	セット
444	3階	会議室	収納庫天板	2	台
445	3階	会議室	収納庫	2	台
446	3階	会議室	収納庫ベース	2	台
447	3階	倉庫	棚　軽量ラック	2	台
448	3階	倉庫	棚　軽量ラック	1	台
449	3階	倉庫	棚　軽量ラック　ウォールブレース	6	個
450	3階	少人数教室1	教育用　教卓	1	台
451	3階	少人数教室1	生徒用机	40	台
452	3階	少人数教室1	生徒用椅子	40	脚
453	3階	少人数教室1	収納庫	1	台
454	3階	少人数教室1	収納庫	1	台
455	3階	少人数教室1	収納庫ベース	1	台
456	3階	少人数教室1	壁固定金具	1	セット
457	3階	普通教室6	教育用　教卓	1	台
458	3階	普通教室6	生徒用机	35	台
459	3階	普通教室6	生徒用椅子	35	脚
460	3階	普通教室6	収納庫	1	台
461	3階	普通教室6	収納庫	1	台
462	3階	普通教室6	収納庫ベース	1	台
463	3階	普通教室6	壁固定金具	1	セット
464	3階	普通教室7	教育用　教卓	1	台
465	3階	普通教室7	生徒用机	35	台
466	3階	普通教室7	生徒用椅子	35	脚
467	3階	普通教室7	収納庫	1	台
468	3階	普通教室7	収納庫	1	台
469	3階	普通教室7	収納庫ベース	1	台
470	3階	普通教室7	壁固定金具	1	セット
471	3階	普通教室8	教育用　教卓	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
472	3階	普通教室8	生徒用机	35	台
473	3階	普通教室8	生徒用椅子	35	脚
474	3階	普通教室8	収納庫	1	台
475	3階	普通教室8	収納庫	1	台
476	3階	普通教室8	収納庫ベース	1	台
477	3階	普通教室8	壁固定金具	1	セット
478	3階	普通教室9	教育用　教卓	1	台
479	3階	普通教室9	生徒用机	35	台
480	3階	普通教室9	生徒用椅子	35	脚
481	3階	普通教室9	収納庫	1	台
482	3階	普通教室9	収納庫	1	台
483	3階	普通教室9	収納庫ベース	1	台
484	3階	普通教室9	壁固定金具	1	セット
485	3階	普通教室10	教育用　教卓	1	台
486	3階	普通教室10	生徒用机	35	台
487	3階	普通教室10	生徒用椅子	35	脚
488	3階	普通教室10	収納庫	1	台
489	3階	普通教室10	収納庫	1	台
490	3階	普通教室10	収納庫ベース	1	台
491	3階	普通教室10	壁固定金具	1	セット
492	3階	生徒会室	会議テーブル	2	台
493	3階	生徒会室	会議イス	12	脚
494	3階	生徒会室	ホワイトボード	1	台
495	3階	生徒会室	収納庫	6	台
496	3階	生徒会室	収納庫ベース	6	台
497	3階	生徒会室	壁固定金具	6	セット
498	3階	生徒会室	収納庫天板	2	台
499	3階	生徒会室	収納庫	2	台
500	3階	生徒会室	収納庫ベース	2	台
501	4階	倉庫	棚　軽量ラック	2	台
502	4階	倉庫	棚　軽量ラック	1	台
503	4階	倉庫	棚　軽量ラック　ウォールブレース	6	個
504	4階	少人数教室2	教育用　教卓	1	台
505	4階	少人数教室2	生徒用机	40	台
506	4階	少人数教室2	生徒用椅子	40	脚
507	4階	少人数教室2	収納庫	1	台
508	4階	少人数教室2	収納庫	1	台
509	4階	少人数教室2	収納庫ベース	1	台
510	4階	少人数教室2	壁固定金具	1	セット
511	4階	普通教室11	教育用　教卓	1	台
512	4階	普通教室11	生徒用机	35	台
513	4階	普通教室11	生徒用椅子	35	脚
514	4階	普通教室11	収納庫	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
515	4階	普通教室11	収納庫	1	台
516	4階	普通教室11	収納庫ベース	1	台
517	4階	普通教室11	壁固定金具	1	セット
518	4階	普通教室12	教育用　教卓	1	台
519	4階	普通教室12	生徒用机	35	台
520	4階	普通教室12	生徒用椅子	35	脚
521	4階	普通教室12	収納庫	1	台
522	4階	普通教室12	収納庫	1	台
523	4階	普通教室12	収納庫ベース	1	台
524	4階	普通教室12	壁固定金具	1	セット
525	4階	普通教室13	教育用　教卓	1	台
526	4階	普通教室13	生徒用机	35	台
527	4階	普通教室13	生徒用椅子	35	脚
528	4階	普通教室13	収納庫	1	台
529	4階	普通教室13	収納庫	1	台
530	4階	普通教室13	収納庫ベース	1	台
531	4階	普通教室13	壁固定金具	1	セット
532	4階	普通教室14	教育用　教卓	1	台
533	4階	普通教室14	生徒用机	35	台
534	4階	普通教室14	生徒用椅子	35	脚
535	4階	普通教室14	収納庫	1	台
536	4階	普通教室14	収納庫	1	台
537	4階	普通教室14	収納庫ベース	1	台
538	4階	普通教室14	壁固定金具	1	セット
539	4階	普通教室15	教育用　教卓	1	台
540	4階	普通教室15	生徒用机	35	台
541	4階	普通教室15	生徒用椅子	35	脚
542	4階	普通教室15	収納庫	1	台
543	4階	普通教室15	収納庫	1	台
544	4階	普通教室15	収納庫ベース	1	台
545	4階	普通教室15	壁固定金具	1	セット
			計	3,670	点

議案関係庶務報告Ｎｏ．４
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について

学校教育推進担当課

１　工事の目的

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プールについて、本体建築工事に付随する電気設備工事を行う。

２　契約の概要

（１）工事件名

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事

（２）工事箇所

葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２

（３）契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（４）予定価格

２億6,191万円

（５）契約金額

２億6,125万円

（６）契約の相手

東京都葛飾区亀有四丁目６番11号

大豊・ＫＨＹ建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区亀有四丁目６番11号

大豊電設株式会社

代表取締役　飯　塚　悦　永

構成員　東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号

有限会社ＫＨＹテクノ

代表取締役　眞　川　昭　夫

（7）工期

契約締結の日の翌日から令和10年７月14日まで

3　工事の概要

（1）引込設備工事　一式

（2）受変電設備工事　一式

（3）幹線設備工事　一式

（4）動力設備工事　一式

（5）電灯設備工事　一式

（6）コンセント設備工事　一式

（7）個別映像・音響設備工事　一式

（8）放送設備工事　一式

（9）電話用配管設備工事　一式

(10) 情報通信用配管設備工事　一式

(11) テレビ共同受信設備工事　一式

(12) インターホン設備工事　一式

(13) トイレ呼出設備工事　一式

(14) 機械警備用配管設備工事　一式

(15) 自動火災報知設備工事　一式

(16) 太陽光発電設備工事　一式

4　参考資料

（1）案内図

別紙１のとおり

（2）配置図

別紙２のとおり

別紙１

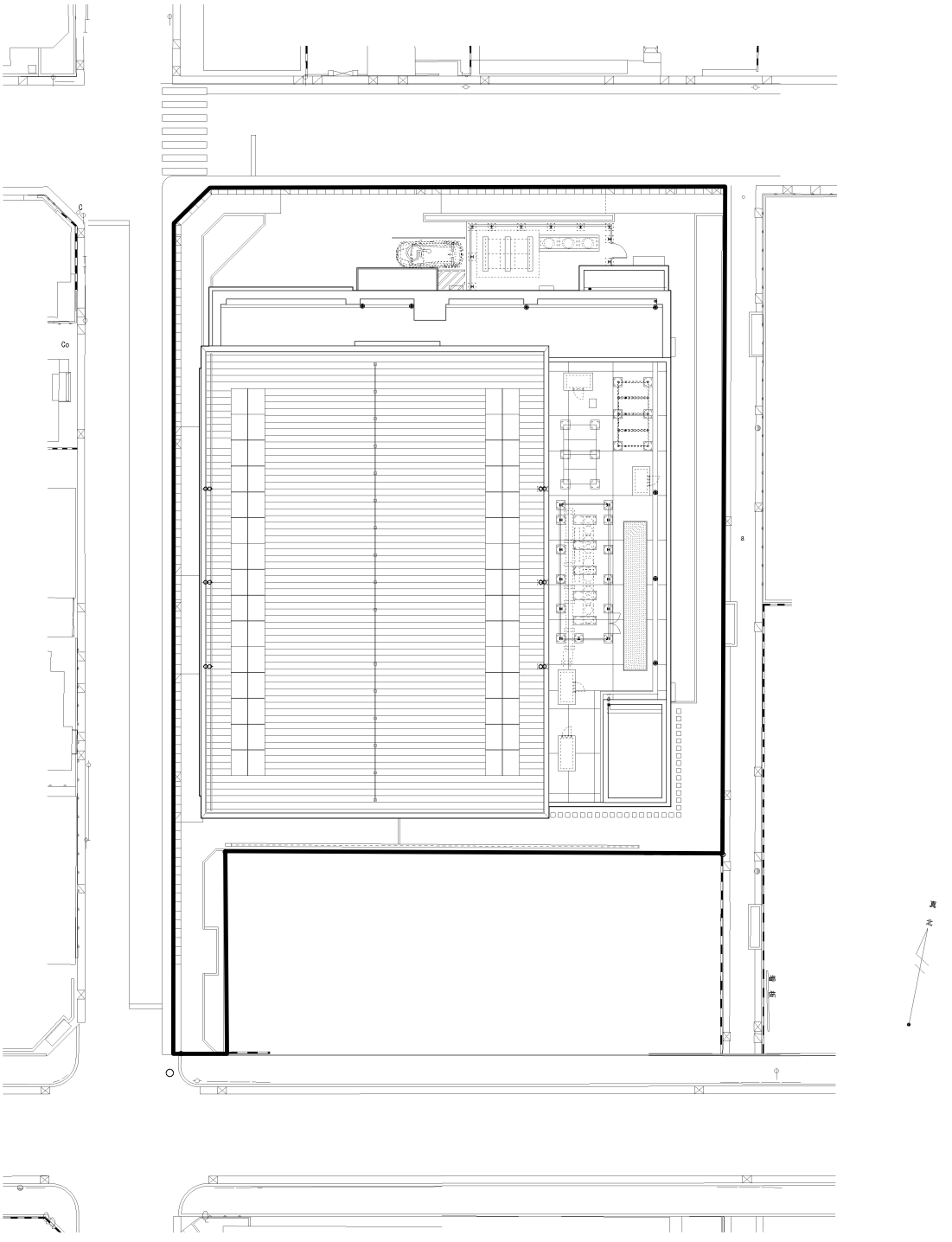
案　内　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事

別紙２

配　置　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事

議案関係庶務報告Ｎｏ．５
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について

学校教育推進担当課

１　工事の目的

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プールについて、本体建築工事に付随する給排水衛生設備工事を行う。

２　契約の概要

（１）工事件名

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事

（２）工事箇所

葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２

（３）契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（４）予定価格

２億4,481万6,000円

（５）契約金額

２億4,479万4,000円

（６）契約の相手

東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号

東和・洞田貫建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役　山　村　憲　二

構成員　東京都葛飾区西亀有二丁目41番１号

有限会社洞田貫設備工業

取締役　榎　本　大　地

（7）工期

契約締結の日の翌日から令和10年７月14日まで

3　工事の概要

（1）屋内工事

衛生器具設備工事	一式
給水設備工事	一式
排水設備工事	一式
給湯・太陽熱設備工事	一式
消火設備工事	一式
ガス設備工事	一式
ろ過設備工事	一式

（2）屋外工事

給水設備工事	一式
排水設備工事	一式
消火設備工事	一式
ガス設備工事	一式

4　参考資料

（1）案内図

別紙１のとおり

（2）配置図

別紙２のとおり

別紙１

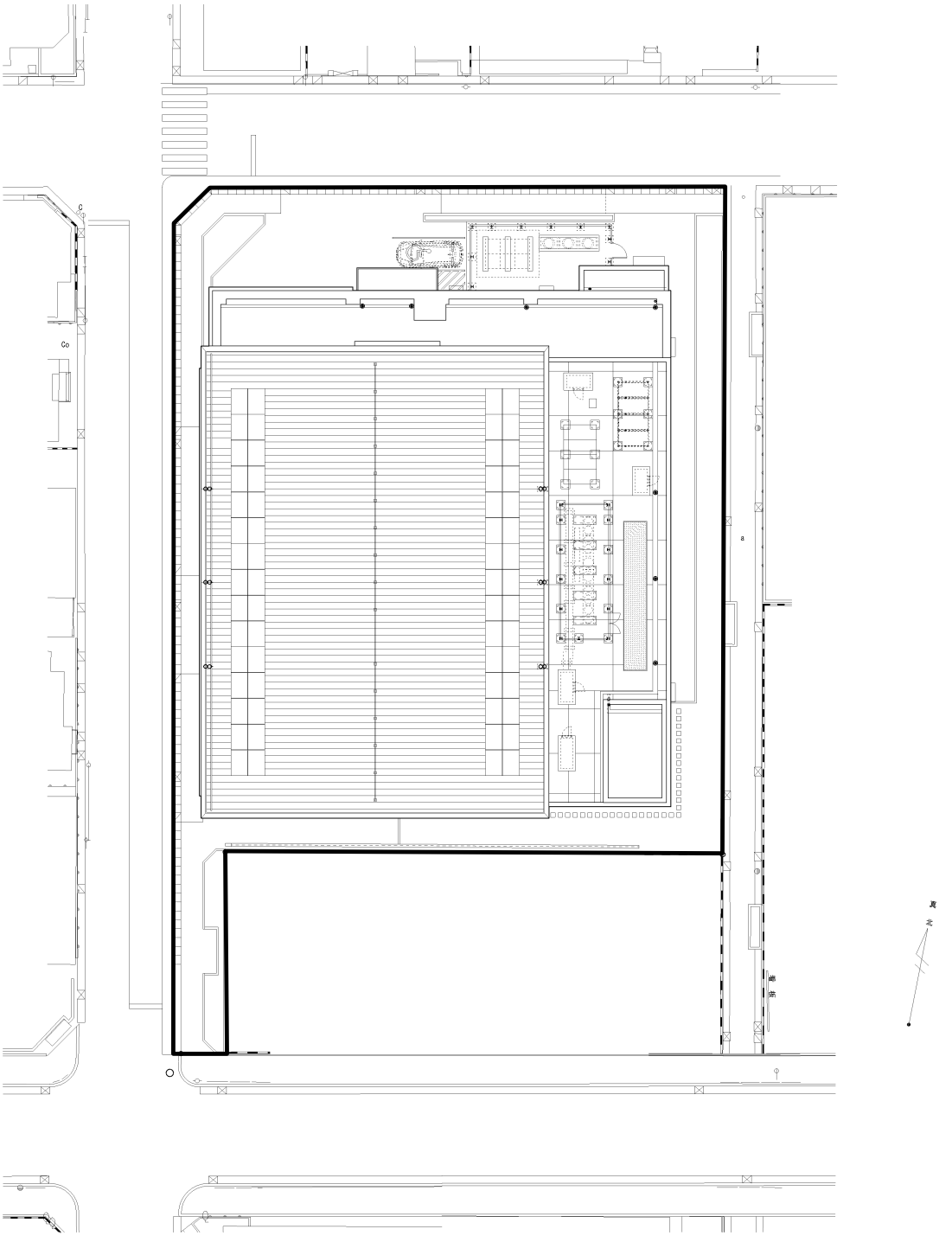
案　内　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事

別紙２

配　置　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事

議案関係庶務報告Ｎｏ．６
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について

学校教育推進担当課

１　工事の目的

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プールについて、本体建築工事に付随する空調設備工事を行う。

２　契約の概要

（１）工事件名

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

（２）工事箇所

葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２

（３）契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

（４）予定価格

３億3,734万8,000円

（５）契約金額

３億3,733万7,000円

（６）契約の相手

東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号

東和・とりかつ建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役　山　村　憲　二

構成員　東京都葛飾区西水元三丁目21番15号

株式会社とりかつ

代表取締役　大　野　美智子

（7）工期

契約締結の日の翌日から令和10年７月14日まで

3　工事の概要

（1）空気調和設備工事

機器設備工事　　一式

配管設備工事　　一式

ダクト設備工事　　一式

（2）換気設備工事

機器設備工事　　一式

ダクト設備工事　　一式

（3）床暖房設備工事

（4）自動制御設備工事

4　参考資料

（1）案内図

別紙１のとおり

（2）配置図

別紙２のとおり

別紙１

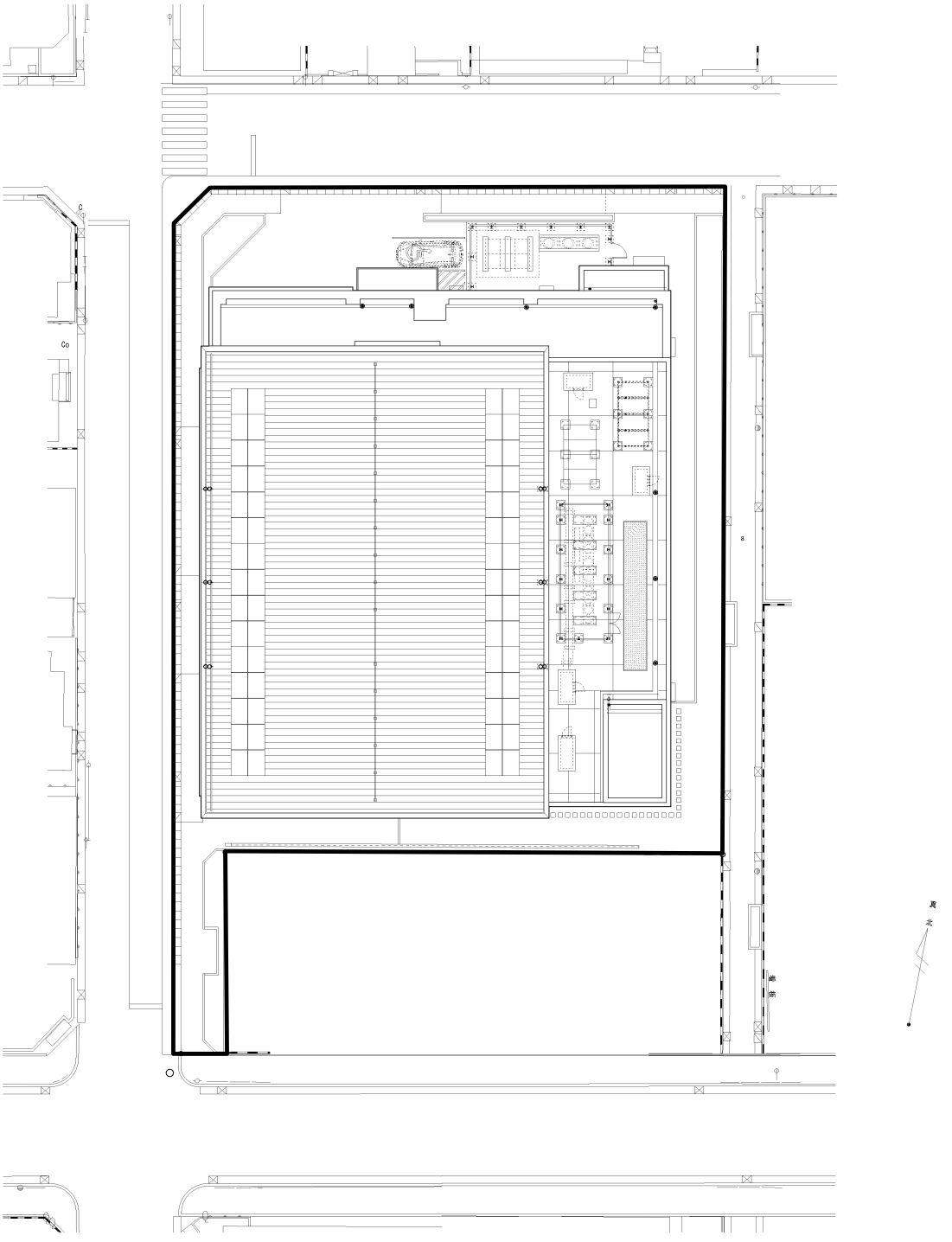
案　内　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

別紙２

配　置　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

一般庶務報告Ｎｏ．１
令和８年９月２４日

中期実施計画等の進捗状況について

教育総務課

１　趣旨

後期実施計画（令和９年度～令和12年度）の策定に向け、中期実施計画（令和６年度～令和９年度）の進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

あわせてＳＤＧｓ推進計画（令和５年度～令和12年度）についても進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

２　進捗状況

（１）中期実施計画

ア　葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況　別紙１のとおり

イ　施策（指標）の目標値と実績値　別紙２のとおり

ウ　計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値　別紙３のとおり

（２）ＳＤＧｓ推進計画

ア　ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況　別紙４のとおり

イ　各ゴール（指標）の目標値と実績値　別紙５のとおり

３　進捗状況を踏まえた今後の方針について

（１）後期実施計画

後期実施計画の策定に当たっては、今回取りまとめた進捗状況や政策・施策マーケティング調査等の各種アンケート調査結果を踏まえるとともに、新たな行政課題への対応など計画策定の視点を示した後期実施計画策定方針を基に、区民満足度の更なる向上を目指し、その達成に向けた取組を検討していく。

（２）ＳＤＧｓ推進計画

後期実施計画において「ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクト」の具体化を図るとともに、関連施策の進捗管理を後期実施計画と一体的に行っていく。

４　後期実施計画策定スケジュール（予定）

令和８年12月　　後期実施計画（素案）を区議会報告

　　パブリック・コメント手続の実施

令和９年２月　　後期実施計画（案）を区議会報告

　　３月　　後期実施計画策定

別紙１

中期実施計画
葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況

２　「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト　～生涯を通じた、切れ目のない健康づくり～

人口減少が見込まれる中、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりのため、区民が自発的に健康づくりに取り組める環境整備が必要です。

区はこれまで、受診率向上を目指した特定健康診査をはじめとする各種健康診査を展開してきました。特に、がんの早期発見・早期治療のため、全てのがん検診について、受診費用の無償化を実施して受診率の向上を図るとともに、高齢男性を介護予防や社会参加活動につなげる「葛飾男塾」、加齢性難聴の早期発見・早期対応を図る「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」などの取組も進めてきました。

また、健康アプリ「モンチャレ」の利用者数については、当初の目標を大きく上回る３万1,000人を超えるまでに増加し、本アプリを活用しながら測定習慣や生活習慣の形成などの具体的な行動改善につなげています。あわせて、区内事業者に対する「健康経営」についても促進するなど、葛飾区全体で健康づくりに取り組む機運を高めてきました。

今後は、健診後の行動変容を図るとともに、健康無関心層や働く世代、男性へのアプローチを更に図っていく必要があります。そのため、モンチャレ等のデータを活用し、区民一人一人の健康状態に応じた支援や施策の効果検証を進めます。また、受診や健康づくりの行動を促す仕組みを取り入れるとともに、介護予防やスポーツ事業と連携し、健康無関心層や働く世代、男性を含め、区民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

これらの取組を通じて、誰もがいきいきと幸せに暮らせる「健康長寿のまち、葛飾」を積極的に推進していきます。

４　「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト　～子育て・子育ち支援の充実～

区では、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザを着実に整備しつつ、ゆりかご面接や産後ケア事業の充実により、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（葛飾区版ネウボラ）を推進してきました。

また、多様な保育需要へ対応するため「こども誰でも通園制度」を開始したほか、学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場に加え、かつしかプラスの充実を進めてきました。

さらに、令和５年10月の児童相談所開設に続き、令和８年４月には母子保健部門と児童福祉部門を一体的にマネジメントする「こども家庭センター」機能を整備するなど、子どもの最善の利益確保と家庭への支援充実に積極的に取り組んできました。

今後も、ハード・ソフト両面での事業拡充を通して保護者の不安や孤立感の軽減を図るとともに、就学前教育の推進や保育人材の確保・定着支援を継続し、質の高い保育環境を実現します。また、子どもが就学後も安全・安心に放課後等を過ごし、多様な体験ができる環境の整備を進めるとともに、子ども・若者や子育て支援の視点を区政に反映させながら「子育てするなら、葛飾で」の安心感を強みとしたプロモーションを展開し、子育て世代を中心に「住んでみたい、住み続けたい」と思われるまちづくりを進めていきます。

５　学力・体力向上プロジェクト　～これからの時代を生き抜く学力・体力を身に付ける～

現在、グローバル化や情報化など急激な社会的変化が進む中、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現や、プログラミング教育、外国語授業など新たな活動への対応を進めています。また、次世代校務ＤＸの推進により教員の働き方改革を進め、教員が子どもと向き合う時間を確保することで、教育活動を充実させる取組を行っています。

特に、学力向上に向けては、「学力向上グランドデザイン」や「葛飾教師の授業スタンダード」に基づく授業改善、全小学校への学習指導補助員や全中学校への学習指導員の外部人材の配置、全校への学校司書配置による読書活動の活性化、自学自習用配信コンテンツの導入、「かつしかチャレンジプログラム」（自然科学、プログラミング、English Challenge、理数分野、調べる学習の各コース）の開設などの多角的な取組を進めてきました。体力向上に向けては、「かつしかっ子体力アッププログラム」を推進し、体を動かすことへの興味・関心の醸成を図ってまいりました。

今後、更なる学力の定着を図りつつ、これからの時代に求められる資質や能力を身に付けられるよう、授業と自学自習を推し進められる環境づくりとを効果的に連動させ、一人一人に応じた学習を支援します。また、発達障害のある児童等への支援や不登校対策の充実、外国にルーツのある児童・生徒のための学習環境の整備を推進してまいります。さらに、学習センター（学校図書館）の利用時間の拡大を図りながら安心して学習に取り組める環境を整備し、個性を大切にした教育を推進します。

11　「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト ～惹きつけ、呼び込み、楽しめるまちづくり~

我が国における令和７年の訪日外国人旅行者数は 4,200 万人を超え、インバウンド需要は一層の高まりを見せています。

こうした中、本区ではこれまで、映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」など、本区ゆかりのキャラクターを活かした観光事業を積極的に展開してまいりました。近年では、亀有地域に「こち亀記念館」、柴又地域に「柴又川甚まちなみ館」を新たに整備し、これらの施設を起点とした回遊性の向上や地域のにぎわい創出に努めているところです。

また、「かつしかアート・カルチャー基本方針」を令和７年３月に策定し、目指すべき未来像「魅力をミガキ　個性がカガヤキ　文化をテラス」を掲げ、文化・芸術の更なる振興と文化を通じたまちづくりの取組を進めています。

今後は、新たに整備した施設を活用した観光振興を一層推進するとともに、本区ゆかりのキャラクターや重要文化的景観に選定された柴又をはじめとする地域に息づく文化・歴史、にぎわいを生み出す商店街、地域に根ざした産業やものづくりなど、葛飾ならではの多彩な地域資源の魅力を広く発信してまいります。また、外国人観光客をはじめとする多様な来訪者のニーズを踏まえた観光資源の創出に取り組み、更なる誘客の促進につなげてまいります。

これらの取組を通じて、観光による地域の活性化と区民の地元への愛着や誇りの醸成を図り、国内外から何度でも訪れたいと思われる魅力あるまちの実現を目指してまいります。

15　葛飾かわまちづくりプロジェクト　～水辺を舞台としたにぎわいまちづくり～

本区は江戸川、荒川・綾瀬川、大場川に囲まれ、中央部を中川、新中川が流れる豊富な河川資源に恵まれており、河川敷では野球やマラソン大会などのレクリエーションが楽しまれています。

中川では、令和５年８月に高砂橋から新宿六丁目付近までの区間が、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に登録され、区はこれまで、ハード面では、新宿六丁目における国のテラス整備に合わせて、賑わい拠点整備に向けた設計や照明設備等工事に着手してきました。また、ソフト面では、中川かわまちづくりの機運醸成を図るため、各地区でのイベント実施を通じて、プロジェクトの周知を図ってきました。

今後も、中川での取組を契機に他河川でも河川空間のオープン化を進め、様々な活動を川まで広げることで、葛飾ならではの「かわ」を活かしたまちづくりを推進します。区としても組織横断的に連携し、全庁をあげて地域を支援します。

これらの取組により、区を囲む５つの川が大きな回廊となって全てのまちをつなぎ、河川の利活用を広げ、昔ながらの川との共存を取り戻しながら、「かわ」と「まち」が融合した新たな文化を創造していきます。

16　スタジアム構想実現プロジェクト　～スポーツを核としたにぎわいまちづくり～

区では、多様な世代がスポーツに親しみ、日常的に運動習慣を取り入れられる環境づくりを進めてきました。更なるスポーツ振興と地域活性化の起爆剤として、スタジアム整備を踏まえたまちづくりの検討を進めています。

令和６年３月に区南部にある私学事業団総合運動場の敷地等を取得し、現在は「東新小岩運動場」として活用を図るとともに、将来的にスタジアムを有する都市計画公園としての整備に向けた取組を進めています。

これまで、スタジアム構想に係る建築基準法や都市公園法等の制約の整理のほか、先行事例を基にした公民連携手法やスタジアムの運用、防災・環境といった基礎調査を行うとともに、スタジアムの整備運営にかかわる民間事業者等に対して敷地の利活用や事業手法についてヒアリングを実施しました。また、大学教授等の有識者で構成される葛飾区スタジアム構想事業検討委員会を設置し、同委員会では、スタジアムの将来像や方向性、理念等を示す「スタジアムのあるべき姿」を策定し、これを踏まえた「スタジアム構想」の取りまとめに向けた検討を進めています。

同委員会での検討結果を踏まえ、公募等を含めた事業化に向けた次の段階へ移行し、スタジアム構想の実現に向け着実に進めていきます。

スタジアム整備は、スポーツ振興に加え、区内商業や観光業をはじめとする地域経済の活性化や、大規模避難施設といった防災機能の強化、再生可能エネルギーや省エネによる環境配慮など、多面的な効果が期待されます。また、スポーツをする・みる場としてのスポーツ振興の場に加え、各種イベントや周辺のまちづくりにより、地域のにぎわい創出と持続的成長の核としての機能を果たすことができるものと考えます。

今後は、新金線を活用した新交通システムの整備に向けた検討状況を踏まえるとともに、新小岩駅周辺まちづくりと連動させながら、民間活力を最大限に生かす方策を含め、敷地の更なる活用方法を検討します。

別紙２

中期実施計画

施策（指標）の目標値と実績値

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
8	子ども・家庭支援	01	**母子保健** 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	95.8	96.7	96.9	96.4	95.9	96.0
		02	**子育て家庭への支援** 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	子育て支援が充実していると思う区民の割合	%	54.6	53.3	57.1	62.7	57.4	60.0
				子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0
		03	**仕事と子育ての両立支援** 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	仕事と子育てが両立しやすい環境が整っていると思う区民の割合	%	45.3	45.3	44.9	54.1	50.2	55.0
		04	**放課後支援** 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場で、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせていると思う保護者の割合	%	71.2	74.0	76.9	77.9	73.2	75.2
		05	**子ども・若者支援** 子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます	子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0
9	学校教育	01	**学力・体力の向上** 学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます	全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差（上段：小学校、下段：中学校）	ポイント	1.1 -1.7	0.2 -1.2	-0.1 -1.3	0.6 0.7	2.2 -0.8	3.0 0.0
				体力・運動能力調査における体力合計点の平均（上段：小学校、下段：中学校）	点	45.2 43.0	45.1 43.1	44.5 42.8	44.6 43.5	45.6 43.4	46.0 43.8
				授業に満足している保護者の割合	%	71.1	71.3	71.4	71.1	76.0	80.0
		02	**一人一人を大切にする教育の推進** 一人一人を大切にする教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします	特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒数（上段：小学校、下段：中学校）	人	981 253	914 213	996 240	1,119 237	995 281	995 281
				不登校児童・生徒数の出現率（上段：小学校、下段：中学校）	%	－	2.60 9.36	2.61 8.14	未確定	1.52 7.32	1.50 7.28
				不登校児童・生徒数（そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数）（上段：小学校、下段：中学校）	人	482 (172) 763 (310)	531 (190) 807 (254)	529 (158) 706 (146)	未確定	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)
				にほんごステップアップ教室・日本語学級の利用者数（上段：教室、下段：学級）	人	78 129	127 173	140 248	173 273	195 156	195 190
		03	**教育環境の整備** いきいきと学校生活が送れるよう、教育環境を整えます	子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合	%	63.7	66.2	66.0	66.4	67.9	69.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
10	地域教育	01	**学校・家庭・地域の連携** 学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合	%	19.4	21.4	22.9	26.4	22.9	26.5
				地域の活動に参加している児童・生徒の割合	%	31.9	34.2	35.2	36.9	34.8	36.0
				最近１年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことのある区民の割合	%	18.2	20.4	21.9	21.2	19.8	21.4
		02	**家庭教育への支援** 家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします	子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心がけている保護者の割合	%	87.4	90.1	89.2	89.5	91.4	95.4
				朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	%	92.5	91.8	91.0	91.3	97.2	99.1
				夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合	%	58.0	55.6	56.5	55.5	63.9	69.9
11	生涯学習	01	**区民学習** 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	日頃から学習や習い事をしている区民の割合	%	30.8	32.3	31.9	35.4	31.2	31.6
		02	**図書サービスの充実** 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します	最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合	%	27.5	27.4	28.7	28.1	30.7	35.0
				１か月に１冊以上の本を読んでいる区民の割合	%	32.5	32.4	30.4	33.3	33.4	34.4
12	スポーツ	01	**スポーツ活動の推進** 区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります	日頃から運動やスポーツをしている区民の割合	%	66.4	64.6	66.2	67.1	69.7	73.0
		02	**スポーツ基盤整備** 区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します	スポーツ施設の利用者数	万人	286.1	311.0	327.3	324.5	351.3	360.0
19	観光・文化	01	**観光まちづくり** 本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします	多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合	%	38.2	40.9	45.9	47.4	40.4	41.2
		02	**観光イベント** 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	観光イベントが区内ににぎわいをもたらしていると思う区民の割合	%	37.2	41.4	48.0	49.1	40.4	41.2
		03	**文化・芸術の創造** 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます	最近１年間に音楽や美術などの催し物に行ったことのある区民の割合	%	38.7	43.5	43.1	44.4	40.5	42.5
				最近１年間に文化・芸術活動に取り組んだことのある区民の割合	%	16.8	19.6	17.6	20.8	18.5	20.5

別紙３

中期実施計画

計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
1	8	4	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業	放課後支援課	活動量	1	学童保育クラブ学校内整備校数（累計）（校）	37	37	38	38
						2	学童保育クラブの待機児童解消に向けた放課後居場所事業（モデル実施）校数（校）	4	4	5	8
						3	わくわくチャレンジ広場の対象学年を1年生からとする校数（校）	26	26	26	25
						4	わくわくチャレンジ広場の三季休業日（全日）の実施校数（校）	7	7	7	7
					評価指標	1	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合（%）	72.2	76.9	72.7	77.9
2	9	1	総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～	教育指導課	活動量	1	学習指導員の配置（中学校）（時間／校（累計））	120	120	120	120
						2	学習指導補助員の配置（小学校、保田しおさい学校）（時間／校（累計））	930	930	930	930
						3	校内研究の実施　（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	74
						4	ICT研修会の開催（回）	1	0	1	0
						5	学力調査の実施（小4～中3）（回）	1	1	1	1
						6	学習意識調査の実施（小4～中3）（回）	1	1	1	1
						7	自学自習シートの活用（中学校）（校）	24	24	24	24
						8	ICT活用ハンドブックの活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						9	ICT活用ルールの活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						10	デジタル教材の活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						11	映像教材の活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	5	5	5	10
					評価指標	1	全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差（上：小学校、下：中学校）（ポイント）	1.8 −1.2	−0.1 −1.3	2.0 −1.0	0.6 0.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
3	9	1	教育情報化推進事業	学校教育推進担当課、教育指導課	活動量	1	ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの資質・能力の育成				
							①学習アプリケーションの活用	活用 検討	活用 検討	活用 検討	活用 検討
							②学習者用デジタル教科書の整備	導入・活用	活用	活用	活用
							③中学校のプログラミング教育の充実	実施	実施	実施	実施
							④ICT支援員の配置（週の回数）	週3回程度	週3回程度	週3回程度	週3回程度
							⑤ヘルプデスク等の運用	運用	運用	運用	運用
						2	教員の能力を最大限に発揮するためのICTを活用した働き方改革の推進				
							①デジタル採点システムの導入	導入	導入・活用	活用	活用
							②印刷環境の見直し	実施	実施・運用	運用	運用
							③教職員端末の活用（ロケーションフリー化）	活用・入替え	活用・入替え	活用	活用
							④保護者連絡アプリケーションの活用	活用	活用	活用	活用
						3	教育DXを推進するための環境整備				
							①学校教育総合システムリプレイス	検討	検討	検討	検討
							②児童・生徒用タブレット端末（1人1台）の入替え	活用 次期端末検討	活用 次期端末検討	活用 入替え	活用 入替え
							③大型提示装置の整備・活用	活用	活用	活用 入替え（中学校）	活用
							④周辺機器の整備・活用	活用	活用	活用	活用
					評価指標	1	小学5年生まで（中学1．2年生のとき）に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合（上：小学校、下：中学校）（%）	74.9 78.2	82.3 83.8	76.1 79.1	75.1 75.0
						2	ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教員の割合（上：小学校、下：中学校）（%）	56.6 50.5	69.4 63.8	62.4 57.8	66.8 71.4

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
4	9	1	体力向上のための取組	教育指導課	活動量	1	体力アッププログラムの実施（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						2	小学校体力向上プログラムの実施（小学校）（校）	49	49	49	48
						3	中学校体力向上プログラムの実施（中学校）（校）	4	24	4	24
						4	体力向上推進校の指定（小中学校）（校）	8	2	8	5
						5	教員の実技研修会の実施（小学校）（回）	4	4	4	4
					評価指標	1	児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における体力合計点の平均（点）上：小学校、下：中学校	45.4 43.2	44.5 42.8	45.5 43.3	44.6 43.5
						2	「運動をもっとしたい」と回答した中学3年生の割合（%）上：男子、下：女子	52.0 41.5	57.2 38.4	52.5 44.0	57.2 39.6
5	9	2	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	総合教育センター教育支援課、総合教育センター管理担当課	活動量	1	特別支援教室の運営（校）（上：小学校、下：中学校）	49 24	49 24	49 24	48 24
						2	自閉症・情緒障害特別支援学級の運営（校）（上：小学校、下：中学校）	2 2	2 2	2 2	2 2
						3	ペアレントトレーニングの参加人数（人）（小学校のみ）	20	20	30	36
						4	クラス支援員（発達障害児童・生徒対応）の配置（校）（上：小学校、下：中学校）	49 10	46 9	49 10	46 10
					評価指標	1	特別支援教室において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	995 281	996 240	995 281	1,119 237
						2	自閉症・情緒障害特別支援学級において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	21 20	19 20	24 24	25 25

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
6	9	2	日本語指導の充実	総合教育センター教育支援課	活動量	1	にほんごステップアップ教室の運営（教室数）	2	2	2	2
						2	日本語学級の運営（校（累計））	4	4	4	4
						3	日本語通訳派遣延時間（時間）	8,640	10,589	8,640	11,847
						4	日本語夏季講座（講座実施数）	2	2	2	2
					評価指標	1	日本語学級利用者数（人）	142	248	149	273
						2	にほんごステップアップ教室利用者数（人）	170	140	195	173
7	9	2	不登校対策プロジェクト	総合教育センター教育支援課、学務課、学校施設整備担当課	活動量	1	訪問型学校復帰支援（訪問校数）（校）	73	73	73	72
						2	ふれあいスクール明石（教育支援センター）の利用人数（人）	162	99	170	104
						3	校内サポートルームの設置（中学校）（累計）	14	14	19	19
						4	不登校特例校及びふれあいスクール明石（教育支援センター）のあり方について検討	検討	検討	検討	検討
					評価指標	1	不登校児童・生徒の出現率（%） 上段：小学校、下段：中学校	1.53 7.35	2.61 8.14	1.52 7.33	未確定
						2	不登校児童・生徒数（そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数）（人） 上段：小学校、下段：中学校	480 （170） 760 （310）	529 （158） 706 （146）	480 （170） 760 （310）	未確定
8	9	2	いじめ防止対策プロジェクト	教育指導課	活動量	1	いじめ問題対策委員会	実施	実施	実施	実施
						2	いじめ問題対策連絡協議会	実施	実施	実施	実施
						3	学校いじめ対策委員会	実施	実施	実施	実施
						4	教職員向けいじめ防止対策研修の実施	実施	実施	実施	実施
						5	教育委員会の支援体制検討	検討・実施	実施	検討・実施	実施
						6	スクールロイヤー導入	配置	配置	配置	配置
					評価指標	1	いじめの解消率（小学校）（%）	64.5	59.5	66.5	64.8
						2	いじめの解消率（中学校）（%）	61.2	62.6	63.2	66.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
9	9	3	学校施設の改築	学校施設整備担当課	活動量	1	水元小学校（全面改築）	建設工事竣工	建設工事	解体工事 外構工事	建設工事竣工 解体工事
						2	道上小学校（全面改築）	建設工事竣工	建設工事竣工	解体工事 外構工事	解体工事
						3	二上小学校（全面改築）	建設工事	建設工事	建設工事竣工	建設工事竣工
						4	宝木塚小学校（全面改築）	解体工事	解体工事	解体工事 建設工事	解体工事 建設工事
						5	常盤中学校（全面改築）	基本・実施設計 解体工事	実施設計 解体工事	解体工事 建設工事	解体工事 建設工事
						6	よつぎ小学校・四ツ木中学校（合築整備、全面改築）	基本・実施設計 解体工事	実施設計 解体工事	解体工事	実施設計 解体工事
						7	柴又小学校（全面改築） ※東柴又小学校・桜道中学校	構想・計画	構想・計画	構想・計画 基本設計	構想・計画 基本設計 解体工事
						8	木根川小学校・渋江小学校・中川中学校（合築整備、全面改築）	構想・計画 基本・実施設計	構想・計画 基本・実施設計	実施設計 解体工事	実施設計 解体工事
						9	小松南小学校（全面改築）	－	－	構想・計画	構想・計画
						10	本田小学校（全面改築）	－	－	－	－
					評価指標	1	改築した校数（校）	9	8	10	10
10	10	1	中学校部活動の地域移行	地域教育課	活動量	1	協議会の設置	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証
						2	1種目あたりの年間活動日数（日）	45	29	240	40
						3	部活動の在り方の方針の策定	検討	検討	検討	策定
					評価指標	1	地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）	9	7	9	9

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
11	11	1	学びの機会の充実	生涯学習課	活動量	1	かつしか区民大学講座数（講座）	130	132	135	128
						2	連携・協働する団体数（団体）	35	37	35	33
						3	団体支援事業数（事業）	3	3	3	3
						4	ポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築及び作成するコンテンツ数（累計）（コンテンツ）	6	6	6	6
					評価指標	1	受講者数（人）	7,250	7,759	8,300	7,820
						2	支援団体数（団体）	170	192	175	160
12	12	1	高齢者の健康づくりの推進	生涯スポーツ課	活動量	1	スポーツ指導員養成講習会				
							①専門科目（回）	3	3	3	3
							②共通科目（回）	1	1	1	1
						2	スポーツボランティア講習会（回）	2	1	2	1
						3	推奨スポーツの体験コーナー（回）	3	3	3	3
						4	体力テスト測定会				
							①大規模開催（回）	2	2	2	2
							②出前開催（回）	10	10	10	10
						5	ウォーキング・ランニング推進				
							①ウォーキング大会（回）	1	1	1	1
							②ウォーキング教室（回）	5	5	5	3
							③ランニング大会（回）	2	1	2	1
							④ランニング教室（回）	5	5	5	7
					評価指標	1	スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）	400	283	430	305
						2	高齢者スポーツ事業（教室等）の参加者数（人）	8,817	8,274	8,913	6,597

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
13	12	1	障害者スポーツの推進	生涯スポーツ課	活動量	1	障害者スポーツ教室				
							①複数種目（回）	4	4	4	4
							②トランポリン（回）	20	20	20	20
						2	障害者水泳教室				
							①定期（回）	42	42	42	42
							②夏期短期（回）	4	0	4	0
						3	ボッチャ普及事業				
							①大会（回）	2	2	2	2
							②開放（回）	39	39	39	39
						4	フロアホッケー普及事業				
							①大会（回）	1	1	1	1
							②開放（回）	49	47	98	49
						5	障害者スポーツ指導員養成・活用　認定（人）	20	13	20	13
						6	ブラインドサッカー普及事業（回）	4	6	10	0
					評価指標	1	障害者スポーツ指導員の活動人数（人）	442	368	485	405
						2	障害者対象スポーツ事業の参加者総数（人）	2,358	4,362	2,376	3,913
14	12	1	区民健康スポーツ参加促進事業	生涯スポーツ課	活動量	1	区民健康スポーツ参加促進事業（事業）	41	35	41	38
						2	かつしかふれあいRUNフェスタ（回）	1	1	1	1
					評価指標	1	区民健康スポーツ参加促進事業総参加者数（人）	3,193	3,737	3,219	4,805
						2	かつしかふれあいRUNフェスタ総参加者数（人）	8,400	10,623	9,500	13,892

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
15	12	2	スポーツ施設の利用しやすい環境整備	生涯スポーツ課	活動量	1	奥戸総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場照明改修工事	工事	工事	工事	工事
						2	奥戸総合スポーツセンター体育館及び温水プール館外壁等改修工事	－	－	工事	－
						3	奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化工事	設計・工事	設計・工事	工事	工事
						4	奥戸総合スポーツセンター少年野球場等改修工事	工事・設計	工事・設計	工事	－
						5	葛飾にいじゅくみらい公園運動場改修工事	－	－	工事	設計
						6	人工芝充填材入替工事	－	－	－	－
						7	河川敷グラウンドトイレ改修工事	工事	－	工事・設計	工事・設計
					評価指標	1	スポーツ施設の利用者数（万人）	346.9	327.3	349.1	324.5
16	19	3	文化財の保存及び活用	生涯学習課	活動量	1	地域文化遺産認定件数（件）	2	0	2	0
						2	文化財調査・活用方法	実施	実施	実施	実施
						3	葛飾柴又の文化的景観の保存・活用	実施	実施	実施	実施
						4	情報発信				
							①ホームページによる周知	実施	実施	実施	実施
							②文化財めぐり（回）	2	1	2	2
							③かつしかの文化財（回）	4	4	4	4
							④文化講座（講座）	2	1	2	1
						5	特別展・企画展の開催（回）	2	1	2	3
					評価指標	1	文化財めぐりの参加者数（人）	60	36	80	47

別紙４

SDGｓ推進計画
SDGｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況

２　まるごと生活支援プロジェクト

8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、誰一人取り残さず地域で暮らしていけるよう、分野を超えた総合的な支援体制の構築が必要です。

区はこれまで、本人や世帯の困りごとをワンストップで受け止める「くらしのまるごと相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会や民生委員、学校、NPO、地域住民等と連携した「重層的支援体制整備事業」を展開してきました。対象者の自宅を訪問するアウトリーチや継続的なモニタリング、寄り添った伴走支援、地域の活動へつなぐ参加支援などを実施し、丁寧な相談支援を行ってきました。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える本人や世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めます。また、福祉現場における ICT・DX の活用促進や、外国人を含めた福祉人材確保・定着支援を推進し、福祉サービスの安定した供給体制の確保を図ります。これらの取組を通じて、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていける支援の仕組みを構築していきます。

３　子どもの未来サポートプロジェクト

急速な社会的変化や子育て世帯の教育費負担が増大する中、全ての子どもの権利が保障され、切れ目のない支援により地域で健やかに育つ仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか　こどものページ」や「こえポス」を活用して子どもの意見反映に取り組んできたほか、児童相談所を開設し、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化してきました。また、学校給食費の完全無償化や修学旅行費等の支援、１人１台のタブレット端末整備など、教育環境の充実を図ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面の事業拡充で保護者の不安や孤立感を軽減し、子育て支援の視点を区政に反映させます。また、就学前教育や保育人材確保・定着支援により質の高い保育環境を実現するとともに、就学後も安全で多様な体験ができる放課後環境を整備します。さらに、授業と自学自習を連動させた個別学習支援や教員の働き方改革、学習センターの活用を進め、発達障害や不登校、外国にルーツのある児童生徒支援を推進します。

これらを通じ、子どもの最善の利益を尊重し、安心して学び育つ環境を整備します。

４　活き生き人生 100 年プロジェクト

人口減少や高齢化が進む中、デジタル技術やデータを活用し、誰もが取り残されることなく健康寿命を延伸できる仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか健康チャレンジ事業」や健康アプリ「モンチャレ」の提供を通じ、区民の運動習慣定着や「かつしか PAY」連携による地域経済活性化を図ってきました。また、事業者向けの「葛飾区健康経営優良事業者認証制度」の活用や、男性の介護予防を促す「葛飾男塾」などの各種介護予防事業を展開し、感染症対応のデータベース化など保健分野の取組も進めてきました。

今後は、「モンチャレ」と地域活動・介護予防・スポーツ等を連携させ、医療・健診・国保データ等の分析及び事業効果の可視化と見直しを行い、エビデンス重視の施策立案につなげます。また、健康無関心層や働く世代（ミドル世代）への運動機会の提供や事業者の健康経営の促進などを推し進めるとともに、断熱住宅の普及促進など、住環境の向上も含めた総合的な健康基盤を構築していきます。

別紙５

SDGs推進計画

各ゴール（指標）の目標値と実績値

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
2	区内に存続する農地面積	a	3,453	3,309	3,169	3,121	2,711
	区内に農地が必要と感じている区民の割合	%	63.2	61.2	62.5	63.9	71.8
	朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	%	92.9	91.8	91.0	91.3	99.1
	低栄養傾向の高齢者の割合	%	17.9	20.2	20.4	20.6	17.0
4	国語、算数・数学について区と全国の平均正答率の差 上段：小学校、下段：中学校	ポイント	1.1 -1.7 (令和４年度)	0.2 -1.2	-0.1 -1.3	0.6 0.7	3.0 0.0
	授業に満足している保護者の割合	%	71.1 (令和４年度)	71.3	71.4	71.1	80.0
	日頃から学習や習い事をしている区民の割合	%	28.6	32.3	31.9	35.4	30.2
	最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合	%	26.7	27.4	28.7	28.1	35.0

一般庶務報告Ｎｏ．２
令和８年９月２４日

教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価について

教育総務課

１　趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことにより、その実施上の課題や取組の方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するもの

２　実施方法

令和８年度における点検及び評価の対象は、かつしか教育プラン（2024～2028）（葛飾区教育振興基本計画）に基づき令和７年度に実施した事務事業である。令和７年度の取組結果について、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を区議会に報告するとともに、区民に公表する。

３　実施結果

別添「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和７年度取組結果】～令和８年度葛飾区教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書～」のとおり

４　学識経験者

教育委員会の各種事務事業に関し、学識経験を有する者から、意見を聴取した。

有村　　久春　氏（東京聖栄大学特任教授）

萩原　建次郎　氏（駒澤大学教授）

原　　克彦　氏（目白大学名誉教授）

なお、各意見については別添「学識経験者による意見」のとおり

かつしか教育プラン（2024～2028）の
取組について

【令和７年度取組結果】

～令和８年度葛飾区教育委員会の

事務に関する点検及び評価報告書～

令　和　８　年　９　月

葛飾区教育委員会

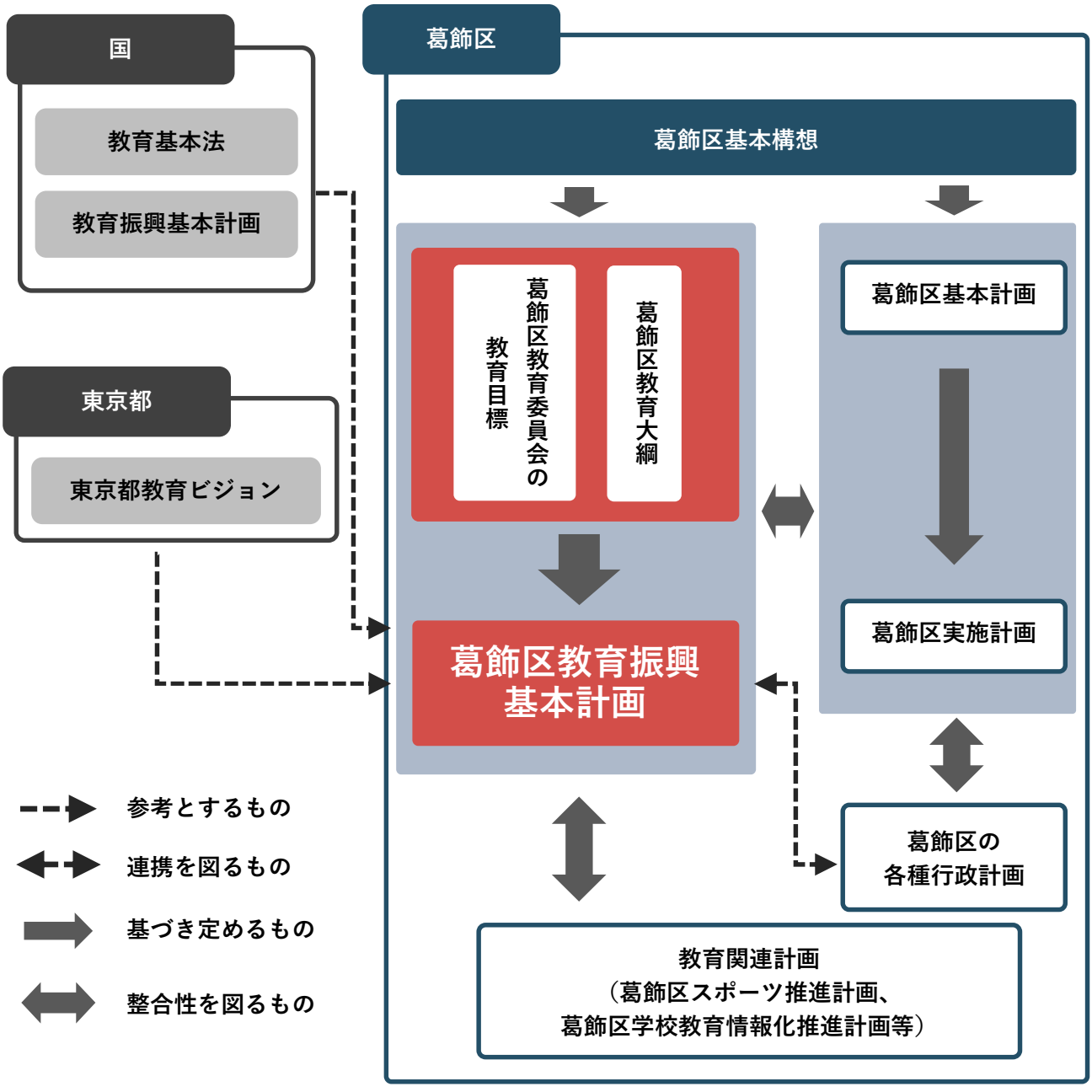
かつしか教育プラン（2024～2028）の位置付けについて

本計画は、教育基本法第 17 条第２項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

○計画の策定に当たっては、国や東京都の教育振興基本計画を参考とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に基づき策定した葛飾区教育大綱及び、平成 29（2017）年２月に教育委員会決定した葛飾区教育委員会の教育目標に基づき策定しました。

○また、葛飾区基本構想に基づき策定された葛飾区基本計画及び葛飾区実施計画のほか、教育関連計画と整合性を図るとともに、葛飾区の各種行政計画と連携を図ります。

計画の位置付けイメージ図



かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

「かつしか教育プラン（2024～2028）」は、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和 10（2028）年度までの５年間における葛飾の教育行政の方向性を示すものとして、令和６（2024）年１月に策定しました。

葛飾区が目指すこれからの教育として、「ＳＤＧｓの目標（ゴール）の達成を目指す教育」、「子どもたち一人一人を大切にした教育」を掲げ、**「かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～」**の実現に向けて、次の３つの基本方針のもと、取組を進めます。

１　子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

２　家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

３　生涯にわたる豊かな学びを支援します

かつしか教育プラン（2024～2028）の進行管理について

計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックできる仕組みが必要です。

そのため、「かつしか教育プラン（2024～2028）」の推進に当たっては、ＰＴＡ、地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会に報告し、様々な立場からの意見を踏まえるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策につなげていきます。

目　次

基本方針１　子ども一人一人が生き生きと学び
生きる力を培う学校教育を推進します　……　1

目指す方向性

（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成
（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成
（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応
（４）信頼に応える学校
（５）魅力ある充実した学校

基本方針２　家庭・地域・学校が連携して
子どもの豊かな成長を促します　……　31

目指す方向性

（１）家庭の教育力向上
（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり
（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実

基本方針３　生涯にわたる豊かな学びを支援します……　44

目指す方向性

（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実
（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり
（３）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

学識経験者による意見……　64

有村　　久春　（東京聖栄大学特任教授）
萩原　建次郎　（駒澤大学教授）
原　　克彦　（目白大学名誉教授）

参考資料

調査概要　……　81

※　各基本方針の末尾に脚注を入れています。

基本方針１　子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

《方針・施策の概要》

子どもたちが、自らの幸福はもとより、将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を培います。そのために、校長の適切なマネジメントによる組織的な学校運営のもと、教員が高い専門性を発揮することで、より質の高い学校教育を実現します。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校、中学校、さらには高等学校までの連続した教育活動を推進します。

さらに、学校施設、設備、ＩＣＴ[1]環境及び学校間連携・教員研修等を充実させ、葛飾区で学ぶことができてよかったと実感できる教育環境を整えます。

《評価指標》

「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(80.0) 78.9	(81.0) 78.4	(82.0)	(83.0)	(84.0)
中学校	(80.0) 80.3	(81.0) 81.0	(82.0)	(83.0)	(84.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

目指す方向性	施　策
（１）ウェルビーイング[2]を目指した学力向上と健康な体の育成	①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実
	②生涯を健康に生きるための体力向上の取組
	③主体性・協働性を育む教育の充実
	④グローバル人材[3]の育成
	⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進
（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成	①多様性を尊重する心の育成
	②豊かな感性と創造性の育成
	③自己肯定感[4]の醸成

（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応	①特別支援教育[5]の推進
	②不登校に係る支援の充実
	③日本語指導の充実
（４）信頼に応える学校	①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実
	②連携・協働する学校づくり
	③互いに高め合う教員集団の育成
	④教員が能力を発揮できる環境づくり
	⑤開かれた学校づくり
（５）魅力ある充実した学校	①学習環境の充実
	②教育ＤＸ[6]を推進する環境整備
	③学びの機会の充実

目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成

校長を中心としたマネジメントの下、自校の学力の実態に即した学力向上プランを策定し、学校の主体的な学力向上に対する取組を充実します。学力向上に向けて、個別最適な学びと協働的な学びに向けた授業を充実するとともに、思考力、判断力、表現力等を育みます。また、体育の授業の充実、運動や外遊びを通した体力の向上を図ります。

これらの取組で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指します。

《評価指標》

全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学の平均正答率について、葛飾区と全国との差の平均（ポイント）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(1.8) -0.1	(2.0) 0.6	(2.2)	(2.4)	(2.6)
中学校	(-1.2) -1.3	(-1.0) 0.7	(0.9)	(1.1)	(1.3)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生及び中学３年生が対象

体力・運動能力調査における体力合計点の平均（点）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(45.4) 44.5	(45.5) 44.6	(45.6)	(45.7)	(45.8)
中学校	(43.2) 42.8	(43.3) 43.5	(43.6)	(43.7)	(43.8)

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都教育委員会）
※小学１年生～６年生、中学１年生～３年生が対象

小学5年生まで（中学1・2年生のとき）に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(74.9) 78.0	(78.5) 75.1	(79.0)	(79.5)	(80.0)
中学校	(78.2) 78.0	(79.1) 75.0	(80.0)	(81.0)	(82.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生及び中学３年生が対象

学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(77.7) 82.3	(83.0) 80.5	(83.7)	(84.4)	(85.0)
中学校	(79.0) 83.8	(84.1) 82.8	(84.4)	(84.7)	(85.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生及び中学３年生が対象

「英語の勉強は大切だと思いますか」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(91.0) 91.6	(92.0) 84.2	(92.5)	(93.0)	(93.5)
中学校	(88.8) ―	(90.0) 86.8	(90.5)	(91.0)	(91.5)

令和６年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生のみ
令和７年度以降、葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

施　策	令和７年度取組結果
①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実	（ア）校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン[7]」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン[8]」を作成し、授業の充実を図りました。また、各学校における校内研修の講師の活用を推進するとともに、小学校では補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では学習センター（学校図書館）を活用した自学自習の取組及び学習指導員の活用により学力向上を図りました。 （イ）小学４年生から中学３年生までの児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と１人１台端末を連携させて作成した児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の定着及び情報活用能力の向上を図りました。 （ウ）「新聞記事を教材としたワークシート」を活用し、小学５年生から中学２年生を対象に、読み解く力の育成を図りました。 （エ）映像教材を活用した自学自習用デジタル教材を、小学校３校及び中学校２校から、中学校 10 校へ拡大し、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図りました。 （オ）区立小・中学校の学校司書[9]を統括する学校図書館コーディネ

	ーターを各学校に派遣し、児童・生徒が本に親しむ環境を整えるよう支援を行いました。また、全ての中学校に学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施し、放課後等における自学自習の場として学習センターの活用を推進しました。 （カ）教員が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度[10]等における校内研究を積極的に奨励しました。 （キ）数学検定・算数検定、漢字検定、英語検定に向けた取組を推進するとともに、児童・生徒に目標をもたせることにより、より一層の学力向上を図りました。 （ク）東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）[11]において探究的な活動ができるよう実験教室を開催するとともに、「葛飾みらい科学研究コンクール[12]」などを実施し、理科好きの子どもを育成しました。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会や東京理科大学地域貢献サークルと連携した実験教室を実施しました。 （ケ）小学３年生を対象とした校外学習において科学教育センター（未来わくわく館）の活用を促し、科学と技術の興味・関心を高めました。 （コ）東京理科大学との連携により、区立小・中学校の教員を対象とした授業力向上研修会を行いました。 （サ）理科支援員[13]を配置し、理科の授業の充実を図りました。 （シ）区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心に、能力を更に向上させるための「かつしかチャレンジプログラム」を実施しました。７年度は、６年度に引き続き、小・中学生を対象に「自然科学コース（科学教室）」と「プログラミングコース」、中学生対象に「English challenge（イングリッシュチャレンジ）コース」を実施するとともに、新たに小・中学生を対象に「理数分野コース」を開設し、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図りました。
②生涯を健康に生きるための体力向上の取組	（ア）児童・生徒の体力向上の目標となる「かつしかっ子体力アッププログラム[14]」に基づき、学校教育全体で体力の向上を図りました。 （イ）各学校における体力の課題を踏まえ、重点取組を設定し、体力の向上を図りました。 （ウ）小学校では、外部講師を活用した体力向上プログラムを全校において実施し、児童の体力向上に取り組みました。 （エ）中学校では、生徒が体を動かす楽しさや喜びを実感し、運動に意欲的に取り組むことができるよう、外部有識者による保健

	体育研修会を実施し、授業力の向上を図りました。 （オ）学校の休み時間や放課後に「体を使った遊び」を奨励することで、体力の向上を図りました。
③主体性・協働性を育む教育の充実	（ア）「主体的・対話的で深い学び[15]」の実現に向けて、１人１台端末を活用し、様々な考えを可視化するとともに、学習支援アプリケーション等の活用を通して、児童・生徒が主体的に取り組む授業を推進しました。 （イ）葛飾教師の授業スタンダード[16]に基づき、授業の中に児童・生徒がじっくりと考え、主体的、協働的に学ぶ場を効果的に取り入れることで、思考力・判断力・表現力等を育成しました。 （ウ）ＩＣＴ機器の操作や情報収集等のスキルを身に付けることはもとより、情報モラル教育やプログラミング教育[17]等の充実を図り、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力を育成しました。
④グローバル人材の育成	（ア）英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学１・２年生に「英語に親しむ活動」の時間を区独自に設け、英語教育のより一層の充実を図りました。また、小学１年生から外国語指導助手（ＡＬＴ）[18]を配置し、生きた英語を習得できるよう取り組みました。 （イ）小学５・６年生及び中学１年生を対象に体験型英語学習施設を利用した「英語体験プログラム」を実施し、興味・関心を高め、英語による表現力を身に付けられるようにしました。 （ウ）中学２年生を対象に、１人１台端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、互いの国の文化や生活を知る機会をつくりました。 （エ）イングリッシュキャンプ[19]や英語検定助成など、英語に関する学習意欲を高める取組を推進しました。２泊３日のイングリッシュキャンプでは、中学生を対象に、宿泊体験型の施設において、施設独自のレッスンプログラムにより、異文化を体験させながらコミュニケーション能力の向上を図りました。
⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進	（ア）「就学前教育アドバイザー」が、区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携して、幼児教育の質の向上に向けて、助言及び支援を行いました。 （イ）「かつしかっ子就学前教育カリキュラム[20]」や「かつしかっ子スタートカリキュラム[21]」に基づき、小学校を中心とする近隣の幼稚園や保育園等をグループとした幼保小連携教育を推進しました。 （ウ）各グループの実践を区内全体で共有するとともに、幼保小連携教育カンファレンスを開催し、区内の幼児教育施設と小学校

	教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図りました。 （エ）幼保小連絡協議会、小中連絡協議会、中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態を踏まえながら、幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を推進しました。 （オ）進学重点教室[22]やキャリア教育[23]などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携を推進しました。また、区内都立高等学校と中学校が連携した進路指導の充実を図りました。

点検及び評価

（ア）令和７年度全国学力・学習状況調査の結果において、小学校では、国語の平均正答率が全国の結果を 0.2 ポイント上回り、算数も平均正答率が全国を 1.0 ポイント上回っています。また、中学校では、国語の平均正答率が、全国を 1.7 ポイント上回りましたが、数学は平均正答率が全国を 0.3 ポイント下回りました。

評価指標「全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差の平均」においては、小学校では、1.4 ポイント下回り、中学校では、1.7 ポイント上回っています。葛飾教師のスタンダードに基づく授業が浸透してきているものの、児童・生徒の主体性を引き出す授業展開の工夫や協働的な学びの機会の確保が十分ではなかったと考えています。

８年度は、更なる学力向上を目指し、全国学力・学習状況調査及び教育委員会で行っている学力調査及び学習意識調査の結果を各学校が分析・検証し、学力向上の取組を充実させるとともに、教員一人一人の授業力の向上を図ります。

（イ）（ア）で挙げた課題解決のため、１人１台端末を活用したデジタルドリルや小学４年生から中学３年生までの児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と連携させ作成した、児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の更なる定着を図ります。

（ウ）（ア）で挙げた課題解決のため、校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン」を作成し、１人１台端末等のＩＣＴ機器を活用した授業の充実を図ります。

（エ）（ア）で挙げた課題解決のため、小学校では、補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では自学自習の取組を支援する学習指導員の活用を図り、学力向上のための取組を推進します。

（オ）（ア）で挙げた課題解決のため、中学校 10 校において実施した、自学自習用デジタル教材を活用した取組を 15 校に拡大し、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ります。

（カ）（ア）で挙げた課題解決のため、小学５年生から中学２年生において実施していた、新聞記事を教材にしたワークシートを、中学３年生にも拡大し、読み解く力の更なる育成を図ります。

（キ）読書活動や調べ学習の充実を図るため、区立小・中学校の学校司書を統括する学校図書館コーディネーターを活用し、学校司書に対する研修を充実させるとともに、学習センター活用推進アドバイザーを新たに教育指導課に配置し、各学校が児童・生徒の本に親しむ機会を増加させ授業における調べ学習を推進できるよう支援

していきます。
（ク）児童・生徒が学習センター（学校図書館）や区立図書館を活用し、調べることの楽しさを実感できるようにするとともに、調べたことをもとに分かったことや、学んだことをレポートにまとめ、表現する活動を充実させる取組として、「かつしかっ子調べるコンクール」を実施します。
（ケ）夏季休業中に、学習センター（学校図書館）を活用し、児童・生徒の学習機会を確保するため、「夏季学習教室」や「夏季学習センターオープンデー」を実施します。また、全ての中学校に自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施するなど、自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。
（コ）児童・生徒に目標を持たせ、より一層一人一人の学力の向上を図るため、数学検定・算数検定、漢字検定、英語検定の検定料助成の取組を推進します。
（サ）理科好きの子どもを育てるために、東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）での実験教室、「葛飾みらい科学研究コンクール」などの探究的な活動を行います。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会を実施します。
（シ）科学教育センター（未来わくわく館）を活用した取組を充実させ、児童・生徒の科学への興味・関心を高めるため、小学校における校外学習で同センターの利用を促すとともに、同センターで「夏休み科学教室」「夏休み親子わくわく科学教室」等を実施します。
（ス）東京理科大学との連携を図り、希望する小学校を対象に、東京理科大学の学生による自然科学に関する講座を行い、児童の自然科学への興味・関心を向上させる「キャラバン隊（出前授業）」を実施します。
（セ）教員の授業力の向上のため、教員一人一人が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度等における校内研究を積極的に奨励します。また、東京理科大学との連携により、授業力向上研修会及び理科実技研修を行います。
（ソ）児童・生徒の関心・意欲を向上させるため、理科の授業において理科支援員を配置し、観察・実験活動の充実を図ります。
（タ）区立小・中学校の児童・生徒の持てる能力を更に向上させるため、「かつしかチャレンジプログラム」に「調べる学習コース」を新設します。
（チ）令和７年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果において、小学校での体力合計平均は東京都の平均を上回りましたが、評価指標「体力・運動能力調査における体力合計点の平均」の目標値を下回る結果となりました。中学校の体力合計平均は東京都平均を下回ったものの、評価指標「体力・運動能力調査における体力合計点の平均」の目標値を上回っています。体育の授業の充実や多様な運動機会の創出が重要となるため、引き続き、児童・生徒の体力の向上のために、主体的に体を動かしたり、運動の楽しさや喜びを味わったりすることができるようにします。
（ツ）（チ）で挙げた課題解決のため、外部人材を活用した小学校体力向上プログラムやかつしかっ子体力アッププログラムの取組を行い、各学校において児童・生徒が運動に

親しむ機会を設定します。また、体育実技研修会や有識者から保健体育科の指導方法を学ぶ中学校体力向上プログラムを通して、運動の特性を理解した上で、授業改善をより一層推進します。さらに、葛飾区教育委員会研究指定校や体力向上推進校のよりよい実践事例を紹介し、効果的な取組を各学校で推進できるようにします。

（テ）児童・生徒の生活習慣の改善のため、端末等の画面視聴時間に関する生活習慣の見直しについては、授業や学級活動を通して児童・生徒に指導するとともに、学校だより・保健だより等を活用し、保護者への啓発を図ります。

（ト）評価指標「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合」は、小学校、中学校とも目標に達成していません。引き続き、主体性・協働性を育むことができるように、葛飾教師の授業スタンダードや授業充実プランに基づき、授業改善を図ります。

（ナ）主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、 令和７年４月に改訂した葛飾教師の授業スタンダードに基づき、児童・生徒が授業に見通しをもち、粘り強く課題に取り組むことができるような授業を行います。

（ニ）思考力・判断力・表現力等を育成するため、学びを深めたり、広げたりする協働的に学ぶ場を効果的に取り入れた授業を行います。

（ヌ）英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学１・２年生に「英語に親しむ活動」の時間を設け、英語教育をより一層充実させます。また、小学１年生から外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し、生きた英語が習得できるよう取り組みます。

（ネ）外国語の学習活動を充実させるため、小学５・６年生及び中学１年生を対象に「英語体験プログラム」として、体験型学習施設を活用し、英語への興味・関心を高め、表現力を身に付けられるようにします。

（ノ）生徒が英語を用いて積極的に会話ができるようにするため、中学２年生を対象に、１人１台端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、外国人に対し、自分の身近な出来事などを紹介するとともに、外国のことを紹介してもらい、海外を知る機会をつくります。

（ハ）生徒の英語の学習能力を更に向上させるため、イングリッシュキャンプを実施します。イングリッシュキャンプでは、中学２年生約 100 人を対象に、宿泊体験型の施設において施設独自のレッスンプログラムにより異文化を体験しながらコミュニケーション能力の向上を図ります。

（ヒ）生徒が目標をもち、英語力の向上に意欲的に取り組めるようにするため、英語検定助成を、中学１・２年生に１回、中学３年に２回実施します。

（フ）子どもの学びが小学校へ円滑に接続できるよう、区内の幼児教育施設と小学校教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図ることを目的とした、幼保小連携教育カンファレンスを開催し、講演会に加え、連携グループによる意見交換会を実施します。

（ヘ）「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿[24]」を共有し、幼児教育の充実のため、就学前教育アドバイザーが区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携し、幼児教育の質の向上に向けて助言及び支援を行います。

（ホ）幼保小連携教育の更なる充実のため、就学前教育アドバイザーが小学校を訪問

し、スタートカリキュラムの実施状況について確認するとともに、実施内容について助言を行います。

（マ）小学校を中心とする近隣の幼稚園や保育園等をグループとし、「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」や「かつしかっ子スタートカリキュラム」に基づき、各グループの実態に応じた幼保小連携教育を推進するとともに、幼児教育施設と小学校において作成する架け橋期カリキュラムの基となる葛飾区の「架け橋期カリキュラム[25]」の開発を進めます。

（ミ）幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を図るため、幼保小連絡協議会、小中連絡協議会及び中高連絡協議会を開催し、意見交換や情報交換を行うとともに、それぞれの実態に応じた取組を推進します。

（ム）進路指導の充実を図るため、進学重点教室や生徒交流によるキャリア教育などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携した取組を推進します。

目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育みます。また、全ての子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めます。

《評価指標》

「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(82.0) 79.4	(84.0) 78.6	(86.0)	(88.0)	(90.0)
中学校	(89.0) 88.6	(89.3) 88.1	(89.5)	(89.8)	(90.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

いじめの解消率（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(64.5) 59.5	(66.5) ―	(68.5)	(70.5)	(74.5)
中学校	(61.2) 62.6	(63.2) ―	(65.2)	(67.2)	(69.2)

解消件数/認知件数（教育委員会事務局教育指導課いじめ対策担当係）

「自分には、よいところがある」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(82.0) 82.2	(82.9) 83.7	(84.0)	(84.5)	(85.0)
中学校	(78.0) 80.6	(81.3) 84.3	(84.5)	(84.7)	(85.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生及び中学３年生が対象

施　策	令和７年度取組結果
①多様性を尊重する心の育成	（ア）多様性を尊重する心や道徳性の育成のために、道徳科の授業を中心に、学校教育全体で道徳教育の充実を図りました。また、「道徳授業地区公開講座[26]」により、学校、家庭及び地域社会が連携して児童・生徒の豊かな心の育成に取り組みました。 （イ）各学校に人権教育担当者を配置して年３回研修を行うととも

	に、人権教育プログラム（学校教育編）[27]、子どもの権利条約及び葛飾区子どもの権利条例に基づいた人権教育を各学校で組織的に進めました。 （ウ）東京都人権尊重教育推進校[28]の研究・実践に関する中間報告会を開催し、区内全校に研究成果を還元しました。 （エ）いじめ専用電話相談窓口「かつしかいじめほっとライン」を設置し、いじめの早期発見、早期対応の強化を図りました。 （オ）葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの状況に関する分析と対応を検討し、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード[29]」の改訂及び「いじめ防止に向けたリーフレット」の内容の見直しを行いました。 （カ）「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」に沿った対応を推進するため、教職員への研修を充実させ、教職員のいじめに関する理解の促進及び意識の向上を図りました。 （キ）いじめの早期発見につなげるため、１人１台端末に相談ツールのショートカットを置き、児童・生徒が気軽に利用できるコミュニケーション手段で相談できる環境整備に取り組みました。
②豊かな感性と創造性の育成	（ア）小学校における岩井臨海学校及び日光移動教室、中学校におけるみなかみ移動教室及びふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みました。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みました。 （イ）文化的行事、体育的行事及び連合行事等において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みました。
③自己肯定感の醸成	（ア）道徳科や学校行事等を通して教員が児童・生徒の活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みました。 （イ）生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にする態度の育成を図りました。 （ウ）子どもたちの取組を積極的に表彰し、自尊感情を高めました。
点検及び評価	
（ア）各学校の「学校いじめ対策委員会」が円滑に機能し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応ができるよう「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を一層積極的に活用するとともに、教職員の啓発に取り組みます。	

（イ）内容を見直した「いじめ防止に向けたリーフレット（小学校版・中学校版）」を各学校に配布し、各学校において実施するいじめに関する授業を通して、子どもたち自ら、どのような行為がいじめに該当するのか考え、いじめ防止への意識を高められるよう取り組みます。
（ウ）弁護士を講師とする研修を新たに実施し、管理職や教職員のいじめへの対応力の向上を図るとともに、法的責任の理解を深めます。
（エ）小学校における岩井臨海学校、日光移動教室、中学校におけるみなかみ移動教室やふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みます。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みます。
（オ）校内における文化的行事、体育的行事及び連合行事等において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みます。
（カ）評価指標「『自分には、よいところがある』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」の目標値を上回っており、学校全体を通して教育活動が自己肯定感の醸成につながっています。引き続き、道徳科や学校行事等を通して教員が子どもの活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みます。
（キ）生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にする態度を育成します。
（ク）自己肯定感や自尊感情をさらに高めるため、児童・生徒の取組を積極的に表彰することで、自分の良さを肯定的に認められるようにします。

目指す方向性（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応

全ての子どもたちがその能力を最大限に発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、互いに高め合うことができるよう、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。

《評価指標》

特別支援教室[30]において指導を受けた児童・生徒数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(995) 996	(1,058) 1,119	(1,242)	(1,242)	(1,242)
中学校	(281) 240	(255) 237	(255)	(255)	(255)

特別支援教室利用に係る教育課程受理件数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

自閉症[31]・情緒障害特別支援学級[32]において指導を受けた児童・生徒数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(21) 19	(24) 25	(24)	(24)	(24)
中学校	(20) 20	(24) 25	(24)	(24)	(24)

葛飾区立学校児童・生徒・園児数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

不登校児童・生徒数[そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数]（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(480[170]) 529[158]	(510[200]) ―	(505[205])	(500[210])	(495[215])
中学校	(760[310]) 706[146]	(700[270]) ―	(690[275])	(680[280])	(670[285])

不登校児童・生徒数等実績（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

にほんごステップアップ教室[33]、日本語学級利用者数（人）					
	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
にほんごステップアップ教室利用者数	（170） 140	（155） 173	（190）	（195）	（200）
日本語学級利用者数	（142） 248	（255） 273	（290）	（295）	（300）
児童・生徒在籍数調査（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）					

施　策	令和７年度取組結果
①特別支援教育の推進	（ア）発達障害等のある児童・生徒に対して教員が巡回指導を行う特別支援教室を全区立小・中学校で実施しました。 （イ）自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小・中学校各２校で運営しました。 （ウ）８年度の通級指導学級（言語障害学級）の増設に向けて、開設準備を行いました。 （エ）特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図りました。 （オ）発達障害等のある児童・生徒に対して、危機回避・安全管理及び学習又は生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を小学校全校及び中学校 10 校に配置しました。 （カ）学校及び家庭への多角的な支援を充実させるために、特別支援教室に通室している児童の保護者を対象としたペアレントトレーニング講座について、定員を 20 名から 50 名に拡大して実施しました。 （キ）全ての小学校で１人１台端末を活用した多層指導モデル（デジタル版ＭＩＭ）[34]を実施し、読みに支援が必要な児童への早期対応を行いました。 （ク）一部の特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校・巡回校をモデル校として、一人一人に適したＩＣＴ教材を導入しました。
②不登校に係る支援の充実	（ア）自発的な学習や体験的な学習の場を提供し、心理専門員との相談等を行い、社会的自立に向けた支援を行う「ふれあいスクール明石」を運営するとともに、仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム[35]）を活用した居場所・学びの場を提供しました。また、７年度から、ふれあいスクール明石の対象学年を、従来の小学３年生以上から小学１年生以上に拡大しました。

	（イ）教員経験者と心理専門員が各学校を訪問し、児童・生徒の状況の把握と支援の検討を行う訪問型学校復帰支援を実施しました。 （ウ）学校に登校できるものの、教室に入ることができない児童・生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」の設置を進め、７年度に中学校全校への設置が完了しました。 （エ）登校支援や見守り支援を行う登校サポーターを、小学校２校に配置しました。 （オ）中学校３校に不登校対応巡回教員を配置し、巡回拠点校及び巡回校において不登校生徒の支援等を行いました。 （カ）「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード[36]」の理解を促し、教職員の啓発に取り組みました。 （キ）スクールソーシャルワーカー[37]及びスクールカウンセラー[38]の積極的な活用を促し、学校が関係機関と連携して問題の解決に取り組めるよう支援しました。
③日本語指導の充実	（ア）日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター[39]及び新小岩中学校内の２か所において運営しました。 （イ）日本語学級を小学校２校・中学校２校で運営し、授業に必要な日本語の指導を行うとともに、「にほんごステップアップ教室」との連携強化を図りました。 （ウ）日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣しました。

点検及び評価

（ア）特別支援教育においては、教職員の専門性の向上及び研修の充実が必要です。特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施することで、支援が必要な児童・生徒への対応を充実させます。

（イ）特別支援教育において、指導方法の工夫や指導の効果を高めるためには、さらにＩＣＴを活用する必要があります。特別支援学級や特別支援教室に在籍する全ての児童・生徒の１人１台端末に学習用デジタル教材を導入し、支援の充実を図ります。

（ウ）各学校での特別支援教室の運営においては、発達上の課題がある児童・生徒の個々の特性に応じた適切な指導を実施していく上で、多くの課題を抱えています。このため、教職員経験者や心理職で構成される専門家チームを学校に派遣し、運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察を行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図り、特別支援教育推進のための指導や助言を行います。

（エ） 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒及び特別支援教室を退室した児童・生徒が、安心して円滑に学習・生活できる環境づくりが課題となっています。発

達上の課題がある子どもに対して、危険回避・安全管理及び学習や生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を配置し、学習環境を整えます。

（オ）発達上の特性から支援が必要な子どもを抱える保護者への支援が課題となっています。４年度から実施しているペアレントトレーニング講座の対象を、特別支援教室に通室する児童の保護者のうち、小学１年生から３年生としていた範囲を同６年生までに拡大して実施することで、子どもとの関わり方に困っている家庭への多角的な支援をさらに充実させます。

（カ）小・中学校ともに不登校児童・生徒数や出現率が増加傾向にあることから、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行っていく必要があります。「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について、全教職員への周知徹底を図ります。

（キ）不登校の未然防止・早期対応を図るため、登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒への支援が必要です。全中学校及び一部の小学校で校内サポートルームを運営するとともに、「葛飾区校内サポートルーム運営ガイドライン」について学校に周知し、校内サポートルームの運営の平準化と支援の充実を図ります。

（ク）双葉中学校内に不登校生徒を対象とした「チャレンジクラス[40]」を開設し、ゆとりある生活時程を実現することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようにします。

（ケ）登校できない状況にある児童・生徒を支援するため、「ふれあいスクール明石」における活動内容を充実させる必要があります。これまでも、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行っていましたが、８年度から指導教授を増員し、支援の充実を図ります。さらに、東京都が実施する「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を活用し、インターネット上の仮想空間における学習支援やコミュニケーションの機会を提供するとともに、利用対象となる児童・生徒数の拡大を図り、活動の一層の充実を推進します。

（コ）不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーを対象とした「教育相談連絡会」を実施し、各校の状況を共有するとともに、各校における教育相談体制の充実を図ります。

（サ）外国人の増加に伴い、日本語指導が必要な児童・生徒が増加しています。日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を区内２か所で運営していますが、外国人の増加に対応できるよう、地域性やニーズを踏まえ、区内３か所目の「にほんごステップアップ教室（金町教室）」を増設します。

（シ） 夏休み期間中の学習戻りを防ぐ観点から、「にほんごステップアップ教室」において、夏季休業中に日本語を学ぶための講座を８月前半に２回、５日間ずつ開講します。

（ス）日本語の初期指導が終了した児童・生徒を対象に、授業に必要な日本語を習得するための日本語学級を運営するとともに、日本語学級と「にほんごステップアップ教室」の連携強化を図ります。

（セ）日本語指導が必要な児童・生徒数の増加により、日本語学級の定員が逼迫していることから、日本語指導講師を配置し、日本語指導の充実を図ります。

（ソ）日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通

を支援するため日本語通訳を派遣していますが、外国人の増加に伴い、多言語に対応した通訳者の確保が課題となっています。ＩＣＴの活用を推進するとともに、引き続き、通訳者の確保に努めます。

目指す方向性（４）信頼に応える学校

子どもや保護者への相談体制の充実を図り、適切な支援を行います。また、学校の教育活動において「葛飾教育の日[41]」等での学校公開の充実を図るとともに、教職員の指導体制の充実を図ります。さらに、教員研修の充実、学校評価[42]や学校ホームページの活用などを通して、区民の信頼に応える学校づくりを進めます。

《評価指標》

ＩＣＴの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(56.6) 69.4	(70.4) 66.8	(72.0)	(74.1)	(80.0)
中学校	(50.5) 63.8	(64.8) 71.4	(72.0)	(72.6)	(80.0)

葛飾区教育情報化に関するアンケート調査（教育委員会事務局学校教育推進担当課）

教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数（校・園）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小・中学校、園	(29) 29	(39) 40	(50)	(60)	(70)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

「葛飾教育の日」に参観した保護者の人数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(141,000) 216,265	(217,000) 218,189	(218,500)	(218,600)	(218,700)
中学校	(22,500) 41,868	(42,000) 40,500	(42,000)	(42,100)	(42,200)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施　策	令和７年度取組結果
①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実	（ア）不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置しました。 （イ）様々な困難を抱える児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスク

	ールソーシャルワーカーを派遣しました。 （ウ）児童・生徒の多様化・複雑化した課題への適切な対応に向け、学校が状況に応じて、児童相談所、警察署などの関係機関とより緊密に連携できるよう、支援を行いました。
②連携・協働する学校づくり	（ア）全ての学校・園で、校園長のリーダーシップの下、教職員が連携を図り、より充実した教育環境づくりを推進しました。 （イ）校内において組織的にＯＪＴ[43]を実施するなど、学校が一体となって人材育成に取り組みました。
③互いに高め合う教員集団の育成	（ア）全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図りました。 （イ）「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会[44]」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図りました。 （ウ）教育課題に対応した研究を行う学校・園を、「教育研究指定校・園」として指定するとともに、研究発表会では各学校・園の研究成果を共有し、各学校・園の教育活動の充実に活用できるようにしました。
④教員が能力を発揮できる環境づくり	（ア）２地区目以上かつ７年以上の経験を有する教員等を対象に、区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾[45]を開設し、管理職を見据えた広い視野をもったリーダーを育成しました。 （イ）教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど、他の教員の資質向上を図りました。 （ウ）教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高めるために、各職層における研修を充実させました。 （エ）教員が子どもと向き合う時間を確保するために、各学校のＩＣＴ活用の推進役となる教職員を対象とした研修の充実を図り、ＩＣＴ環境の更なる活用を促進し、働き方改革の推進に取り組んでいきました。
⑤開かれた学校づくり	（ア）月１回の「葛飾教育の日」において、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図るため、日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開しました。 （イ）学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に行い、保護者、地域住民への改善策の公表などを通して、引き続き学校運営に対する理解を図りました。

	（ウ）学識者が、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から評価を行う第三者評価[46]を、希望する小・中学校で実施しました。

点検及び評価

（ア）支援を必要とする児童・生徒等の早期発見・支援を行うため、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図るとともに、状況に応じて学校と教育委員会、児童相談所、警察署など、関係機関との連携の充実を図ります。

（イ）新規採用職員が些細な疑問や困りごとを抱え込まないよう、気軽な会話や相談ができる支援体制を整え、人材育成に努めます。

（ウ）学校教育の活性化を図るため、校長のリーダーシップの下、ＯＪＴを組織的に行うことで、教員が相互に学び合い、教員一人一人の能力の伸長を図ります。

（エ）「教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数」の評価指標は、目標を達成しています。引き続き各学校・園が教育課題に対応した研究に取り組み、積極的に教育研究指定校・園として、研究発表会を行い、その実践や研究成果を区内全ての学校・園において共有し、各学校・園が教育活動の充実に活用できるようにします。

（オ）授業力の向上を図るため、全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図ります。

（カ）「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図ります。

（キ）教員の能力を向上させるため、２地区目以上かつ７年以上の経験を有する教員等を対象に、教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾を引き続き開設し、授業力が優れ、広い視野をもったリーダーを育成します。

（ク）教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど他の教員の資質向上を図ります。

（ケ）教員の能力を向上させるため、教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高められる、各職層に応じた内容を精選し、研修の充実を図ります。

（コ）教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、校務における生成ＡＩ及び校務ダッシュボード[47]の活用やペーパーレス化の推進等、校務事務の情報化を進め、教員の多忙化の解消に取り組みます。

（サ）引き続き、月１回の「葛飾教育の日」を実施します。日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開し、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図ります。

（シ）学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に

行い、改善策について保護者、地域住民へ公表するともに、その結果をよりよい学校運営の実現に生かします。

（ス）学識者が、希望する小・中学校に対して、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から評価する第三者評価を実施し、その結果をよりよい学校運営の実現に生かします。

目指す方向性（５）魅力ある充実した学校

子どもが地域で安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにします。

また、地域の防災拠点でもある学校の改築を計画的に推進します。改築に当たっては、地域とともにある学校としてふさわしい機能を、地域の方々と協議しながら整備していきます。

《評価指標》

子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(69.9) 69.9	(70.4) 72.7	(73.2)	(73.7)	(74.2)
中学校	(63.8) 62.1	(64.3) 60.1	(64.8)	(65.3)	(65.8)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）

放課後や長期休業中に学習センター（学校図書館）を活用した生徒数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
中学校	(28,000) 21,718	(28,000) 18,120	(28,000)	(39,000)	(30,000)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施　策	令和７年度取組結果
①学習環境の充実	（ア）平成 30 年９月に決定した改築校について、以下の取組を進めました。

水元小学校	新校舎建設工事、仮設校舎解体工事、体育館解体工事 令和７年９月新校舎で運営開始
道上小学校	仮設校舎解体工事、既存校舎解体工事 令和７年４月新校舎で運営開始
二上小学校	新校舎建設工事 令和８年４月新校舎で運営開始
よつぎ小学校 四ツ木中学校	中学校仮設校舎建設工事、中学校既存校舎解体工事 令和 11 年９月新校舎で運営開始予定
宝木塚小学校	既存校舎解体工事、新校舎建設工事 令和 11 年１月新校舎で運営開始予定
常盤中学校	体育館解体工事、新校舎建設工事

	令和９年４月新校舎で運営開始予定
柴又小学校	東柴又小学校及び桜道中学校と併せて柴又地域一連で学校を改築

（イ）令和５年 12 月に決定した改築校について、以下の取組を進めました。

本田小学校	改築工事期間中の教育環境の確保の検討
小松南小学校	改築のための基本的な考え方策定
東四つ木小学校 中川中学校	施設一体型校舎の実施設計 木根川小学校既存校舎解体工事 令和７年度から木根川小学校と渋江小学校を統合し、東四つ木小学校として運営開始 令和 12 年１月新校舎で運営開始予定
柴又小学校 東柴又小学校 桜道中学校	柴又小学校と東柴又小学校を統合し、統合小学校として改築基本構想・基本計画策定 令和 13 年度中に新校舎で運営開始予定

（ウ）「第２期葛飾区区有建築物保全工事計画」や「葛飾区学校施設長寿命化計画」に基づき、６年度と同様に、外壁改修や屋上防水などの保全工事を実施しました。また、学校の状況も踏まえながら、教育環境や施設機能を回復・向上させるための内装改修等の工事を実施しました。

（エ）学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るため、未設置の学校に段差解消のためのスロープ及び車椅子使用者用トイレを順次設置しました。７年度は、小学校６校にスロープを設置したほか、小学校２校・中学校１校に車椅子使用者用トイレを設置しました。

（オ）柴又地域の児童・生徒が等しく新しい時代の学びに適した学校施設を整備するため、令和９年４月に柴又小学校と東柴又小学校を統合し、新校舎竣工までの間、柴又小学校敷地においてしばまた小学校として学校運営を行います。７年度は、柴又地域統合小学校改築懇談会を開催し、校章を決定しました。また、統合小学校の開校に向けて、柴又小学校と東柴又小学校の連携を深めながら統合の準備を進めました。

（カ）児童・生徒の心身の健全な発達と保護者負担の軽減を目的に実施している学校給食費の完全無償化について、食物アレルギー等の理由により弁当を持参している児童・生徒の保護者への補助と併せて引き続き実施しました。

（キ）義務教育期間にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境の充実を図るため、小学５年生の臨海学校のほか、小学６年生の林間学校や中学２年生の移動教室、中学３年生の修学旅行、一部副教材等の費用を無償化し

	ました。
②教育ＤＸを推進する環境整備	（ア）教育ＤＸの推進に向けてＩＣＴ環境の充実を図るため、かつしか教育情報化推進プランに基づき、７年度は校務事務における生成ＡＩの活用を開始するとともに、保護者連絡用アプリケーションによる区配付物のペーパーレス化など、ＩＣＴを活用した校務事務の効率化・業務負担の軽減に取り組みました。 また、学校教育総合システム[48]のリプレイスに向けた検討や、１人１台端末の調達及び各学校への配付を行いました。
③学びの機会の充実	（ア）放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できる学習環境づくりを行いました。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置して、定期試験前の「自学自習ウィーク」を実施し、放課後等における自学自習の場としての学習センター（学校図書館）の活用を推進しました。【再掲】 （イ）学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させました。 （ウ）福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する「基礎学力定着講座[49]」について、連携して取り組みました。

点検及び評価

（ア）各家庭等において洋式トイレが主流になっている中、学校内には和式トイレが残っており、和式トイレを使用できない児童・生徒もいる状況です。児童・生徒の安心安全を確保するとともに、災害時に学校が避難所として使用されることを踏まえ、避難者の利用しやすさや衛生環境の確保など、防災・減災の観点からも学校施設の機能向上を図る必要があります。このため、学校トイレの洋式化を進めることで、平常時の教育環境の改善に加え、災害時における避難所機能の強化にもつなげていきます。

（イ）ＩＣＴを活用した児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」及び教員の働き方改革を更に推進するため、１人１台端末の更新を契機として、児童・生徒を含め、生成ＡＩ機能をもつツールの利用を開始します。児童・生徒の情報活用能力の向上を図る過程で、生成ＡＩを適切に扱う力を身に付けられるよう、さらに、教職員が情報教育に体系的に取り組めるよう、手引の策定及び研修を実施します。

また、学校教育総合システムのリプレイスに向けて、東京都における統合型校務支援システム等の検討状況並びに学校教育総合システムの現状及び課題を踏まえ、次期システムの構築事業者を選定し、新システムの構築を進めます。

（ウ）児童・生徒の学びの機会を確保するため、放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できるようにします。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施し、自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。

（エ）児童・生徒の学びの機会を確保するため、学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させます。
（オ）生徒の学びの機会を確保するため、福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する基礎学力定着講座について、連携して取り組みます。

[1] ＩＣＴ：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略
[2] ウェルビーイング：一般に「良好な状態」を意味する言葉。本計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態としている。
[3] グローバル人材：グローバル化が進展する中、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けた人材
[4] 自己肯定感：自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情
[5] 特別支援教育：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
[6] 教育ＤＸ：教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること
[7] 学力向上グランドデザイン：小・中学生を対象に実施している学力調査の結果を踏まえ、各校が課題と課題解決の方法を整理した上で、校長が学力向上に向けた取組をまとめたもの
[8] 授業充実プラン：校長が策定する学力向上グランドデザインに基づき、教員一人一人がより良い授業となるよう作成するプラン
[9] 学校司書：学校図書館法第６条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされている。
[10] 教育研究指定校・園制度：学校・園が直面する課題について、解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を学校・園及び地域社会に還元するために教育委員会が設置するもの
[11] 科学教育センター（未来わくわく館）：子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に開館している施設
[12] 葛飾みらい科学研究コンクール：自由研究を通じて、子どもたちに科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを知ってもらうため実施しているもの
[13] 理科支援員：児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、全小・中学校に配置している職員。
[14] かつしかっ子体力アッププログラム：児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したもの
[15] 主体的・対話的で深い学び：平成 29（2017）年に告示された学習指導要領において示された考え方で、
①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか
②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか

③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解説策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか

という３つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようにすること

[16] 葛飾教師の授業スタンダード：小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法

[17] プログラミング教育：子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考」などを育成するもの

[18] 外国語指導助手（ＡＬＴ）：グローバル人材の育成の一環として、区立全学校に派遣し、小学校の英語に親しむ時間・外国語活動・外国語や、中学校英語の授業を補佐し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。

[19] イングリッシュキャンプ：英語力の向上を目指す生徒を対象に、英語だけで２泊３日の生活体験を行っているもの。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。

[20] かつしかっ子就学前教育カリキュラム：子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実に向け、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために作成したもの

[21] かつしかっ子スタートカリキュラム：小学校入学当初のカリキュラムを工夫して幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続し、入学したかつしかっ子が、幼児教育での学びと育ちを基に、主体的に自己を発揮し、いきいきと新しい学校生活を創り出せるよう作成したもの

[22] 進学重点教室：区立中学３年生の希望者に対して、土曜日を利用し、発展的な内容の学習を行い、希望する高等学校への進学を支援するもの。都立葛飾野高等学校の教員による授業を通して、都立高等学校の入試問題が解ける実力を身に付けることを目的としている。

[23] キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育

[24] 幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿：①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、内閣府の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に具体的に示されている。

[25] 架け橋期カリキュラム：５歳児から小学１年生の２年間を「架け橋期」として焦点を当て、０歳から 18 歳までの学びの連続性に配慮しつつ「架け橋期」の教育の充実を図るため、幼児教育施設と小学校が協働して編成するもの

[26] 道徳授業地区公開講座：東京都教育委員会の施策として、平成 10（1998）年度から実施している講座。道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを目的としている。

[27] 人権教育プログラム（学校教育編）：人権教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付しているもの。各学校において人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、人権課題等に関する実践・指導事例、人権課題等に関わる参考資料等を掲載している。

[28] 東京都人権尊重教育推進校：東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため設置しているもの。東京都全体で 50 校、本区では１校が指定されている。

[29] 葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード：学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。

[30] 特別支援教室：通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。本区では、平成 28（2016）年度から全区立小学校で、平成 30（2018）年度から全区立中学校で特別支援教室を実施している。

[31] 自閉症：文部科学省によると、「自閉症」とは、３歳くらいまでに現れ、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるもの、と定義されている。

[32] 特別支援学級：小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数（８人を上限とする）の学級。区内には、知的障害及び自閉症・情緒障害の学級がある。

[33] にほんごステップアップ教室：来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う教室。平成 30（2018）年度に総合教育センター、令和６（2024）年度に新小岩中学校内に開設し、２か所で指導をしている。

[34] 多層指導モデル（デジタル版ＭＩＭ）：初期の「読み」の指導における最大の難関である「特殊音節」に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたり、なめらかに読んだりすることをめざす指導モデル

[35] バーチャル・ラーニング・プラットフォーム：オンライン上の仮想空間を活用して、新たな居場所や学びの場を提供するもの。１人１台端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができる。

[36] 葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード：不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。

[37] スクールソーシャルワーカー：学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関（子ども総合センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職

[38] スクールカウンセラー：児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、学校の相談体制の充実に向けて、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家である。本区では、全区立小・中学校及び保田

しおさい学校に配置している。

[39] 総合教育センター：本区の学校教育の充実及び振興を図るため設置している組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談・就学相談、適応指導、日本語指導、特別支援教育に係る支援、教職員の研修などを行っている。

[40] チャレンジクラス：不登校生徒を対象とし、東京都から加配された教員が中心となって当該生徒に授業を行う学級のこと。不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、生徒一人一人の実態に応じた支援を行う。

[41] 葛飾教育の日：区立小・中学校において、毎月１回第２土曜日を原則として、平日２回を上限に年間 11 回、保護者及び地域住民を対象に学校を公開しているもの。

[42] 学校評価：子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

[43] ＯＪＴ：On-the-Job Training の略。学校の教育力を向上させ、学校を取り巻く様々な問題に対応できるようにするために、校内で行う職務を通した育成を行うこと

[44] 葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会：教員による研究団体であり、教員が専門性を生かし、各教科等についての指導方法等を研究し、その成果を区内の幼稚園・学校に広めている。

[45] 葛飾教師塾：区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目指すとともに、研究成果報告を行い、区内各校における指導に生かすもの

[46] 第三者評価：学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

[47] 校務ダッシュボード：校務支援システムのデータを活用して学校や学級の状況をグラフや表などで可視化するシステム

[48] 学校教育総合システム：葛飾区立学校の校務事務の効率化及び授業等学習における ICT の活用を目的として整備した校務支援システムや学習系サーバ等の機能を有するシステムの総称

[49] 基礎学力定着講座：福祉部の学習支援事業。区立中学校を開催場所とし、基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、つまずいた箇所や間違い方の傾向に即して、対象者のレベルに応じた少人数グループ形式により、きめ細やかな指導を実施する。また、生徒及び保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言をするとともに、受験や進学等について、相談に応じ情報提供及び助言を行う。

基本方針２　家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

《方針・施策の概要》

子どもの豊かな成長を促すために、家庭・地域・学校が連携しながら協力し合い、よりよい環境づくりを進めます。

また、全ての教育の出発点である家庭教育について、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。

《評価指標》

地域の活動に参加している児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(36.1) 37.9	(38.2) 40.5	(42.9)	(45.5)	(48.2)
中学校	(32.2) 32.5	(32.8) 33.2	(33.9)	(34.6)	(35.3)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

目指す方向性	施　策
（１）家庭の教育力向上	①乳幼児期からの家庭教育の充実
	②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進
（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり	①青少年育成支援の充実
	②学校施設等を活用した放課後支援の推進
	③学校と連携する体制の整備
（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実	①健康教育の推進
	②安全教育の充実
	③キャリア教育の推進
	④区立中学校部活動等の充実

目指す方向性（１）家庭の教育力向上

基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもの人格形成・健全な成長を促していきます。

《評価指標》

「朝食を毎日食べている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(97.2) 92.7	(97.7) 93.6	(98.2)	(98.7)	(99.2)
中学校	(95.2) 89.3	(95.7) 89.0	(96.2)	(96.7)	(97.2)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学６年生及び中学３年生が対象

「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(63.2) 58.4	(64.7) 57.1	(66.2)	(67.7)	(69.2)
中学校	(58.6) 54.7	(60.1) 53.8	(61.6)	(63.1)	(64.6)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心掛けている保護者の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(92.9) 91.9	(93.9) 92.9	(94.9)	(95.9)	(96.9)
中学校	(87.7) 86.5	(87.8) 86.0	(87.9)	(88.9)	(89.9)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象

施　策	令和７年度取組結果
①乳幼児期からの家庭教育の充実	（ア）朝食の摂取状況や規則正しい生活のチェックなどを通して、基本的な生活習慣の見直しと定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー[1]」を制作し、区立小学校の全児童及び区内の幼稚園、保育園等に在籍する４・５歳

	児の保護者を対象に配付しました。 （イ）「朝食レシピコンテスト」においては、優秀賞 12 作品を表彰し、加えて 30 作品を入選作品としました。 優秀賞は、表彰状と記念品の授与のほか、広報紙や区公式ホームページ等での公表、「かつしか早寝・早起き・朝ごはん食べようカレンダー」への掲載に加え、食育フェアで紹介するなど、子どもの発育や成長に関わる朝ごはんの摂取の大切さなどを広く啓発しました。 入選作品については、学校を通じて表彰状を送付し、区公式ホームページで作品名を公表しました。 （ウ）子どもに身に付けさせたい基本的な社会ルールや家庭教育の大切さを掲載したパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ[2]」を、小学校を通じて入学前保護者会で、新小学１年生の保護者に配付しました。また「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）[3]」の参加者や児童相談所の来所者にも配付し、家庭教育の大切さを啓発しました。さらに、幼稚園、保育園等に在籍する５歳児の保護者に対しては、４月に概要版リーフレットを配付することにより、就学前段階から家庭教育の重要性について理解促進を図りました。 （エ）保護者及び入学前の幼児の不安の軽減を目的とした「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）」は、「小学校ってこんなところだよ」及び「ドキドキの一年生、家庭での心構え」の２つのテーマで実施しました。「ドキドキの一年生、家庭での心構え」は在宅で参加できるようオンラインでの実施を継続したほか、日本語を母国語としない方が本講座の内容を理解できるように、保護者向けに内容の一部を区公式ホームページに掲載し、多言語翻訳にて内容を理解できるようにしました。 （オ）保護者による組織等が学習会を開催する際に講師を派遣し、その講師謝礼を助成する「家庭教育応援制度[4]」について、広報紙や区公式ホームページを活用して周知するほか、ＰＴＡや保護者、私立保育園等の電子連絡網を活用し、広く利用促進を図りました。また、予算の範囲内で複数回利用を希望する団体の要望に対応できるよう制度の見直しを検討しました。
②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進	（ア） 子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置しました。

点検及び評価
（ア）「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」をカレンダーとして、配付先以外での活用促進を図るため、区の広報媒体から広く周知を行い、区公式ホームページによる電子データの活用を図りつつ、カレンダー内にある早寝・早起きに関する情報等の見直しや新たな項目の追加について検討します。 （イ）「朝食レシピコンテスト」は、教育長賞を新たに設定し、優秀賞の中から１作品を教育長賞として表彰することで、コンテストへの関心を高め、より多くの参加者を募ります。 （ウ）「かつしか家庭教育のすすめ」は、８年度が３年に１回の改訂時期に当たることから、アンケート結果の分析を進め、評価点や課題を整理した上で改訂内容の検討を行っていく予定です。特に「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合が令和７年度の目標値と比べ実績値が乖離していること、児童・生徒の AI 利用やスマホ利用の在り方が世界的に注目されていることを踏まえ、メディアの使い過ぎが心と身体へ与える影響について啓発していきます。併せて、本会議体の委員や専門家の意見を踏まえ、家庭でより活用される内容となるよう充実を図り、家庭教育の向上に寄与していきます。 （エ）「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室)」は、引き続き、オンライン形式の活用による参加機会の確保を図るとともに、区公式ホームページ等を活用した多言語での情報発信を充実させることで、より幅広い保護者の不安軽減と家庭教育への理解促進につなげていきます。 （オ）「家庭教育応援制度」については、子育てに関する幅広いテーマで活用できる制度であることを地域や学校等へ周知するとともに、講師確保が困難な団体に対しては講師紹介による支援を行うことで、団体による学習活動の充実を図り、家庭教育及び地域の教育力の向上につなげていきます。 （カ）子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを引き続き配置し相談体制の充実を図ります。

目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり

家庭・地域・学校が連携することで、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りをもてるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援します。

《評価指標》

青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
区民の割合	(21.1) 22.9	(22.4) 26.4	(28.1)	(29.8)	(31.5)

政策・施策マーケティング調査

学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場[5]があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
保護者の割合	(74.5) 76.9	(77.4) 77.9	(78.4)	(78.9)	(79.4)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象

最近１年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことのある区民の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
区民の割合	(19.0) 21.9	(21.5) 21.2	(23.8)	(25.7)	(27.6)

政策・施策マーケティング調査

施　策	令和７年度取組結果
①青少年育成支援の充実	（ア）葛飾区青少年育成地区委員会[6]との共催による地区委員研修会を実施し、地区委員会委員 256 人が参加しました。 「少年の主張大会[7]」は、小学校 47 校から 271 人、中学校 24 校から 81 人、計 352 人（６年度は小学校 50 校 251 人、中学校 23 校 90 人、計 341 人）の応募がありました。「地区ロードレース大会[8]」は、雨天による中止１地区を除く 18 地区で開催され、8,679 人（６年度は 15 地区、6,655 人）の参加がありました。 （イ）葛飾区青少年委員[9]の活動が効果的に行われるように、役員

	会、定例会、委員会内に設置した８つのブロック会及び６つの専門部会（広報部、小学校支援部、中学校支援部、研修部、情報部、体験学習部）の活動を支援し、青少年の健全育成を図りました。 （ウ）葛飾区子ども会育成会連合会[10]との共催事業を開催し「子どもまつり」には約 30,000 人、「かつしか少年キャンプ[11]」には 68 人が参加しました。また、「ジュニア・リーダー講習会[12]」には 53 人が受講しました。「かつしか少年キャンプ」参加後に「ジュニア・リーダー講習会」を受講する方や「ジュニア・リーダー講習会」修了後にジュニア・リーダーになる方もおり、実施効果が得られました。
②学校施設等を活用した放課後支援の推進	（ア）児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校改築等の機会をとらえて、学校敷地内に学童保育クラブを整備します。７年度は、道上小学校内に定員 120 人、水元小学校内に定員 112 人の学童保育クラブを整備しました。また、二上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行いました。 （イ）学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、学童保育クラブの待機児童を対象に放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した緊急対策としての放課後居場所事業「かつしかプラス」を８校で実施した結果、251 人の入会がありました。 （ウ）わくわくチャレンジ広場は、児童指導サポーターの協力を得て、対象学年の拡大等に取り組むことにより、受入学年を３校、実施日数を１校で拡大しました。
③学校と連携する体制の整備	（ア）区立小・中学校 72 校の学校地域応援団[13]について、活動ボランティアの減少傾向に歯止めをかけるため、区の広報媒体等を活用し支援者の募集を行いました。また、地域コーディネーターの資質向上のため、手引きの内容を改定したほか、学校地域応援団等の学校支援団体が校内で活動する際に使用できるよう各小・中学校へＷｉ－Ｆｉ環境を整備しました。 （イ）ＰＴＡ活動がより効果的・効率的に行われるよう、学びの機会の提供にとどまらず、ＰＴＡのニーズ把握を課題と捉え、定期的なアンケートを実施しました。 （ウ）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）[14]の設置に向け、規則・要綱の制定を行うとともに、東京都ＣＳアドバイザー派遣制度を活用し、８年度に設置予定の学校（松上小学校、新小岩中学校）の管理職及び地域関係者を対象に説明会を実施しました。

点検及び評価
（ア）少年の主張大会をはじめとする青少年育成地区委員会との共催事業は、学校や地域により応募人数のばらつきがあることが課題です。開催日程が学校行事と重複しないよう、地区予選会の日程が決定次第、前年度末までに各学校に日程を周知するなど、各青少年育成地区委員会が学校と調整を図り、より参加しやすい環境を整え、参加意欲を高める事前周知を行いながら、参加者数の増加を図ります。 （イ）青少年育成地区委員会、葛飾区青少年委員会及び子ども会育成会連合会など、青少年の健全育成のために活動する団体に対しては、活動支援を通して連携を深めるとともに、地域活動を通じた次世代育成の世代間循環が持続的に展開されるよう支援し、引き続き地域における青少年の健全育成を図ります。 （ウ）子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせるように、学校改築等に併せた校内学童保育クラブの整備や待機児童を対象に緊急対策として実施している「かつしかプラス」の設置・活用を進めます。また、わくわくチャレンジ広場は、各校の運営委員会やサポーター、学校等の協力を得ながら活動を拡大していきます。さらに、今後の放課後子ども支援事業の具体的な方向性を示す、放課後子ども支援事業の総合的な再構築に関する方針について、関係者や関係団体と協議・意見交換しながら、策定に向けた検討を進めます。 （エ）学校地域応援団は、学校支援活動の活性化に加え、それを担う地域コーディネーターの資質向上や地域における支援人材の発掘が課題です。既に配置している地域コーディネーターの資質向上に資する研修会の実施に加え、応援団活動への理解を深め、誰もが気軽に参画できる活動であることを広く周知するため、様々な広報媒体を活用し支援していきます。 （オ）ＰＴＡ活動が効果的・効率的になるよう、定期的なアンケートを行い、講習会や研修会などのニーズを確認しながら、学びの機会を提供していきます。また、ＰＴＡ活動の意義や役割について、既存の周知媒体や研修会等を活用した情報発信のあり方を今後検討していきます。 （カ）８年度に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置する学校に対しては、指導主事と連携し、協議会の開催準備（議事内容や年間計画の検討等）に係る伴走支援を行います。９年度に設置予定の学校（15 校）に対しては、東京都ＣＳアドバイザー派遣制度を活用し、管理職及び地域関係者を対象とした説明会を実施します。加えて、他自治体の運営状況等も調査し、葛飾区版の運営手引きを作成します。

目指す方向性（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実

望ましい食習慣の形成や健康教育、キャリア教育や交通安全、災害時の安全教育等について、積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図ります。

《評価指標》

「将来の夢や目標をもっている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
小学校	(81.0) 82.0	(82.5) 82.7	(83.5)	(84.0)	(84.5)
中学校	(71.0) 69.8	(71.1) 70.6	(71.2)	(71.3)	(71.4)

学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学４年生以上が対象

地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
種目数	（９） 7	（９） 9	（９）	（９）	（９）

事業実績（教育委員会事務局地域教育課）

施　策	令和７年度取組結果
①健康教育の推進	（ア）各学校において、喫煙防止教育[15]や外部人材を活用した薬物乱用防止教室[16]を実施しました。 （イ）各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会[17]を活用し、体育科、保健体育科などの授業の充実を図るとともに、組織的な健康教育を推進しました。 （ウ）がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育[18]に取り組みました。 （エ）東京聖栄大学と連携した、教員対象の食育リーダー研修を実施しました。
②安全教育の充実	（ア）警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室[19]」を全校で実施しました。 （イ）「安全教育プログラム[20]」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を実施しました。 （ウ）都市整備部と連携し、スケアード・ストレイト[21]方式による

	交通安全教室を区立小学校７校、区立中学校８校で実施しました。 （エ）各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、８月を除く月１回実施しました。
③キャリア教育の推進	（ア）定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、キャリア教育の充実を図りました。 （イ）児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につなぐものとして、全区立小・中学校において「キャリア・パスポート[22]」を作成し、学校行事の前後などに振り返りを行いました。（ウ）区内各事業所の協力を得て、中学２年生を対象とした「中学生職場体験[23]」を全区立中学校で実施し、望ましい勤労観・職業観を育成しました。
④区立中学校部活動等の充実	（ア）７年度は、地域展開のモデル事業を新宿中学校において運動系７種目で引き続き実施するとともに、新たに中川中学校・四ツ木中学校において運動系２種目で合同校モデル事業を実施しました。 （イ）各学校の状況を考慮しながら、中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員）や中学校部活動地域指導者（有償ボランティア）の配置の充実を図りました。 （ウ）本区における部活動の地域連携・地域展開の基本的な考え方をまとめた「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針」を策定しました。

点検及び評価

（ア）健康教育の推進を図るため、各学校において、喫煙防止教育や外部人材を活用した薬物乱用防止教室を実施します。
（イ）組織的な健康教育を推進するために、各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会を活用し、保健などの授業の充実を図ります。
（ウ）がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持てるようにするため、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育に取り組みます。
（エ）組織的な健康教育を推進するために、教員対象の食育リーダー研修の内容を充実させます。
（オ）安全教育の充実を図るため、警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室」を全校で実施します。また、「安全教育プログラム」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を実施します。
（カ）登下校時の事故が社会問題になっているため、都市整備部と連携し、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施します。

（キ）各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、８月を除く月１回実施します。
（ク）中学２年生の全生徒を対象に、普通救命講習を実施し、人命救助に対する理解を深め、心肺蘇生法における実践力の向上を図ります。
（ケ）キャリア教育については、様々な教育活動を通して行うことができるよう、定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、充実を図ります。
（コ）児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につなぐものとして、「キャリア・パスポート」を全区立小・中学校で実施します。
（サ）望ましい勤労観・職業観を育成するため、区内各事業所の協力を得て、中学２年生を対象とした「中学生職場体験」を全区立中学校で実施します。
（シ）７年度末に策定した「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針」に基づき、部活動における地域連携をより充実させるとともに、地域展開のモデル事業の実施によって得られた成果と課題を踏まえ、地域展開を区内全域で実施する際のメリット・デメリットを整理します。また、方針策定に携わった関係団体と区で構成される協議会を新たに設置し、関係団体との共通理解のもと、方針に定める取組を進めるとともに、本区の実情に沿った中学校部活動の在り方について、東京モデルで示された拠点校方式及び地域クラブ活動を参考にしつつ、引き続き検討を進めていきます。あわせて、部活動における地域連携・地域展開に携わる外部指導員に対し、部活動の教育的意義や子どもの権利の尊重、人権意識の向上、体罰・暴言等のハラスメント防止に関する研修を実施することで、指導の質の向上を図ります。

[1] 早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー：区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する４・５歳児の保護者に作成し、配付しているもの。生活リズムを整えるための豆知識、朝食レシピなどを掲載しており、親子で読んだり子ども自身が毎日朝食の摂取状況や就寝時刻をチェックしたりするなど、カレンダーを活用することで、朝食に対する意識付けや規則正しい生活を送るといった基本的な生活習慣を身に付けるための啓発につなげている。

[2] かつしか家庭教育のすすめ：基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を４期（幼児後期、学童前期、学童後期、青年前期）に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。

[3] 家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）：保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。

[4] 家庭教育応援制度：乳幼児や小・中学生の保護者組織等が保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。

[5] わくわくチャレンジ広場：小学校の施設を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう地域の方々が見守りを行う事業。本区では、平成 18（2006）年度から区内全ての小学校で実施している。

[6] 葛飾区青少年育成地区委員会：地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体。本区には 19 の地区委員会があり、それぞれ青少年委員や子ども会育成会、ＰＴＡ、スポーツ推進委員、保護司、民生・児童委員、学校、自治町会などの青少年育成関係者で構成されている。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動や教育・子育てなど青少年に関わるテーマの講演会等、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っている。

[7] 少年の主張大会：児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和 60（1985）年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。

[8] 地区ロードレース大会：地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により 19 地区で開催しているもの

[9] 葛飾区青少年委員：葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区域選出 48 人、中学校の学区域選出 24 人の計 72 人を教育委員会が委嘱している（任期は２年）。昭和 28（1953）年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和 40（1965）年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やＰＴＡとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。

[10] 葛飾区子ども会育成会連合会：区内の子ども会育成会員相互の連絡・協調・親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、併せて区内の子どもたちを健全に育成することを目的としている。区や教育委員会との協働事業として「子どもまつり」や「かつしか少年キャンプ」「ジュニア・リーダー講習会」などを実施している。

[11] かつしか少年キャンプ：葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学４年生

から６年生までの子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。

[12] ジュニア・リーダー講習会：子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学１年生から３年生で、初級･中級･上級の３つの級に分かれている。講習会は年９回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。

[13] 学校地域応援団：学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。平成 20（2008）年度にモデル校３校からスタートした。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上など多岐にわたっており、地域や保護者による様々な活動を承継・発展させ、組織的なものにすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図っていく。

[14] 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)：地域住民や学校へ通う児童・生徒の保護者等が、学校運営の基本方針の承認や意見具申を行い、積極的に学校運営に関わる合議制の機関である。協議会の意見等を学校運営に反映して社会に開かれた教育課程を編成し、学習指導要領の具現化を目指していくことが期待されている。法に基づいて学校運営協議会を設置し、子どもを取り巻く地域や学校の課題を協議する仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。

[15] 喫煙防止教育：学校において、喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの

[16] 薬物乱用防止教室：学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの

[17] 学校保健委員会：学校保健計画の策定、学校保健の諸問題の改善、学校環境衛生の改善、児童・生徒の健康の保持増進に関することを所掌事項としている委員会。校長を中心に学校職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表などで構成されている。

[18] がん教育：国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、がんに関する知識の普及啓発を進める一環として学校で取り組むもの。国は平成 26（2014）年度から「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。

[19] セーフティ教室：東京都内の小・中学校、特別支援学校において、警察等の関係機関と連携し、子どもの非行防止や子どもを犯罪被害から守るための取組として実施しているもの

[20] 安全教育プログラム：安全教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付しているもの。安全教育に関わる実践例や参考資料等を掲載している。

[21] スケアード・ストレイト：スタントマンが受講者である児童・生徒の前で交通事故を再現する手法。交通事故の怖さ等を実感させ、交通ルールの必要性について考える機会としている。

[22] キャリア・パスポート：児童・生徒自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（学習した記録等）のこと。文部科学省によると、以下の目的で行うこととしている。

①小学校から高等学校を通じて、児童・生徒にとって、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につ

なぐもの
②教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童・生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの
[23] 中学生職場体験：中学生に、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成し、自立や社会参加を促すことを目的に、区立中学２年生を対象とし、連続した数日間、地域商店街、地元産業、民間企業及び公的施設の職場で、実際に仕事を体験する取組

基本方針３　生涯にわたる豊かな学びを支援します

《方針・施策の概要》

区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し絆を深めるための場と機会を充実します。

また、区民と協働して、学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつくり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めます。

《評価指標》

日頃から学習や習い事をしている区民の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
区民の割合	(31.0) 31.9	(32.4) 35.4	(35.5)	(35.6)	(35.7)

政策・施策マーケティング調査

日頃から運動やスポーツをしている区民の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
区民の割合	(68.0) 66.2	(68.9) 67.1	(69.7)	(70.5)	(71.3)

政策・施策マーケティング調査

目指す方向性	施　策
（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実	①区民のニーズをとらえた学習機会の充実
	②生涯にわたるスポーツ活動の推進
	③学びと自立を支える課題解決型図書館[1]サービスの充実
（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり	①区民協働による学習・スポーツ活動の推進
	②葛飾への愛着が深まる事業の推進
	③地域の担い手の養成と支援

（３）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり	①学びを促進する環境の整備
	②魅力あるスポーツ施設の整備
	③スポーツを「みせる」環境の整備
	④利便性の高い図書館の整備

目指す方向性（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実

全ての区民が、学習・文化・スポーツ活動を通して、豊かな人生を送るための支援をします。そのために、区民の誰もが自分にあった形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図ります。

《評価指標》

かつしか区民大学[2]、わがまち楽習会[3]、団体・サークル支援講座、団体学習支援事業※の合計延べ受講者数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
受講者数	(7,250) 7,759	(8,300) 7,820	(8,850)	(9,400)	(9,950)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※団体学習支援事業は令和７年度開始。令和６年度は再編前の生涯学習援助制度の受講者数

生涯スポーツ課事業（指定管理者事業含む）の実施における参加者数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
参加者数	(191,283) 195,134	(220,000) 191,055	(249,000)	(278,000)	(307,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館利用カードの新規登録者数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
新規登録者数	(13,000) 12,748	(13,200) 10,934	(13,400)	(13,700)	(14,000)

事業実績（中央図書館）

施　策	令和７年度取組結果
①区民のニーズをとらえた学習機会の充実	（ア）かつしか区民大学では、区民大学講座所管課に働きかけ、新たな講座を区民大学単位認定講座として位置付けるとともに、生涯学習課主催による特別講演会を３回開催しました。講座・講演会の回数は概ね横ばい（６年度 135→７年度 137）でしたが、このうち中止となった講座が増加したこと（６年度３講座→７年度９講座（うち６講座は中央図書館の休館によるもの））などにより、受講者数（延べ）は前年度の 6,439 人から 6,128 人へ減少しました。

	（イ）郷土と天文の博物館[4]では、様々なテーマでの講座や展示事業を実施しました。郷土分野では、特別展「秀吉来襲」、企画展「かつしかとスポーツ」を開催しました。天文分野では、過去に制作したプラネタリウム番組の移行作業を行い、更新後の新しいシステムで投映できるようにしました。 　また、普及事業として、体験・体感を主軸とする学びを目的とする講座やイベントを博物館内外で実施しました。これらの取組については、博物館公式ホームページや年４回（うち１回は子ども向け）発行している博物館だよりなどで、積極的に情報発信を行いました。 （ウ）広く区民が活用しやすい事業とするため、「生涯学習援助制度」と「出前教室」を再編し、障害の有無にかかわらず学習・文化団体等が自主的に企画した学習会に対し講師謝礼を助成する「団体学習支援事業」と、障害のため外出が困難な方（個人）の学習を支援する「障害者学習支援事業」を開始しました。 　また、知的障害のある方々が、安全・安心に仲間づくりやレクリエーション等に親しめるよう、かつしか教室[5]のプログラム内容や開催方法を工夫して実施しました。 （エ）様々な文化団体の発表の場として、「葛飾区民総合芸術祭典」「合唱祭」「葛飾区民文化祭」「学び交流まつり[6]」を開催するとともに、子どもが音楽・演劇や美術に取り組む「ＮＰＯとの協働による文化・芸術教室」や「そうさく教室」などを実施し、区民が文化・芸術に親しむ機会の充実を図りました。
②生涯にわたるスポーツ活動の推進	（ア）一般社団法人葛飾区スポーツ協会[7]と連携して、競技力向上のための区民体育大会や、誰もが気軽に参加できる区民スポーツ大会を開催しました。 （イ）河川敷や公園を中心に設定したコースを利用して、ランニングやウォーキングを楽しむ方々の利便性向上のため、着替えや荷物の預かり、入浴やシャワーの利用が可能なコース周辺の公衆浴場や体育施設等をランニングステーションとして指定し、身近な場所でランニングやウォーキングを楽しめる環境整備を継続しました。また、この環境を活用したランニング・ウォーキング教室事業を計 10 回実施し、延べ 72 人の参加がありました。 （ウ）「健康長寿のまち、葛飾」の実現を目指し、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すために、生涯スポーツ課主催の 14 事業について健康アプリ「モンチャレ[8]」と連携しました。また、スポーツイベントにおいてスポーツを通した連携協力協定を締結した企業や団体と協働による健康測定等を実施すること

	で、区民のスポーツによる健康づくりへの意識や関心の向上を図りました。 （エ）障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組むことができるように、パラスポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催して指導員の活躍の場を提供しました。また、共生社会の実現に向けて、イベントの開催を通じユニバーサルスポーツの普及と発展及びボランティアの育成を進めました。さらに、区内で活動するスポーツ団体、パラスポーツ団体、特別支援学校等で構成する障害者スポーツ普及検討委員会では、障害者スポーツのより一層の普及に向けて協議を行うとともに、障害者スポーツの認知度・関心度を高めていくためのＰＲチラシの作成や障害者スポーツ事業の実態調査を実施しました。
③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実	（ア）区民の関心の高い作家を講師として招き、「人生をごきげんに過ごすコツ～ひとり時間を豊かに～」などの講座を実施しました。 （イ）子育て支援部及び健康部と連携し、３～４か月児健診時に赤ちゃんと保護者に対して、ブックスタート事業[9]として絵本とアドバイスブックレット等が入ったブックスタートパックを手渡ししており、７年度は 2,847 人に配付しました。また、ボランティアによる健診会場での絵本の読み聞かせについては、感染症の拡大が終息の状況に至ったことを受け、７年度から区内全ての健診会場で再開しました。さらに、ブックスタート事業に続き、幼児期からの読書習慣の定着を図るため、３歳児を対象としたセカンドブック事業[10]を実施し、７年度は 1,793 冊の絵本を配付しました。 （ウ）かつしかっ子ブック事業[11]を実施することで、児童が読書に親しむ機会を提供し、７年度の小学１年生への配付実績は 3,204 人となりました。また、中学１年生の全ての生徒を対象に配付していた区立図書館所蔵の電子書籍[12]が閲覧できるＩＤ・パスワードについて、電子書籍により親しんでもらうため、７年度から小学５年生、小学６年生の全ての児童に対象を拡大しました。 （エ）ブックスタート、セカンドブック、かつしかっ子ブックの対象者には、読んだ本のタイトルやその時のお子さんの様子などを書きこめる「読書手帳[13]」を配付しました。記録し終わった「読書手帳」には記念のスタンプを押して、２冊目以降を渡すことで、家族ぐるみで読書を楽しむ「家読（うちどく）」の推進を図りました。これにより、配付実績は、乳幼児版は 5,150 冊、小学生版は 3,619 冊となりました。

	（オ）各図書館では、おはなし会や絵本読み聞かせなどの子ども向け行事を実施し、絵本や読書に親しむ機会を設けました。 （カ）夏休みには「本探し　おてつだいします」のポスターを各館に掲示し、来館した児童に積極的に声をかけて、児童の「調べたい、解決したい」をサポートするほか、特に利用の多い中央図書館では宿題に役立つ本や図書館職員が紹介した本を展示して、レファレンス[14]サービスの充実を図りました。また、学校への団体貸出や学級訪問、職場体験等を通じ学校との連携を図りました。 （キ）ビジネス支援事業として、ビジネスセミナーの講演会（中央図書館：２回)、相談会（中央図書館：９回、立石図書館：11回）を実施しました。 （ク）電子書籍を 17,945 冊から 20,545 冊に増やしました。電子書籍の総貸出者数は 23,399 人でした。電子書籍等の利用促進のために、「電子書籍体験会」を５回実施し、16 人の参加者に電子書籍の検索や利用方法について実際に体験していただきました。さらに、７年度は、オーディオブック[15]を新たに 204 冊導入して、非来館者向けサービスを拡充しました。
点検及び評価	
（ア）かつしか区民大学では、多くの講座で応募多数により抽選になっています。このため、「生涯学習課公式 note」を活用し、抽選に外れた方や会場で受講ができなかった方に向けて講座内容の記事を提供するとともに、区公式ＳＮＳを活用し、新たな受講者層の発掘に引き続き取り組んでいきます。 　また、会場に足を運ばなくても多くの方が学習できるよう、オンデマンド配信を中心としたオンラインを利用した学びの場を引き続き提供していきます。 （イ）郷土と天文の博物館は小学校などの教育現場で活用されている一方で、全ての世代に十分活用されていないことが課題となっています。このため、講座やイベント、展示などを通じて、幅広い世代に学びの機会の場を提供していきます。 （ウ）「団体学習支援事業」と「障害者学習支援事業」は、既存事業を再編し、７年度新たに開始した事業であることから、これまで利用していた団体に対して丁寧な説明を行うとともに、利用団体の拡大に向けたＰＲを行っていく必要があります。 　また、かつしか教室においては、学級生の高齢化やプログラムの固定化が課題となっています。こうしたことを踏まえ、学級生がより楽しむことができるよう、学級生のニーズや関心の高い内容を反映したプログラムを実施していきます。 （エ）若年層も含めた幅広い世代が文化・芸術活動に取り組めるよう、協働団体の活動を支援するとともに、「ＮＰＯとの協働による子ども文化芸術教室」や「そうさく教室」などの文化・芸術事業を実施していきます。 （オ）　スポーツ推進委員は、地区ロードレース大会[16]をはじめ、地域のスポーツ行事の企画・運営をするなど、スポーツ実技指導以外にも重要な役割を担っています。今後も、区と地域のパイプ役となり、地域スポーツ推進のリーダー役として活動していただけ	

るよう、研修や事業を通してスポーツ推進委員の資質向上に取り組んでいきます。

（カ）「図書館利用カードの新規登録者数」が 10,934 人と評価指標の目標値である 13,200 人を下回りました。令和８年度は、利用者ニーズに即した電子書籍を増やすことに加えて、オーディオブックのコンテンツ数を増やしていくことにより、非来館者向けサービスの拡充を図ります。今後も電子書籍等の充実をはじめとした利用者の利便性を高めるとともに、課題解決型図書館サービスの充実に努めます。

目指す方向性（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

区民・団体・区との協働による学習・文化・スポーツ活動を推進し、地域への関心を高める機会の充実を図ります。

また、地域を支える人材を育成するとともに、学習で得た知識や技術が、暮らしや地域活動、まちづくりに生きる仕組みをつくります。

《評価指標》

郷土・天文講座の受講者数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	(5,000) 4,507	(5,200) 4,956	(5,400)	(5,600)	(5,800)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※６年度については、博物館の改修工事に伴う休館（６年 10 月～７年３月）により一部事業を休止・縮小した。

博物館ボランティア事業の参加者数（延べ人数）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	(2,350) 3,079	(3,270) 764	(3,370)	(3,470)	(3,570)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※６年度については、博物館の改修工事に伴う休館（６年 10 月～７年３月）により一部事業を休止・縮小した。

※７年度については、考古学ボランティア、天文ボランティアが活動を休止した。

スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
活動数	(400) 283	(430) 305	(470)	(500)	(530)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

かつしか地域スポーツクラブ[17]総活動数（人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
活動数	(52,023) 54,895	(55,500) 54,312	(56,000)	(56,500)	(57,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	（1,700） 1,808	（1,850） 1,640	（2,000）	（2,100）	（2,200）

事業実績（中央図書館）

施　策	令和７年度取組結果
①区民協働による学習・スポーツ活動の推進	（ア）かつしか区民大学では、様々な経験やノウハウを有する区内各種団体との協働による団体連携講座を、12 団体・22 講座実施しました。 　また、区民の参画・協働による運営を進めるため、区民運営委員会がより充実した講座を企画・実施できるよう支援し、４講座を実施しました。 （イ） 博物館の体験学習講座などの事業を協働で実施する博物館ボランティアと「博物館まつり」をはじめ、「かつしか米つくり体験教室」や「江戸川野遊び道場」などの普及啓発事業を行いました。 （ウ） 子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加し、楽しむことのできるランニング大会として「第 13 回かつしかふれあいＲＵＮフェスタ[18]2026」を開催し、関連地域や商店街、区内高等学校・大学などのボランティアをはじめとした関係団体との協働により、大会運営を進めました。また、葛飾区陸上競技協会協力の下、日本陸連公認コースを取得し、楽しく走るだけでなく記録を狙うランナーも幅広く参加できる大会としました。さらに、事前にボランティアを対象とした救急法の研修会を開催して、安全・安心な大会運営に努めました。 （エ） スポーツ指導員養成講習会を実施して、本区のスポーツ振興に欠かせない指導員の育成を行うとともに、スポーツ教室や地域のイベント等で指導を実践する場を設けました。また、スポーツボランティアを新たに発掘、育成するために引き続き研修会を開催し、「ささえる」スポーツに携わる人材の育成・支援を行いました。さらに、このような、区内で活動する指導者やボランティアのスキルアップを目的としたフォローアップ講習会も実施しました。 （オ） 子どもの健全育成と地域活性化を目的に、U-12 ジュニアサッカー大会「キャプテン翼ＣＵＰかつしか[19]」を、葛飾区出身の漫画家で『キャプテン翼』の原作者である高橋陽一氏を大会アンバ

	サダーに迎え、南葛ＳＣと協働して開催しました。大会には『キャプテン翼』にゆかりのある自治体からジュニアサッカーチームを招いたほか、著名人によるエキシビションマッチの開催やスポーツ体験コーナーやフードブースを設けるなど、サッカーファン以外の方も楽しめるイベントとして実施しました。また、全国連携事業の一環として、漫画ゆかりの特産品を集めた物産展を同時開催し、本区と地方の魅力を全国に発信しつつ、自治体間の交流を広げることができました。 （カ） 地域住民が主体的に運営するかつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツ推進の担い手となり、本区のスポーツ振興にとって重要な役割を果たしています。区は、地域スポーツクラブに対してスポーツや文化活動を通じて地域のコミュニティ拠点として継続的に活動できるよう支援をしており、２クラブで延べ54,312 人がプログラムに参加しました。 （キ）一般社団法人葛飾区スポーツ協会との協働により、区民のスポーツ活動の裾野を広げるため、区民健康スポーツ参加促進事業[20]を 38 事業実施しました。 （ク）葛飾図書館友の会[21]主催による事業は、各種読書会（７回）、映画会「ナイトシアター」（６回）、ＣＤ・ＤＶＤによるコンサート（３回）など、合計 17 回開催し、ボランティアの事業参加人数も 68 人と、多くの人が参加しました。また、９月 13 日から 28 日まで「葛飾図書館友の会展」を実施し、区民から募集した川柳や葛飾図書館友の会の紹介などの展示を行いました。
②葛飾への愛着が深まる事業の推進	（ア）地域団体やサークルの会合などの機会を捉えて、「わがまち楽習会」の周知を図るとともに、より地域住民のニーズに沿い、地域課題の解決につながる学習会が開催されるよう支援しました。 （イ）小学３年生全児童に「かつしか郷土かるた[22]」を配付するなど、郷土学習の支援を行いました。 　また、地区競技大会の代表選出などについて、葛飾区青少年育成地区委員会の協力を得ながら、全区競技大会を開催しました。 　さらに、区民の認知度を高めるため、亀有地区センターでパネル展を開催するとともに、亀有観光案内所でのかるた販売を開始するなどのＰＲ活動に取り組みました。 （ウ）文化財が地域の身近な存在として意識されるよう、各地区の文化財保護推進委員[23]とともに「文化財めぐり」「文化講座」の実施や、情報誌「かつしかの文化財」の発行等を通して、区内の文化財の周知を図り、文化財が地域の身近な存在として意識されるよう取り組みました。

	また、地域で大切にされている文化的資源のうち、後世に残していくものや活用していくものを「地域文化遺産」として認定し、保存や活用を図る目的で「亀有恵明寺の文化財の修理」の記録保存を行いました。 （エ）葛飾柴又の文化的景観[24]について、保護の対象として不可欠な建築物等の修理修景等の支援や文化的景観ニュースの発行による普及啓発等、「葛飾柴又の文化的景観整備計画」の着実な推進に取り組みました。 （オ）地域資料の収集・充実に努め、寄贈された資料の整理を計画的に進めました。かつしかデジタルライブラリー[25]については、多くの人に利用されるよう、利用促進に努めました。また、各図書館の地域の特性を生かしたテーマ別コーナーの設置を行うとともに、地域ゆかりの講演会として、葛飾区ゆかりの作家が館長を務めた東京大空襲・戦災資料センターから講師を招いて「戦後 80 年東京大空襲と下町」、葛飾区伝統工芸士を講師に招いて「伊勢形紙～日本の型染めのルーツ　千年の時を超え現代に生きる技」を実施し、合計 85 人の方にご参加いただきました。
③地域の担い手の養成と支援	（ア）地域に貢献できる人材育成を進めるため、かつしか区民大学の中で、子育て、環境、農業、健康など様々な分野でボランティア養成講座を 23 講座実施しました。 （イ）「わがまち楽習会」や「団体・サークル支援講座」などを通して、団体・サークルが求めるテーマを取り上げながら、団体・サークルが主体的に課題を解決するための学びを支援しました。 　また、団体同士の交流を図るとともに、活動の担い手やリーダーのエンパワメントを支援しました。 （ウ）葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリート[26]として新たに４名認定し、オリンピック・パラリンピックや世界大会等の出場に向けた支援を継続しています。また、認定したトップアスリートや葛飾区レジェンドアスリート[27]を区スポーツイベント等の講師やゲストとして招聘し、区民との交流の場を設けました。 （エ）読み聞かせボランティア養成講座（入門編）を計４回（延べ参加者数：82 人）実施したほか、ブックスタート事業における健診会場での絵本の読み聞かせを再開したことに併せ、ブックスタートボランティア研修（参加者数：８人）及びブックスタートボランティア交流会（参加者数：26 人）を開催し、図書館活動に関わるボランティアを養成するとともに、ボランティア団体への支援とスキルアップを図りました。

	（オ）葛飾図書館友の会主催による事業は、各種読書会（７回）、映画会「ナイトシアター」（６回）、ＣＤ・ＤＶＤによるコンサート（３回）など、合計 17 回開催し、ボランティアの事業参加人数も 68 人と、多くの人が参加しました。また、９月 13 日から 28 日まで「葛飾図書館友の会展」を実施し、区民から募集した川柳や葛飾図書館友の会の紹介などの展示を行いました。【再掲】

点検及び評価

（ア）かつしか区民大学の重点方針の一つに区民の参画・協働による運営がありますが、協働団体数は概ね横ばいで推移しています。限られた職員数の中で工夫しながら、区民（団体）や庁内各課と連携・協働し、団体連携講座や区民運営委員会企画講座などの区民大学講座の充実に取り組みます。

一方、かつしか区民大学の受講者数は新型コロナウイルス感染症収束後、初めて受講者数が減少しました。中止となった講座が例年より多くあったことも一因と考えられます。受講者数の増加に向け、受付方法の見直しを図るとともに、講座によっては小・中学校生にも対象を拡大します。また、大学という名にふさわしい内容の充実を図りつつ、継続的かつ学びの機会の充実につながる講座体系の構築及び学びの循環に焦点を当てた仕組みづくりを目指します。

（イ）令和６年４月に障害者差別解消法が改正され、これまで以上にスポーツ指導員、スポーツ団体の共生社会実現への意識を高めていくことが必要です。引き続き、障害のある人ない人が一緒に楽しめるユニバーサルスポーツの普及に向け、区内で活動するスポーツ団体、パラスポーツ団体、特別支援学校等で構成する障害者スポーツ普及検討委員会において協議しながら障害者スポーツ事業の運営体制、実施内容、周知方法などの検討を進めています。今後も、本区のユニバーサルスポーツの認知度を高めていくため、区公式ホームページや広報かつしか、区公式ＳＮＳを活用した誰にでも分かりやすい周知を積極的に行うほか、のびのびユニスポ広場[28]（障害者スポーツ開放事業）などの既存事業や、本区のイベントへ各団体の方々に参画いただき、ユニバーサルスポーツを体験できる機会を創出するなどの取組を進めていきます。また、障害者スポーツをする機会をさらに確保するため、学校、障害者団体・施設、学童保育クラブなどからの要請を受け、区公認スポーツ指導員や障害者スポーツ普及検討委員会の関係者など、スポーツ指導のできる方を要請された団体へ派遣します。

（ウ）区内では、葛飾区ボッチャ協会や東京都フロアホッケー連盟など、単一種目での障害者スポーツ団体が障害者スポーツの普及に取り組みました。今後は、のびのびユニスポ広場（障害者スポーツ開放事業）やレクリエーションスポーツ体験会の運営を通して障害者スポーツ団体同士の連携強化を図ります。

（エ）図書館の良きパートナーとして、多彩なイベントの実施及び様々な活動を展開する「葛飾図書館友の会」については、会が作成する「友の会通信」や会のホームページなどで活動報告と周知を行っており、図書館は、引き続き側面支援を行っていきます。

（オ）「わがまち楽習会」では、実施団体が増加していないことが課題となっています。このため、地域課題の解決や学びの循環が図られるよう、学習会の企画や運営に対す

る継続的な支援を行うとともに、積極的にＰＲを行い、実施団体の増加を図ります。

（カ）「かつしか郷土かるた」については、全区競技大会の安定的な運営が課題となっています。運営には、各地区における代表選手選出や全区競技大会の審判員・読み手の人材確保が必要です。このため、協力団体である青少年育成地区委員会に対して、地区大会の支援や審判講習会などを行います。

　また、かるたの認知度が低いことから、各地域でのパネル展の開催など、ＰＲ活動に取り組みます。

（キ）文化財の中には、個人の敷地内にあるものや、技術・芸能などの見学が困難なものもあります。他にも区内の祭礼や民俗行事の中には、後継者不足や生活様式の変化などにより継続が困難となり、従来と同様の形で開催することが今後難しいものについて、記録保存を進めていくことが課題となっています。今後は、記録保存したものについて、博物館公式ホームページ内で紹介することも検討していきます。

　また、文化財を博物館の常設展示スペースでのコーナー展や特別展・企画展で紹介するなどの工夫を凝らして、情報発信していきます。

（ク）国重要文化的景観として選定された「葛飾柴又の文化的景観」を守っていくためには、歴史ある生業の継承や貴重な木造建築物の保存・活用、都市開発への対応等、様々な課題に対応していく必要があります。引き続き、地域の方々や庁内関係部署と連携・協力して「葛飾柴又の文化的景観整備計画」を着実に推進することで、長い歴史の中で育まれた葛飾柴又の文化的景観を保存し、次の時代へ発展的に継承していきます。

（ケ）図書館には、地域に関わる資料が数多く存在しています。今後も、地域資料の利用と保存の両立を図ることを目的に、寄贈された未整理資料の分類とデジタル化への準備を行います。また、 周辺環境やニーズの変化に対応しながら、関連資料の収集を進めます。

（コ）かつしか区民大学では知識の習得だけではなく、得た知識で地域貢献できる人材の育成が課題です。そのため、ボランティアや地域活動に直結する講座を数多く実施するとともに、講座の充実や関連する地域活動に関する情報提供を行い、学びを地域活動に生かす仕組みの構築を進めていきます。

（サ）コロナ禍を経て、団体・サークルの減少や活動の停滞が課題となっています。こうした状況の中で、団体・サークル支援講座では、団体・サークル活動の活性化を図るため、ニーズに沿った学習内容を検討するなど、さらなるＰＲを行うとともに、参加者（団体）の増加につながる取組を進めていきます。

（シ）ボランティア養成講座終了後の支援として、絵本読み聞かせやおはなし会などの活動場所を積極的に提供するほか、ボランティア団体主催の講習会などのサポートを行います。

目指す方向性（３）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

必要な情報が手軽に得られるよう図書館の機能を充実するとともに、学習情報を提供する仕組みをつくります。また、区民の誰もが快適に学び、交流し、文化やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備を整えるなど環境づくりを進めます。

《評価指標》

区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数（件）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
利用件数	(76,000) 76,789	(81,500) 81,008	(82,000)	(82,500)	(83,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

スポーツ施設の利用者数（万人）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
利用者数	(346.9) 327.3	(349.1) 324.5	(351.3)	(353.3)	(355.6)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合（%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）
区民の割合	(28.5) 28.7	(29.6) 28.1	(30.7)	(31.7)	(32.8)

政策・施策マーケティング調査

施　策	令和７年度取組結果
①学びを促進する環境の整備	（ア）中央図書館の会議室を、利用予定のない土日祝及び夜間について、中学生から 18 歳までを対象に学習室として開放しました（令和７年度開放日数：167 日、利用人数：2,789 人）。また、６年度に引き続き、各地域図書館の会議室の開放状況について区立図書館ホームページから確認できるようにしました。 （イ）郷土と天文の博物館では、プラネタリウムや天文展示室等を活用し、区民や利用者が気軽に天文について学べる環境を整備しました。 また、特別企画展示室で、郷土葛飾を再発見する特別展「秀吉来襲」、企画展「かつしかとスポーツ」を開催しました。 さらに、博物館ボランティアと協働してボランティアまつり

	を開催するとともに、郷土展示室では展示解説や学びの場の提供を行うなど、より多くの方に来館していただけるよう取り組みました。 （ウ）かつしか区民大学や「わがまち楽習会」などで実施する区民や団体との協働事業を地域コミュニティ施設などの身近な公共施設で開催しました。 　また、学び交流館の利用団体が主体的に取り組む「学び交流まつり」や「サークル活動体験会[29]」などを支援しました。 　さらに、公共施設を利用する団体の活動が一層活性化するよう、「学習相談」の充実を図りました。 （エ）生涯学習ポータルサイト「生涯学習チャンネル」を活用し、講座・イベント情報にとどまらず、生涯学習に関する様々な情報を身近で分かりやすく提供することで、学びの機会の充実を図りました。 （オ）かつしか区民大学の認知度を高めるため、区公式ＳＮＳを活用して講座の開催情報を発信しました。 　また、「生涯学習課公式 note」では、講座の開催案内に加え、実施した講座内容の報告や講師のインタビューを掲載するなど、講座の参加意欲が高まるような情報発信を行いました。 　さらに、区民大学単位認定制度に加え、健康アプリ「モンチャレ」にも参加することで、受講や継続につながる環境を整備しました。
②魅力あるスポーツ施設の整備	（ア）照明設備のＬＥＤ化については、奥戸総合スポーツセンター体育館は令和７年度に完了し、陸上競技場については引き続き工事を実施します。 （イ）奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、人工芝から天然芝へ改修する工事を引き続き行います。また、第４種陸上競技場の認定を取得します。 （ウ）奥戸総合スポーツセンター温水プール館の受変電設備改修工事を引き続き行います。 （エ）荒川河川敷グラウンド(木根川橋・四つ木橋付近)のトイレ改修工事を引き続き行います。 （オ）小菅西公園運動場にスケートボード場を整備し、令和８年４月１日から供用開始しました。 （カ）水元公園内にスケートボード広場を整備するため、施設の整備方針や設計の諸条件をまとめた基本計画を策定しました。
③スポーツを「みせる」環境の整備	（ア）南葛ＳＣやリガーレヴィア葛飾などと連携して、サッカーやフットサルなどの公式戦に区民が観戦して応援できる環境の充実を図りました。 （イ）区公式ＳＮＳ等によりスポーツ教室やスポーツ大会に関する

	情報を発信することで、区民がスポーツを実践し観戦する機会を作り、区民のスポーツに関する関心を高めました。
④利便性の高い図書館の整備	（ア）利用者のプライバシー確保や利便性向上のため、地域図書館にＩＣＴを活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機などを導入し、職員を介さず利用者自身で手続きができるシステムの整備を進めました。７年度は、水元図書館と奥戸地区図書館に自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入しました。 （イ）電子書籍を 17,945 冊から 20,545 冊に増やしました。電子書籍の総貸出者数は 23,399 人でした。電子書籍等の利用促進のために、「電子書籍体験会」を５回実施し、16 人の参加者に電子書籍の検索や利用方法について実際に体験していただきました。さらに、７年度は、オーディオブックを新たに 204 冊導入して、非来館者向けサービスを拡充しました。【再掲】 （ウ）だれもが気軽に安心して快適に利用できる施設となるよう、老朽化したお花茶屋図書館の改修工事（令和７年９月１日から令和８年７月 23 日まで）を実施しています。 （エ）中央図書館の照明設備のＬＥＤ化に併せて、空調設備の入替え及び分かりやすいサインの設置を行いました。さらに、子どもが本に興味を持って手に取ってもらえるよう児童書の並び方を見直し、親子が安心して過ごすことのできる空間づくりに努めました。

点検及び評価

（ア）郷土と天文の博物館で「体験・体感」するためには、来館のきっかけづくりが課題となっています。天文、区の歴史や文化に関して、区民に関心を持ってもらえるような展示、講座、イベントを実施していきます。その際、「体験・体感」を主軸とする学習活動を推進します。

（イ）「学びの機会の充実」においては、より多くの学習の場や機会の提供していくことが課題となっています。かつしか区民大学をはじめとする生涯学習課で実施する事業については、地域による偏りが生じないよう、区内全域を対象として地域コミュニティ施設等の利用を推進します。

（ウ）生涯学習課が実施している各種講座・イベントの周知については、区公式ホームページや各種ＳＮＳ、周知チラシ等を活用していますが、情報が区民に十分に行き届いていないという課題があります。こうした課題への対応策の一つとして、「生涯学習チャンネル」を展開し、区民が分かりやすくかつ簡易に学習情報を入手できるようにします。

また、「生涯学習チャンネル」でのオンライン講座の提供やかつしか区民大学における学習単位の管理等を検討します。

（エ）かつしか区民大学をより身近なものとして知ってもらうために立ち上げた「生涯学習課公式 note」は、認知度が十分とは言えない状況です。このため、各講座でチラシを配布することや当落通知に案内文を掲載するなどの周知を行います。

また、かつしか区民大学そのものを認知向上のため、健康アプリ「モンチャレ」を活用し、これまで区民大学に関心の無かった方の参加促進を図ります。

（オ）荒川及び江戸川河川敷グラウンドのトイレの改修を行い、スポーツ施設利用者の利便性・安全性向上を図ります。荒川河川敷は下流側から４年間（令和６～９年度）かけて改修を予定し、江戸川河川敷は令和７年度に設計、令和８～９年度に改修工事を予定しています。

（カ） 都立水元公園内にスケートボード施設を令和 10 年度中に整備するため、令和８年度に基本設計・実施設計を行います。引き続き区民のニーズに即した競技種目ができる環境の整備及びスポーツの裾野を広げることでスポーツ人口の拡大を図ります。

（キ）奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、既設の人工芝から天然芝への改修工事と照明設備のＬＥＤ化改修工事を実施します。令和８年 10 月から供用開始の予定です。

（ク）葛飾にいじゅくみらい公園運動場テニスコートについて、令和９年度にＬＥＤ化改修工事を予定しています。

（ケ）東金町運動場多目的広場の照明設備について、令和９年度のＬＥＤ化改修工事に向けた設計を行います。

（サ）オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会へ挑戦する、区にゆかりのあるアスリートを「葛飾区トップアスリート」として認定し、その活動を支援しています。葛飾区トップアスリートの活動を引き続き支援し、世界大会に出場した場合には、広報紙や区公式ホームページ、横断幕、ＳＮＳなどで広く周知するなど、区民が地元ゆかりの選手を応援できる環境を構築します。

（シ）区公式ＳＮＳをはじめ様々な広報媒体を活用することで、今後もより多くの情報を区民へ発信し、伝わるようにすることにより、スポーツへの参画の機会を提供します。

（ス）図書館サービスの利用促進のために、老朽化等に伴う図書館の改修やＬＥＤ化の機会を捉え、プライバシーに配慮したセルフ予約棚や簡易返却機の導入を行います。また、バリアフリー化や環境に配慮した施設整備など、利用者ニーズを踏まえて区民が気軽に利用できる身近な図書館となるよう様々な面からの検討を進めます。

[1] 課題解決型図書館：地域や区民が必要とする様々な資料や情報を提供し、課題解決を支援する体制を作っている図書館のこと。平成 18（2006)年、文部科学省による図書館のあり方検討者会議の報告「これからの図書館像－地域を支える情報拠点を目指して」の中で提言された。地域情報や行政の発信する情報のほか、ビジネス、法律、医療、教育、行政、子育て、就労などの情報や資料を、分かりやすく体系的に整理し提供する。また、ビジネス相談会の実施や医療情報コーナーの設置など、各地の図書館で、地域の実情を踏まえた、様々な試みがなされている。

[2] かつしか区民大学：「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として平成 22（2010）年 4 月に開学した。区民大学の講座には、区が実施する講座や大学等との教育機関連携講座、区民運営委員会が企画する講座、区民団体と連携・協働し開催する講座があり、年間 100 以上の講座を行っている。また、学習単位認定制度を設け、取得単位に応じた認定証を発行している。あわせて、区民大学の事業を展開するため、理事会、庁内連絡会、区民運営委員会を設けている。

[3] わがまち楽習会：地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業。楽しく学び“まち”への愛着を深めるという意味を込めて名称を「わがまち楽習会（がくしゅうかい)」とした。地域で要望があるテーマや地域課題に着目したテーマについて学び、考え、交流し、仲間づくりも進め、地域力の向上を目指す。教育委員会では学習会の企画運営を支援し、講師謝礼等の経費を負担している。

[4] 郷土と天文の博物館：葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。歴史学、民俗学、考古学、埋蔵文化財、文化財、天文学の 6 部門を持つ。開設年月日は平成 3（1991）年 7 月 20 日

[5] かつしか教室：知的障害のある区民の生涯学習の機会として、昭和 44（1969）年に開設し、以後継続的に実施している。毎月 1 回日曜日に、区内 3 か所の学び交流館で、スポーツ、音楽、工作、料理、宿泊教室、日帰り遠足等の活動を通して、仲間づくりと社会的自立を目指す。知的障害のある方が仲間とともに楽しく活動することで、日常の緊張から解放され、活力を得ている。

[6] 学び交流まつり：社会教育館を前身とする学び交流館各館の利用団体が、日頃の活動の成果の発表と、地域住民・利用団体相互の交流のために行う館まつり。まつりの実行委員会と教育委員会との共催事業

[7] 一般社団法人葛飾区スポーツ協会：本区のスポーツ及びレクリエーションを振興し、競技力の向上はもとより、区民の体力向上と心身の健全な発達、青少年の健全育成、生涯スポーツの普及、スポーツ精神の滋養に寄与することを目的とした団体。区内 41 のスポーツ団体（令和 8（2026）年 1 月現在）が加盟している。

[8] モンチャレ：区内在住・在勤・在学の 18 歳以上を対象にスマートフォンで楽しみながら健康づくりができる区が配信しているアプリ。歩数達成や食事・体重・睡眠記録などからポイントを貯めることができ、貯めたポイントは 1 ポイント＝ 1 円として、葛飾区商店街連合会が発行する「かつしか PAY」との交換が可能

[9] ブックスタート事業：子育て支援部及び健康部と連携し、保健所・保健センター等での 3 ～ 4 か月健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付するとともに、ボランティアとの協働により会場にて読み聞かせを行い、乳幼児期から親子で読書に親しむ機会の拡大を図るもの。平成 17（2005）年度から実施している。

[10] セカンドブック事業：ブックスタートをはじめとし、子どもに読書の習慣を身に付けさせることを目的として、子育て支援部及び健康部と連携し、「３歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封している。その引換券を持参し、図書館に来館した方に、３歳児向け絵本１冊と図書館が薦める絵本のリーフレットを手渡している。

[11] かつしかっ子ブック事業：成長の節目を迎える小学１年生及び中学１年生に、教育委員会が薦める図書リストから、希望の本を選んでもらい、学校等を通して配付するもの。また、お薦めの図書リストを配付することで、１冊の本から他の本にも自然と興味が持てる仕組みになっている（小学１年生は平成 27（2015）年度から実施、中学１年生は平成 27（2015）年度から令和２（2020）年度まで実施)。令和３（2021）年度から中学１年生が、電子書籍によりいつでも、どこでも本を読めるようにしており、令和７（2025）年度から小学５、６年生にも対象を拡大している。

[12] 電子書籍：インターネット上にある電子化した書籍や雑誌を一定期間のみ閲覧ができるという形式で「貸出」する図書館サービスであり、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等での利用が可能である。

[13] 読書手帳：読んだ本の日付やタイトル、感想などを自分で記録することにより、これまで読んだ本の振り返りなどができる手帳

[14] レファレンス：情報を求めてくる利用者に、図書館の資料を利用して、情報の検索方法を教えたり回答を提供する人的援助

[15] オーディオブック：ナレーターや声優が朗読した本を聴くことができる電子書籍。視覚障害を持つ方をはじめ、高齢者サービスにも適しているコンテンツ

[16] 地区ロードレース大会：地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により 19 地区で開催しているもの

[17] かつしか地域スポーツクラブ：これまで行政主体であったスポーツ事業を地域住民がそれぞれのライフステージに応じて、障害の有無、種目や世代、目的の違いにかかわらず地域住民が主体となって参画できるような新しい仕組みである。本区では平成 20（2008）年９月に「NPO 法人こやのエンジョイくらぶ」、平成 22（2010）年３月に「一般社団法人オール水元スポーツクラブ」が設立されて活動している。

[18] かつしかふれあいＲＵＮフェスタ：子どもから高齢者まで幅広い層の区民が、個人や家族、仲間同士でランナーやスタッフ、応援者など、様々な形でイベントに参加できる機会を確保し、スポーツ実施率の向上や健康増進をはじめ、多世代の交流や地域の交流などが促進されるランニングイベントとして実施しているもの

[19] キャプテン翼ＣＵＰかつしか：青少年の健全育成と地域活性化を目的に開催している U-12 ジュニアサッカー大会。大会の開催を通じて“キャプテン翼ゆかりのまち葛飾”“サッカーのまち葛飾”をＰＲするとともに、キャプテン翼ゆかりの自治体と連携することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げている。

[20] 区民健康スポーツ参加促進事業：一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会に加盟する 41 の団体が、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施しているもの

[21] 葛飾図書館友の会：区立中央図書館のオープンに伴い、平成 21（2009）年６月に発足。区立図書館におけるボランティア活動、学習会、交流会などを通して、図書館がいつも区民のための場であるよう守り育て、また、会員が生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする会

[22] かつしか郷土かるた：「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成 24（2012）年２月に誕生した。かるたに取り上げた 44 の題材は、小・中学生から寄せられた 5,379 句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。小学３年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、葛飾区青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。

[23] 文化財保護推進委員：平成３（1991）年度に設置された制度で、葛飾区文化財保護条例の主旨に基づき、区文化財行政の推進に資するため、区内各地区センター区域から１名を選出し、区内文化財の保存、活用、普及を目的としている。

[24] 葛飾柴又の文化的景観：文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のうち「特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」と規定している。区では、平成 22（2010）年度の予備調査、平成 23（2011）年度から 26（2014）年度までの調査により明らかとなった葛飾柴又の文化的景観の魅力と価値をどのように保存・活用していくかについて、平成 27（2015）年度・28（2016）年度の２年間で検討を重ね、平成 29（2017）年７月に文部科学大臣に対して、葛飾柴又の文化的景観に係る重要文化的景観選定の申出を行った。そして、平成 30（2018）年２月 13 日、水の利用や流通往来に関する景観地として重要文化的景観に選定された。

[25] かつしかデジタルライブラリー：区立図書館が所蔵する葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿をはじめ、行政資料、地域の歴史を知るための資料等のデジタル画像や情報をオンライン上で閲覧・検索できるシステムの名称。地域の貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うことができる。また、図書館システムと連携しており、本の検索と同時にデジタル画像も閲覧でき、資料の幅広い活用とともに、地域への関心と理解を高めていくことができる。

[26] 葛飾区トップアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会への出場が見込まれる葛飾区にゆかりのあるスポーツ選手を葛飾区トップアスリートとして認定しているもの。区民がゆかりの選手の活躍を応援することにより、スポーツの素晴らしさを実感してスポーツ振興につなげている。

[27] 葛飾区レジェンドアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会に出場した選手又は元葛飾区トップアスリートを葛飾区レジェンドアスリートとして認定しているもの。レジェンドアスリートはこれまで培った技術や経験を、区スポーツイベントや教室等で、区民との交流を通して伝えることにより、区民へのスポーツ活動の推進を図っている。

[28] のびのびユニスポ広場：障害者が定期的に身体を動かす機会を提供して、健康で元気な生活を営むことを目的としているもの。内容はユニバーサルスポーツ（フロアホッケー、風船バレー、卓球バレー等）とし、障害者が楽しく過ごせる空間を提供している。

[29] サークル活動体験会：区民へのサークル活動の普及と、活動成果の還元、団体活動の活性化を目的に、各サークルの会員が講師となり、初心者向けに体験講習会を実施するもの。実施団体と教育委員会との共催事業

学識経験者による意見

有村　久春　　（東京聖栄大学特任教授）

このたびの 2025 年度の事業評価は、「かつしか教育プラン（2024～2028）」（以下、「本プラン」という。）を基軸とするその事務管理・執行状況の２年目に当たる。

本プランの５年間の施策具現化にあって、その初年度（2024 年度）からの取組状況やその課題、今後の方向性の記述および各担当課等の説明と意見聴取などに学ぶと、幾多の事業成果やその進展そして新たな課題発見などを＜理解＞できるところである（各担当課の事業推進の努力に敬意を表します）。

１　改めて、プランを問う

この＜理解＞をより一層有益にする記述が本プランにみられる。その内容を改めて精緻に振り返る必要があろう。その一つは、「第３章 葛飾区が目指すこれからの教育」（ｐ57～）に示される＜3 つの基本方針＞とその説明文である（ｐ62）。もう一つは、それに続く＜基本計画体系＞一覧（ｐ64・65）である。そして 3 つの基本方針を構造化した【体系のイメージ】（ｐ66）である。これらの＜理解＞を踏まえた施策の執行展開を求めたい。

言うに及ばないが、このイメージ図の読み解きは、実現施策の基本方針１・２・３がどのように相互関連しているかを問うことに外ならない。とりわけ各担当課が担う事業ごとの特性や内容等に即して問うことが重要である。すなわち、方針１にある５つの「目指す方向性」の具現化にあっては、方針２による関係者間の相互連携の在り方をどう実現していくのか、そして、方針３の＜生涯にわたる豊かな学び＞をどのよう支援していくのか、その三者の関係性を問うことが不可欠であることを意味しているのではないか。

２　何を目指すプランか

本プランは、教育基本法第 17 条第２項に基づく行政施策である。それゆえ、各施策の主たる担当課等がかかる 5 年間（2024～2028）の事業推進の責務執行部署として、その評価指標を具現化し、その執行状況および成果や課題等を検証・考察する必要がある。

上記１の問いに照らすと、主に以下の４点が目指す評価の方向性と言えよう。

（１）子どもの学び・学校生活の充実

まず、子どもへの意識調査を用いて、「学校に行くのが楽しい」と肯定的に答えた子どもの割合を指標としている。年度ごとの目標値と実績値を追跡している。その実績値（６年度→７年度）は、小学校；78.9→78.4，中学校；80.3→81.0 である。ほぼ一般的な肯定度と言え、その変動も微々である。

（２）学力・学習状況の把握

全国学力・学習状況調査の結果を活用し、学習状況の評価指標としている。国語と算数・数学の差（対全国比）を表記している。その実績値（６年度→７年度）は、小学校；-0.1→0.6，中学校；-1.3→0.7 である。数値上の＜学力改善＞がみられる。また、課題解決に取り組むや自分の考えを深めたりする、英語学習への肯定回答などの子どもの割合を検証している。ここでは数値的な改善は、ほぼみられない。言うまでのなく、これらの事業評価のあり様は数値化による表記が多義多論であることから（学力論の多様性）、さほどの意味を成さない。現状では、その成果自体が見えにくい面を有し、見え隠れ（内面化）していると考えたい。

（３）体力・健康に関する指標

都の体力・運動能力テストや運動習慣・健康の調査結果などから体力向上や健康面の成果を測定している。その実績値（６年度→７年度）は、小学校；44.5→44.6，中学校；42.8→43.5 である。ある一定の成果がみられる。

（４）心の成長・自己肯定感

心や命を大切にする意識や自己肯定感（自分によいところがある）に関する意識調査（葛飾区・文科省の調査）などから、心の成長を示す評価指標としている。また、いじめの解消率も検討している。その実績値（６年度→７年度）は、「心や命を大切にする意識」小学校；79.4→78.6，中学校；88.6→88.1 である。自己肯定感（自分に良いところがある）は、小学校；82.2→83.7，中学校；80.6→84.3 である。さらに、いじめ解消率（６年度の実績）は、小学校；59.5，中学校；62.6 である。個々の人権意識や豊かな人間性などの観点から、いまの区内小中学校の実情としてその努力とともに苦悩の一端を察するところである。ただ、いじめ解消率が７割にも満たない数値であることは大きな課題としなければならない。いじめの発見そしてその指導・対策にあって、100％の解消を求める必要がある。

３　執行状況の理解と点検・評価

以上の４点の方向性と一定の成果に学びながら、とくに基本方針１の施策内容を中心に私の所見を述べたい。方針１～３の各方向性ともに、前年度の実績や課題を踏まえ、各施策に対する＜令和７年度取組結果＞ならびに＜点検及び評価＞について、精緻にかつ具体的に検討されている。十分に評価でき、その確かな成果も読み取れる。

すべての施策内容の点検・評価に触れることはしないが、部分的に以下の（１）と（２）、そして（３）それぞれの施策に学ぶ点について、課題や期待等を記す。

（１）より一層の授業の充実がみられる

方針１に示される＜子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育＞の基本は、授業の充実そのものに外ならない。学校教育の核は、授業の中味にある。子どもが自らの学びを自らの思考や判断、表現などの力量を駆使しながら、子ども自らが自己陶冶する営みである（参考；現行の学習指導要領「総則」）。本施策では、教員の「授業充実プラン」を具体化するために＜個別最適化した学力向上＞に取り組む。校内研修の充実や学習指導員の活用、デジタル教材を活用した情報処理能力

の向上などが顕著である。

これらの成果として、対全国比で小・中ともに、国語と算数・数学の＜学力＞が向上していると考えてよい。ここに留まらず、課題解決に向けた探究的学びの充実に向けて、教師個々が日々の授業において「学力とは何か？」を問う営みであろう。子どものメタ思考をはぐくむ観点から、授業における「問いの在り方」を研究したい。そして、子どもたちが自他の発する＜問い＞に、互いに学び合う授業展開を期待する。次代の学びを創る教育のカギになる学習論であると考える。言うなら形式知から暗黙知への転換である。

（２）いじめ対応について、積極的改善に期待する

いまや＜いじめ＞は、子ども個々の生命そのものと生き方を左右する課題になっているとしても過ぎない。その意味で、目指す方向性＜（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成＞の具体策に真正面から積極的に取り組みたい。上記２の（４）でも記したが、いじめ解消率（６年度の実績）は＜低い＞と言わざるを得ない。小学校；59.5%，中学校；62.6%である。厳しいコメントになるが、＜いじめは100%解消＞してこその対応である。

この理解にあって、＜いじめ＞は社会通念上、許されない行為である。そして、法令上も人権侵害である。とくに子どもにおいては「教育を受ける権利の侵害」に当たり、「心理的又は物理的な影響を与える行為」である。また、耐え難い＜心身の苦痛＞に至る事態でもある（参考；いじめ防止対策推進法（h25.6.28)、特に第１条～第４条)。

このいじめ認識を直視するとき、日々の学校生活を営む子ども個々そして教職員や保護者、地域社会の人々などすべての関係者が真摯に向き合う必要がある。そのうえで、子どもの支援の観点から、＜子どもが安心して学び合う学習環境の整備＞が不可欠である。その基盤として、学級教師が主として担ういわゆる「学級経営」の在り方に帰するところが大である。学級の空間には、＜いじめ＞を日常的に予防する温かい空気が流れている。

学習指導要領（総則・第４の１）の記述に、＜学習や生活の基盤として，教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため，日頃から学級経営の充実を図ること＞との文脈がある。改めて、ここの文言にある「信頼関係」「人間関係」の意味するところを子どもの視点から問い直したい。その際、教員個々及び関係者等が子どもの個々の性格特性や発達のあり様などにどのように向き合うのか……。その基本は、カウンセリング感覚のある応対に徹することではないか。是非とも再考を願う。

本区では、いじめ予防対策として＜多様性の尊重＞の観点から、心の教育に取り組んでいる。例えば、道徳授業地区公開講座や都の人権教育プログラムを活用した研修会、「かつしかいじめほっとライン」設置による早期発見対応、タブレット端末での相談ツールなどである。加えて、弁護士を講師にいじめの法的理解を深める研修も実施している。

また、教育委員会内にいじめ対応専門の部署を設置していると聞いている。この

成果に大いに期待したい。これらの取組の充実と拡大を図るには、それ相応の予算的・人的措置が不可欠である。関係者のきめ細かな心配りと迅速な対応も欠かせない。これらの取組の成果を検証し、＜事後対応の困難克服は予防策にあり＞との認識を深めて欲しい。

（３）各施策に学ぶ（抜粋）

ア　特別支援教育の充実と拡大

その一例であるが、特別支援教室通級の保護者を対象とするペアレントトレーニング講座定員を 20 名から 50 名に拡大している。親子が安心して学び合う場が拡がり、障害の特異性に応じた支援が可能になっている。今後も充実させてほしい。このような支援づくりが子どもの発達成長の基盤になる。

イ　不登校支援「ふれあいスクール明石」の展開

このスクールの対象者を小 3 から小 1 以上の子どもに拡大している。社会的自立支援を早期に行うベーシックな対応に期待したい。この成果・データとその意義を各学校の特別支援教育に活かしてほしい。

ウ　相談体制の充実

不安や悩みにある子どもや保護者対応として、スクールカウンセラー（ＳＣ）を適切に配置している。都と区のＳＣの教育相談連絡会もうまく機能している。とくにＳＣの時間単価を都と同様の 5，500 円とし、その活動の充実と質の保障を適切に展開している。ＳＣの職としての＜よさ（カウンセリング感覚）＞を各教員も日々の授業における子どもとかかわり（信頼関係・人間関係）に活かしてほしい。

エ　新規採用教員の育成指導

法令による初任者研修以外に、初任者が疑問や困りごとを抱え込まない相談体制を整えている。同年代のメンターの活用は有益であり、日々の教育活動の成果に連動するであろう。その成果を研修資料にとりまとめ、教委の HP 等で発信してほしい。新規教員の育成には、教育技術の指導よりも＜子どもそのものの理解（子ども論）＞や＜子どもの学びを見取る先生力の涵養＞が欠かせない。

オ　学校施設のより一層の充実と管理

施設・設備の充実は、子どもの学びをよりよく向上させる。＜よき叡智はよき環境に宿る＞である。保護者が回答する評価指標をみると、その実績値（６年度→７年度）では、小学校；69.9→72.7，中学校；62.1→60.1 である。客観的な理解にあっても、十分とは言い難いと考える。

ただ、担当課の努力により、トイレやスロープのバリアフリー化が充実している。一例ではあるが、価値ある教育環境の改善である。柴又地域の新校舎竣工とそこに宿る教育実践にも期待する。

今日の世界情勢などからして、建築資材等の調達が十分に得難い局面にある。学校施設のインフラ整備は、喫緊の課題であろう。一言で言えば、その老朽化対策の未整備の解消であろう。子どもや職員の命を守ることが最優先される。子どもたち（１校当・数百名前後）と教職員（１校当・50 名前後）が一日８時間前後過ご

す学校空間にあっては、かかる予期せぬ危機（災害対策）を未然に回避する対応策を検討し、その整備・改善を実施することである。

カ　教育ＤＸの更なる推進

区内の小中学校では、ＩＣＴを活用した教育活動と校務事務が効率的に展開されている。各学校の授業の充実（とくに子どもの主体的な学び）に資している。これからは生成ＡＩ機能を有するツール利用が、子ども個々の学習活動の一端を担うことが益々強化するであろう。また、教職員の専門性を高める基礎的知識機能としても活かされるであろう。いま現在、その功罪（有害性？）を十分に研究・検討する必要がある。この勢いは、子どもにも教員にも日常化している事態にもある。

4　本プランの展望と改善策等の提言

いま、国の中教審等が展開している学習指導要領の改訂動向にも眼をやりながら、以下の５点を提案したい。今後の事務執行等に活かしていただければ幸いである。

（1）プラン全体を見通した方針の明確化

本プランは５年間にわたる計画ゆえ、３つの基本方針１・２・３に包括的な施策を盛り込んでいる。それぞれの目指す方向性は、次代を担う子どもの育成に十分に資する内容である。

ただ、これらを受け止める区民や子ども、学校関係者（とくに教員）の眼には優先順位や到達イメージが見えにくい側面があることも否めないであろう。その改善策として、例えば、年度ごとに＜今年の方針１・２・３＞の重点を明示してはどうか。また、各学校においては＜本校のかつしか教育プラン＞をＡ４・１枚程度に可視化（構造化）し、区民や子どもたちにもホームページ等で公表するようにしたい。

この１枚のペーパーをもとに、教職員や保護者、地域社会がプランを共有しやすくなると考える。

（2）相互の連携強化による事業の質的向上

言うまでもなく、子どもの＜かがやく未来をつくる力＞をはぐくむには、学校・家庭・地域社会・事業所等の連携を重視する必要がある。単に、事業施策上の量的向上（回数や参加者数）の理解だけではその成果を評価できにくい。

ただ、本プランの前半部分（第１章・第２章）の記載は、残念ながらそれを問うことを中心にしていない。行政施策の在り方として、そのような構造になりやすいことも理解できる。しかし、「教育」の特性にある非認知的な要素や暗黙知的な理解の在り方にも注目したい。認知的な理解や形式知だけでは問い切れない諸課題にも眼を向ける必要がある。

それゆえ、例えば、以下の視点による改善策を一考したい。

ア　子どもや保護者、教職員、地域の人々などに、参加後の変化を求めるアンケートや聞き取り調査等を行う。そのデータや資料をもとに担当課や関係者の議論を要する。

イ　各学校の教育活動の一つである特別活動や総合的な学習（探究）の時間などの学習成果を記録レポートや発表事例集として発行する。学びの事実に学ぶ教育実

践である。

（３）学びの力量の統合的評価の試み

従前から区内の学校では、子ども個々の生き方やウェルビーイングを支援し、その充実のために「学力向上プラン」や「かつしかっ子調べる学習コンクール」などが行われている。この定着は大いに評価できる。

その一方で、ややマンネリ化の傾向はみられないだろうか（教員の異動や時代背景の変貌なども一因か)。子ども個々の学びのよさや特異性に応じ切れているのか……。次代の学び方向性（中教審等の動向など）を見据えるとき、積極的な検討の余地を求めたい。

例えば、以下による改善策を一考してはどうか。そのねらいは、子どもの学びにあるいわゆる認知的側面と非認知的側面を一体化する学習活動と評価の探究である。

ア　国や都・区の学力調査の結果とともに、思考力、探究力、自己肯定感、学習方略、問いの力量などの観点から子どもの学びを客観化（例；グラフ化）することである。

イ　とくに、特別活動の実践や総合学習における＜プロセス評価＞などを本プランの評価の枠組みとして位置づける。

（４）より一層の情報化推進の強化

端的に言えば、ＡＩ等を活用した能力開発を試行することであろう。本プランとは別に、区教委では「かつしか教育情報化推進プラン」（2024～2028）を作成している。この意図とその内容を学校のカリキュラム開発に活かすことを考えたい。単に、そのプランが機器整備や研修教材にとどまらないことを期待したい。今日の子どもたちには、スマホやSNSなどの情報機器の活用やその機会との出会いが日常的になっている現状がある。これは、決してプラス面だけではない。子どもの発達的な観点からは、その弊害（有害）も大いに懸念されるところではある。

その積極的な情報化推進の強化策として、例えば、次のような取組を一考したい。

ア　各学校が、教科や道徳・特別活動ごとに「ＩＣＴ活用（含；ＡＩ）にあって、子どもの学びは何がどうのように変化しているのか？」を具体事例として、各校の学校評価の内容に位置付ける。

イ　葛飾区では、一人一台の端末機器が整っている。それゆえ、子ども個々の評価観点およびポートフォリオ評価を＜かつしか教育プラン＞の評価の一つとして位置付ける。

学識経験者による意見

萩原　建次郎　　（駒澤大学教授）

先日の会議では質疑に関して丁寧なご説明とご回答をいただきありがとうございました。ここでは、先日の意見聴取での発言・質問内容を改めて整理すると共に、必要に応じて補足も加え、各基本方針に即しながら意見をまとめたいと存じます。

1　基本方針１から基本方針３までの位置づけと今後の施策の方向性について

まず各施策・事業の取り組みの前提となる子どもたちの育ちをめぐる現状分析と課題への理解について述べます。令和７年度取組結果における補助資料一覧の１頁にある「令和６年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況について」を見ると、小学生・中学生の暴力発生件数はこの３年間増加傾向です。文科省がまとめる全国データと比較しても同様の傾向が見て取れます。とりわけ小学生は平成 18 年以降、コロナ禍を除いて増加を続け、高校中学を抜いて、現在はトップの発生率となっています。そうした背景に何があるのか。単に「調査方法が精緻になった」という一般的な回答ではなく、「葛飾の子どもたちの問題行動の背後には何があるのか」という問いをもって、子どもたちの成育環境が 20 年間で何が変化したのか、目くばせをする必要があるでしょう。

これまで放課後の子どもたちの余暇時間、主に公園を軸とした外遊び環境、「居場所のなさ」をめぐる子ども自身の語りをベースとした質的研究を重ねてきた身としては、著しい放課後の成育環境の“劣化”は見逃すことができません。子どもたちの余暇時間の少なさ、ボール遊びを含めた外遊び可能な公園の一律規制、地域住民と子ども・子育て世代との断絶、子育て家庭同士の孤立化などが複合して、子どもたちの健やかな成長・発達を支える成育環境は厳しい状況に置かれています。社会教育や児童福祉の世界では、すでに 50 年前から、子どもたちの世界から「三間（さんま）」が失われたという指摘がなされ、放課後に遊ぶ「仲間」「時間」「空間」が失われてきました。本来、子どもは遊びを通した顔の見える人間関係の中で他者感覚を養い、危険予知能力を養い、人とのかかわりにおける“手加減”という身体感覚を養ってきました。現在、少子化と兄弟姉妹数の減少、核家族化（＝多世代交流の減少）と各家庭間のつながりの希薄化と家庭の孤立、ＰＴＡや自治会加盟率の減少による地域つながりの希薄化、地域青少年育成活動の衰退などを背景として、それらの力を養う体験機会、直接的な人間関係は著しく失われています。そうした複合的構造的な問題状況を背景として、学校の休み時間に先生方があえて遊び相手を買って出ることや、自然体験学習、運動会、体育祭、音楽祭、文化祭などの教科外活動で学校教育が補完している状況です。

一方、子ども同士の関係をつなぎとめ、余暇を埋める必要不可欠なツールとしてＳＮＳが浸透しています。しかし、こうしたメディアは子どもたちの直接的な体験や関

係性を補完するには不十分で、記号同士のやりとりだけでは表情や言葉から相手の心情を感じ取る他者感覚は養われません。また相手に自分の心情を言葉で伝える力やネガティブケイパビリティ（あいまいさに耐える力）なども、間接的な記号中心のコミュニケーションでは培われません。

これらの現状が背後で進行していることを鑑みたとき、子ども同士の気持ちのすれ違いによるトラブル発生や、感情の暴発と突発的な直接的攻撃・暴力などを誘発させていることは十分に推察されます。

以上のような現状を踏まえ、学校教育をめぐる諸施策・事業中心の教育振興基本計画の在り方、目指すべき方向性自体も問われなければならない段階に来ていると分析します。今回の意見聴取と評価の場では、上述のような子どもの成育環境全体を見渡した際に見えてくる、根本的な問題構造の把握をベースにコメントをさせていただきました。

今回評価対象となる「かつしか教育プラン」は 2028 年までの中期計画のため、いますぐの見直しを求めるものではありません。しかし、今後の当該プランの再検討の際には、全体構成の見直しが求められると思われます。

現状の施策の構成は学校教育（基本方針１）を土台として、家庭・地域・学校の連携関係の構築（基本方針２）、さらに生涯にわたる学び（基本方針３）へと積み上げていく形となっています。この発想と構図では、学校教育が社会全体の教育機能の土台を担う逆ピラミッド型となり、学校・教員への負担は過重となります。それは子どもの成育の順序からしても、逆の構図です。

一方、上述のように子どもたちの成育環境の現状認識を地域コミュニティの衰弱と各家庭の孤立化、ならびに地域教育の機能不全ととらえると、施策の重要性や基本方針１～３の関係性と位置づけは逆になります。以上を概念図としたのが図１と図２です。

図１＜現状のかつしか教育プラン（教育振興基本計画）＞

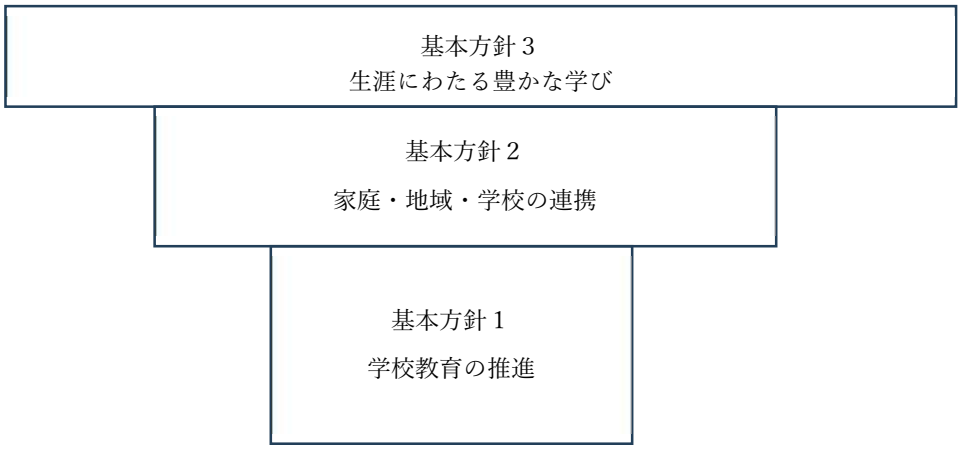


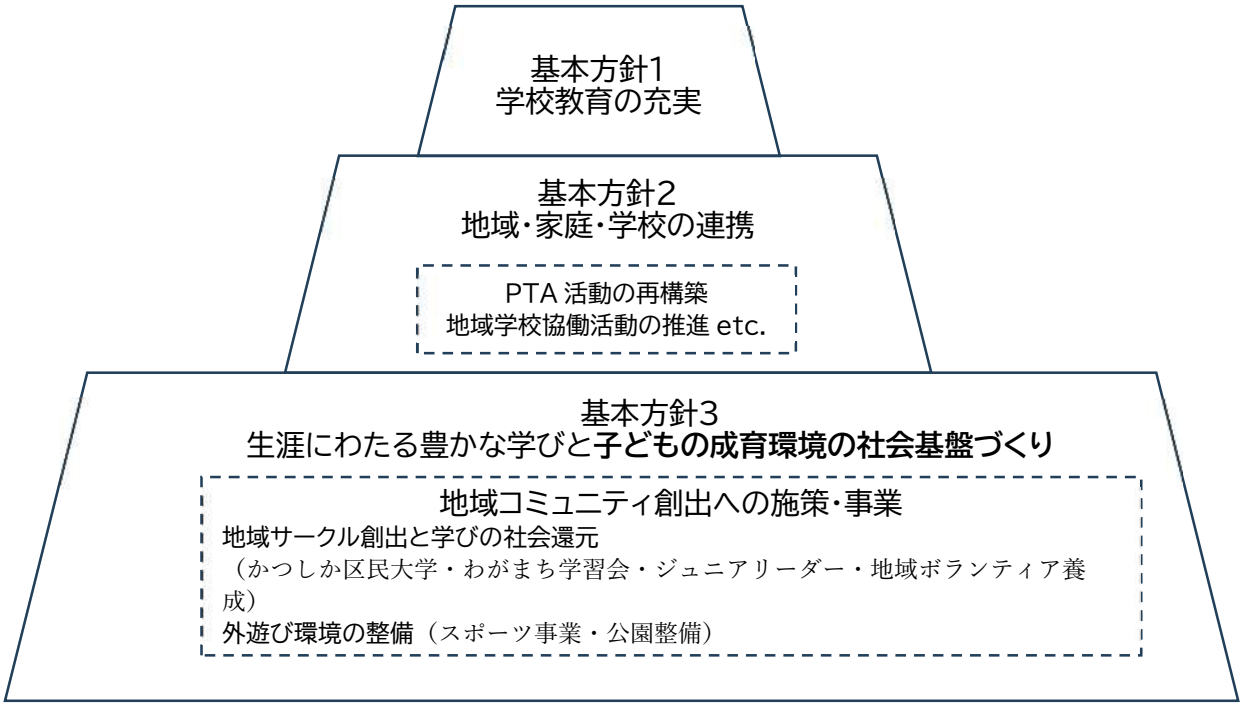
図１は現状のかつしか教育プラン（教育振興基本計画）の内容構成と各基本方針の位置づけや関係性を視覚的に示したものです。基本方針１の学校教育が軸となり、基本方

針２の家庭・地域・学校の連携の主軸も学校です。部活動の地域移行も徐々に進んではいますが、問題は、従来のように地域コミュニティが十全に機能していることを前提にはできない点です。移行・移管先の「地域」の実体が失われつつあるなかで、顔の見える地域指導者の発掘とステイクホルダー（教師・保護者・地域指導者）同士の信頼関係の再構築を同時並行で行う必要性に迫られています。その点は、基本方針３とも深く関連してきます。基本方針３は「かつしか区民大学」をはじめ、図書館、博物館といった社会教育・生涯学習事業や社会教育施設を軸とした施策が並びます。しかし、ここに基本方針１・２と基本方針３の間に断絶があります。ここまでの現状分析に照らしてみれば、基本方針３は、地域コミュニティ再生、再構築に大きく貢献していかなければならない分野です。前述した「顔の見える地域指導者の発掘とステイクホルダー（教師・保護者・地域指導者）同士の信頼関係の再構築を同時並行で行う」という課題解決には、多様な地域住民を巻き込んだ顔の見える信頼の人間関係の再構築が不可欠です。その意味で「かつしか区民大学」が他自治体（先行事例として荒川区、杉並区など）と同様に、多様な地域サークル創出のインキュベーター（孵化器）としての機能が期待されます。博物館、図書館も同様に、社会教育・生涯学習施設は、個人の学習支援だけではなく、個人の悩み（育児の不安や、若者の将来への不安）を個人の問題にとどめず、対話を通じて「地域の共通課題」として捉え直し、住民が主体となってその解決に動き出すプロセス（社会をつくる学び）へと広げていく役割を担っています。

基本方針３はそのような機能役割が十全に果たせるように、基本方針１・２と有機的に連動した形で、各施策・事業が意味づけ直される必要があります。評価もまたそのような文脈でなされてこそ、かつしか教育プラン全体が一体的な計画として実効性を発揮するのではないでしょうか。

このような流れを可視化したのが図２になります。基本方針３を「生涯にわたる豊かな学びと子どもの成育環境の社会基盤づくり」として土台に据え直し、社会教育・生涯学習を通した地域コミュニティの再構築を進めながら、基本方針２「地域・家庭・学校の連携」を同時並行的に推進していく形です。これらの土台に立って初めて基本方針１の学校教育が十全にその役割を果たせるというイメージになります。以下に述べる各基本方針の事業評価については、これまでの現状分析と今後の課題、図２に示したあるべき方向性にもとづいたものになります。

図２＜子どもの成育環境の再生を基本とした教育施策・事業の再構成＞



２　基本方針１に関して

目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成について

②生涯を健康に生きるための体力向上の取組について

（エ）（オ）に掲げられている「生徒が体を動かく楽しさや喜びを実感し」たり、「学校の休み時間や放課後に『体を使った遊び』を奨励すること」は、本稿１で述べたように、子どもの放課後の外遊び環境の衰弱化に鑑みて、非常に重要な意味を持っているものとして高く評価します。施策・事業全体では、ささやかな取り組みに見えて、ここは子どもたちのウェルビーイング（持続的な自由感・幸福感）に直接働きかける貴重な活動です。今後もこうした取り組みに光があたることを期待します。

⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進について

（ア）や９頁の点検及び評価（へ）（ホ）（マ）に掲げる「就学前教育アドバイザー」では教員ＯＢが配置され、小学校に上がる前の教育アドバイスや要支援の園児・児童に対する有効な支援事例の共有を行っているとの説明を受けました。幼稚園や保育園は遊びを通した発達支援が中心なのに対して、小学校以降はフォーマルな学習中心となります。遊びは子どもたちの心身の発達、社会性発達において、また持続性のある幸福感を指す「ウェルビーイング」においても非常に重要です。その一方、上述のように放課後の外遊び環境は衰弱し、小学生の遊び仲間、遊び時間、外遊び空間は減少の一途をたどっています。

そうしたなかで、**就学前の保育・幼児教育においてフォーマルな学習への準備が入っ**

てきてしまうと、より一層遊びの持つ重要な発達支援的側面が削られてしまったり、軽視されていく思考になったりしないか危惧します。小学校側から幼稚園保育園側にアドバイスするという一方向の関係性ではなく、**幼稚園・保育園側から小学校に対しても、子どもの育ちに重要な遊びを含む、独自の発達支援の在り方に関してのアドバイスや、双方対等な立場での情報交換と意見交換が重要**になります。

目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成について

②豊かな感性と創造性の育成の（ア）（イ）や 13 頁（エ）（オ）に掲げられている臨海学校や移動教室、自然体験学習、校内の文化的行事、体育的行事は、目指す方向性（１）の子どものウェルビーイングや多様な直接体験を通じた豊かな人間形成に寄与する取組として高く評価します。これらも本稿１で述べた、子どもの成育環境全体の変容を前提としたときに見えてくる価値を体現した取り組みになります。

目指す方向性（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応の「点検及び評価」について

（ソ）では外国をルーツとする児童・生徒や保護者の増加に対応した、通訳者の確保が課題となっています。これを基本方針３で取り上げられている**「かつしか区民大学（以下、区民大学）」との連携において、地域人材の確保と通訳ボランティア養成を検討してはいかがでしょう。**基本方針３目指す方向性（２）「学びの成果が地域に生きる仕組みづくり」に記載されている「点検及び評価」（コ）では、区民大学で学んだあとの地域貢献や学びの地域還元が課題として挙げられています。区民大学は広く区民に講座への参加募集をかけており、幅広く学習支援ボランティアを募る意味でも有効な手立てとなるのではないでしょうか。

外国をルーツとしながら、日本での生活になじみ、そこでの経験を生かしたいと願っている潜在的な地域人材発掘の手段として、区民大学において「日本語サポートボランティア養成講座」や「学習支援通訳ボランティア養成講座」などを開設するのも一つの方法として考えられます。そこで学び育った区民が学習支援サークルを立ち上げていくのをサポートするのも社会教育職員の大事な任務です。

さらにそうしたサークル団体が、**地域の課題解決を目的とした団体活動への支援事業である「わがまち学習会」を活用できるよう、生涯学習課のほうで積極的にサポートしてはいく必要があるでしょう。**「わがまち学習会」についても、課題として実施団体数の伸び悩みが挙げられています（５５頁）。その意味でも**「通訳者の確保」と「かつしか区民大学」「わがまち学習会」を仕組みとしてつなげていく柔軟な対応と教育委員会内の各担当課を横断した協力・協働があるとよいでしょう。**

３　基本方針２について

目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり

①青少年育成支援の充実について

ここでは青少年育成地区委員会、青少年委員会、子ども会育成会、ジュニア・リーダ

一講習などの充実が述べられています。これらは地域・社会の多様な世代や異年齢間の交流・体験を通し、社会で子どもの育ちを支える重要な取り組みとして高く評価すべき取り組みです。都市化の波で活動を維持継続していくこと、次世代へ継承していくことが厳しい中、**顔の見える地域コミュニティを下支えし、安心して子ども・若者たちが育ち、活躍する土壌を育む**意味でも施策の今後のさらなる充実に期待します。

とりわけジュニア・リーダー講習会や少年キャンプを通じて、年下の年代との交流、地域のお兄さんお姉さんとしての活躍の機会が確保され、さまざまな地域行事でも活躍の機会が与えれることは、葛飾区や地域へ愛着を深め、将来の地域リーダーを育む取り組みとして意義があります。**ジュニア・リーダーを育てる大人との交流とあわせ、次世代育成の世代間循環がより一層発展・持続することを願います。**

目指す方向性（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実
④区立中学校部活動等の充実について

部活動の地域連携・地域移行が掲げられています。ここでは、部活動を勝負至上主義などではなく、教育的観点から児童・生徒の成長を支援する力量を有する地域指導者をいかに確保していくかが課題です。とりわけ、技術指導の補助的立場の「中学校部活動地域指導者」の指導スキル研修や人権研修体制の整備と充実は必須です。**子どもの権利を指導の根底に置くことを研修プログラムの必須内容にすえることで、子どもへの暴言やハラスメントの抑制につながることは実証されています**[1]。

「部活動」への正しい理解をもった地域指導者を育て、支援し、現場で課題があればそれをバックアップする区の体制づくりのさらなる充実に期待します。また、これらは前出の**かつしか区民大学の取り組みとあわせることで、子どもたちのスポーツ文化活動の支援・指導ボランティア養成講座として、広く地域人材の発掘と養成が実効性をもって実現するでしょう。**区民大学側でも、部活動に限らず、ひろく地域スポーツ指導者の人権研修の講座設置を求めたいところです。

４　基本方針３について
目指す方向性（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくりについて

すでに述べたように、**「かつしか区民大学」と「わがまち学習会」の仕組みと学校支援関連のボランティア確保と養成、部活動指導者確保と養成、家庭教育支援の諸課題を連携させることで、報告書に記載の関連項目の課題を改善・解決する方策を生み出すことができるでしょう。**それだけの**制度的環境はすでに有しています。**全庁的な事業である「かつしか区民大学」の仕組みの工夫と改善は、今後の区民一人ひとりの学びと地域コミュニティの豊かさや持続可能性を育むうえでの要でもあり、本稿１において述べた**葛飾区の子どもたちの成育環境を再建していく上で、推進エンジンとなる重要な仕組みです。**現状の施策事業においては、ここが実効性を持って機能しない限り、地域づくりの人材発掘と社会全体で子どもの育ち、多世代共生の地域づくりの実現は厳しいでしょう。

このような学びの場を創出する社会教育主事は、本来、行政課題・地域課題の横断的

な連携をとりもつジェネラリストの立場にある専門職です。また、近年では「社会教育士」が新たな資格として大学や国の研究機関において養成され、一般行政職、企業、ＮＰＯ等でも活用できるようになっています。現在、一万人を超えて活動の輪が広がっており、関係各課でそうした有資格者の積極採用によって、課を横断したさらなる連携を期待します。

以上になりますが、今回のかつしか教育プラン（2024～2028）の取組結果報告では、変化に即応しながら、現場の先生方や職員の方々、保護者・地域住民の方々がご努力されている様子が伝わってくるものでした。学びを軸にしながら、あらゆる世代が共に育ち合える葛飾区となりますことを祈念いたします。

[1] 藤後悦子，大橋恵，井梅由美子著「小中学生の課外活動における指導者ハラスメントと子どもの権利条約との関連」『こども環境学研究』 18(1) 2022 年

学識経験者による意見

原　克彦　　（目白大学名誉教授）

葛飾区教育委員会の権限に属する事務の管理・執行の状況の点検及び評価について、「令和８年度教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価に係る学識経験者への説明及び意見聴取」の内容を踏まえた意見に関し基本方針１を中心に報告いたします。

≪基本方針１≫　子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

前年度と比較すると、評価指標になっている「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合が目標値よりわずかに下降しています。小学校３年生以下の児童にも答えることが可能であれば、次年度は数値の確認ができると良いと考えます。昨年度もお伝えしたように学校が好きで、楽しくなるような環境であることは、生き生きと学び、生きる力を培うには重要な条件だと考えます。すべての子ども達が楽しい環境の中で、学力や体力向上に主体的に取り組める教育環境の整備を望みます。

「目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成」については、教育委員会のリードのもとに次の①～⑤の５つの施策内容を相乗的にどのように実施するか、その具体的なゴールとともに示されています。また、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態と説明していますが、用語への注目度と実施の難しさを整理する必要があると考えます。

■施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」

評価指標「課題の解決に向けて自分で考える」ことや「英語の勉強は大切だと思いますか」を肯定的に答えた児童生徒の割合が大幅に落ちています。その解決策として「自分で考える力が欠けているのではないか？」という課題解決策として、「調べる学習コンクール」を令和８年度から開始（教育指導課）するという回答があり期待いたします。

また、研究コンクールの審査や教員向け研修、自由研究相談会などを理科大との連携協力を受けて実施している取り組み内容の報告（教育指導課）があり、さらなる推進を期待しています。また、昨年に引き続き、個々の児童・生徒に応じたデジタル教材の活用と情報活用能力の向上も継続して実施されており、その成果が教育研究指定校等で教員相互の主体的な学び合いの場になっていると考えます。また、「かつしかチャレンジプログラム」では、思考力や語学力などの向上に児童・生徒達自らが挑戦する場が提供されていると想像します。

■施策②「生涯を健康に生きるための体力向上の取組」

「かつしかっ子体力アッププログラム」に基づき、学校全体で体力アッププログラム

を実施し、小学校では体力向上に向けて休み時間や放課後を利用した「体を使った遊び」を奨励することで体力の向上に取り組んでいるようです。中学校での生徒による積極的な取り組みが待たれるところです。

■施策③「主体性・協調性を育む教育の充実」

１人１台端末の活用を通して、児童生徒が主体的・対話的で深い学び中で情報手段の取捨選択が主体的に正しくでき、情報モラルなどの態度を身につけて欲しいと考えます。特に最近問題になっているＡＩの早期の活用に関しては、その利便性に振り回されることなく適切に活用できるような実践を注意深く進めてほしいと考えます。小中学校では、ＩＣＴ機器の操作や情報収集等のスキルを身に付けるだけでなく、情報手段の選択が主体的に正しくでき、活動を通して情報モラルなどの態度が身につくような取り組みを進めてほしいと考えます。（中学生まではＡＩに頼らず、様々な情報から主体的に考えて総合的に判断する習慣を身に付けることが必要だと考えています。）

■施策④「グローバル人材の育成」

英語等の外国語のコミュニケーション能力の向上を図るため、英語体験プログラムをはじめ、小学校低学年の英語に親しむ活動などを通して身近な人と正しい発音で学習できるような仕組みが必要だと考えます。そのためのＡＬＴ（外国語指導助手）の配置や中学２年生時の海外交流、イングリッシュキャンプの機会拡大などを積極的に進め、異文化体験の機会を増やしてほしいと考えます。

■施策⑤「幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」の共有をはじめ、新たに配置された就学前教育アドバイザー等を有効に活用し、幼児教育の質の向上と充実をさらに図られることを願います。

「目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成」については、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など人権感覚・社会性や道徳性、豊かな感性と創造性、自信と誇りをもてる子どもの育成が、具体的な活動の中でどのように推進されたかについていくつかの報告があげられていました。「一人ひとりの心や命を大切にしている」については、肯定的な回答をした児童生徒の割合(%)という評価指標において令和７年度は、小学校は 78.6%(目標より 5.4%減)、中学校は 88.1%（同 1.2%減）であり、特に小学校の減少要因の整理が必要だと考えます。

「目指す方向性（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応」については、４つの評価指標が設けられ、そのうちの「特別支援教室において指導を受けた」「自閉症・情緒障害特別教室において指導を受けた」の２点については、やや増加傾向にあり、３点目の不登校児童・生徒数については未集計となっています。４項目目の「にほんごステップアップ教室、日本語学級利用者数」については増加傾向にあります。施策別には、①特別支援教育の推進、②不登校に係る支援の充実、③日本語指導の充実、の３施策となっています。①については、特別支援教室に通室している児童の保護者を対象としたペアレンタルトレーニング講座の実施などが報告されています。一方、タブレット

端末を活用した読みに課題のある児童への早期対応を可能にするなどＩＣＴ活用の検討なども始まっています。②については、支援員を配置した校内サポートルームの設置（３校）が始まりました。③についてはにほんごステップアップ教室の運営など日本語の理解が十分でない児童・生徒とその保護者を対象とした積極的な取り組みが引き続き行われています。今後も積極的な取り組みの計画と履行に期待します。

「目指す方向性（４）信頼に応える学校」については、３つの評価指標に基づいた結果が公開されています。「ＩＣＴの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合」は、小学校 66.8%(3.4%減)、中学校 71.4%(7.6%増)となり、昨年からの小中逆転現象となっておりその原因究明が必要だと考えます。

一方で、「葛飾教育の日」などの機会を中心に学校公開や教職員の交流が広範囲で行われ、家庭と地域、学校、教委の連携が次第に広がっていると考えられ、教育公開などの取り組みが効果を拡大する様子がうかがえます。同じ都内であってもその地域性や一体化など、学校が地域と協力し合って人材の育成、関係機関と協働した学校づくり、学校ホームページを通した学校情報の発信などが進行している感触が伝わってきます。前年度も地域と連携した情報発信の仕組みを充実させることや、学校運営協議会制度の質的な改革などを積極的に進め、学校と保護者と地域が一体となった取り組み推進の必要性を取り上げましたがこれからの進展を期待します。今後も地域人材の積極的な協力などを取り入れながら、区民の皆さんから信頼される学校づくりの推進に期待します。

「目指す方向性（５）魅力ある充実した学校」の施策については、①学習環境の充実、②教育ＤＸを推進する環境整備、③学びの機会の充実の３領域です。児童・生徒が楽しく学校生活を送れるように学校の改築をはじめ、和式トイレの速やかな付け替えなどなどを含めた教育環境の改善・整備などを積極的かつ計画的に進めることも必要な要素と考えます。一方で円滑なＩＣＴ活用環境の整備なども必要になってきます。様々な学習環境の維持や整備等が計画的に進むような予算化作業も必要です。

≪基本方針２≫　家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

前年度と比較すると、評価指標になっている「地域の活動に参加」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合が小学校 40.5%(目標 38.2%)、中学校 33.2%(目標 32.8%)と目標値よりやや高く、令和６年度よりやや増加しています。

「目指す方向性（１）家庭の教育力向上」の取組結果については、小中学校の評価指数の一つである「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な解答をした児童・生徒の割合が目標値から小学校 57.1%(目標 64.7%、昨年 58.4%)、中学校 53.8%(目標 60.1%、昨年 54.7%)と大幅に下がっています。「早寝・早起き、朝ごはん」「かつしか家庭教育のすすめ」「家庭教育講座」など様々な取り組みを通した生活習慣の見直しなどを意識しながら規則正しい生活習慣の定着が今後も進むことを昨年以上に期待します。特に、「かつしか家庭教育のすすめ」の改訂時期にあたる本年度は、15・16 歳頃までの子どものＡ

Ｉ利用やスマホ利用の在り方が世界的にも注目されています。子供の健全な成長につながるこれらの家庭教育支援が、就学前から滞りなく実施され、安心して暮らせる住みよい街づくりにつながると考えます。

「目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり」では、評価指標の目標値を上回る数値が並んでいます。特に「青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合」の数値は目標を 4.0%上回り 26.4%と４人に１人が区民や青少年の参加し、参加割合が拡大していること分かります。また、学校施設を活用した「放課後子ども事業 （わくわくチャレンジ広場)」があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合は、目標値を上回っています。施策としては、①青少年育成支援の充実、②学校施設等を活用した放課後支援の推進、③学校と連携する体制の整備、の３点があり、昨年に引き続き②に含まれる学童保育関連の取組が活発に進められています。

「目指す方向性（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実」に関しては、①健康教育の推進、②安全教育の充実、③キャリア教育の推進、④区立中学校部活動等の充実、の４点が施策として挙がっています。④では、令和７年度末に策定した「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針」に基づいた部活動支援における課題の整理と生徒主体のクラブ活動のメリットの拡大を模索してほしいと考えます。児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、将来の展望が持てる継続性のある教育の提供が必要だと考えます。地域の理解・協力については、教員の働き方改革にもつながる要素も多いと考えます。昨年度お願いした地域との協働による学校教育の充実に向けたキャリア・パスポート等の実施継続をぜひ進めてください。

≪基本方針３≫　生涯にわたる豊かな学びを支援します

「目指す方向性（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実」については、①区民のニーズをとらえた学習機会の充実、②生涯にわたるスポーツ活動の推進、③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実、の３点が施策として挙がっていますが、若干スポーツ関連の取組に重点が置かれている印象が否めません。区民大学をはじめとする文化的事業の拡大と魅力のアピールを進めるとともに、図書館などを起点とした子どもと保護者を対象とした取り組みの工夫などが必要だと考えます。

また「葛飾区民文化祭」の拡大版として、他区市で実施されている中学校の部活生徒が参加する音楽会（吹奏楽、合唱など）やダンスの開催を通して若年者の参加を拡大すると共に中学生の励みになるような取り組みも一案だと考えます。

参考資料　調査概要

評価指標として設定した調査の説明

〇政策・施策マーケティング調査

葛飾区基本計画の施策の達成状況等を把握・分析するために、実施している調査。

年度当初に実施する調査で、前年度の実績を把握している。

（調査主体）葛飾区

（調査対象）区内に居住する満 15 歳以上の男女（無作為抽出 4,000 人）

（実施時期）毎年４・５月頃

〇葛飾区学習意識調査

学習に対する意識や家庭での生活習慣などを図るもの。調査結果の分析により、児童･生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うための資料として活用する。

（調査主体）葛飾区教育委員会

（調査対象）小学４・５・６年生、中学１・２・３年生

（実施時期）毎年４月

〇東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

（調査主体）東京都教育委員会

（調査対象）全小・中学生

（実施時期）毎年５・６月頃

〇全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

（調査主体）文部科学省

（調査対象）小学６年生及び中学３年生

（実施時期）毎年４月中旬

〇学校教育アンケート

日頃の教育活動の評価をより客観的なものとするために、実施しているアンケート調査。

（調査主体）葛飾区教育委員会

（調査対象）区立小・中学校及び特別支援学校の全校における保護者、地域の方

※地域の方は、学校評議員をはじめとして、自治町会役員、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、主任児童委員、ＰＴＡ役員、保護司等、各学校で対象を設定。

（実施時期）毎年 10 月中旬から 12 月中旬

〇葛飾区教育情報化に関するアンケート調査

「かつしか教育情報化推進プラン」で定めた目標や具体的施策の進捗状況等を把握・分析するために実施し、成果と課題を検証し、改善を図ることで教育の情報化を推進するもの

（調査主体）葛飾区教育委員会

（調査対象）区立学校の全管理職及び全教員

（実施時期）毎年７月頃

一般庶務報告Ｎｏ．３
令和８年９月２４日

葛飾小学校における漏水事案の発生について

教育総務課

１　概要

令和８年８月23日（日）未明に発生した地震の影響により、葛飾小学校において漏水事案が発生し、校舎内の一部が浸水及び停電した。

２　発生日時

令和８年８月23日（日）午前２時頃

３　発生場所

葛飾小学校４階廊下天井

４　被害の状況

天井内のバルブと給水管の接合部が地震により損傷したため漏水が発生し、校舎西側４階から１階までの教室、トイレ、廊下、保健室の床面及び壁面並びに天井の一部が広範囲にわたり水に濡れた状態となり、校舎の一部で停電も発生した。

また、漏水により１階の２教室（２年１組・２年２組）及び２階の２教室（１年１組・１年２組）と保健室が使用不能となり、保健室のベッド等の物品のほか、教室に置いていた大型提示装置や教材等が水に濡れる被害が発生した。

５　経緯

（１）８月23日（日）

午前８時、葛飾小学校の天井から水が漏れているとの連絡が区議から危機管理・防災担当部長宛てに入ったため、危機管理課職員が現場へ向かったところ、４階から１階まで水が溢れている状態だった。

このため、教職員及び区の職員により、水の掻き出し及び拭き取りを実施し、

天井から漏れ出した水が溜まらないよう、バケツ及びブルーシートを設置した。

また、かつしかプラスについては、８月24日（月）以降活動場所を体育館に変更した上で通常どおり実施することとした。

（２）８月24日（月）

ア　事業者による調査を実施し、漏水の原因を確認するとともに、漏水箇所のバルブの交換を行った。

イ　教室の状況について、１・２年生の４教室及び保健室が使用不能であることを確認した。

ウ　保護者に対し、葛飾区教育委員会及び葛飾小学校長名により、漏水事案の発生及び被害状況等について文書にて周知した。

（３）８月25日（火）～８月31日（月）

ア　電気について支障なく使用できること、及び浸水被害のない教室の天井材に損傷等が生じていないことを確認した。

イ　２学期からの授業開始に向け、使用不能となった普通教室及び保健室については、代替として特別教室等を使用することとし、特別教室等の什器等の運び出し及び児童の机等の搬入を行った。

ウ　区の専門職員及び事業者により、危険個所の調査を実施するとともに、事業者による消毒作業を実施した。

エ　特別教室の什器等については、１・２年生の４教室及び保健室の修繕が完了するまでの間、旧新小岩保健センターに一時保管することとし、事業者による移転作業を行った。

オ　使用不能となった大型提示装置について入替えを行うとともに、保健室のベッドについて代替としてソファベッドを設置した。

カ　使用不能となった教材について、２学期開始後速やかに使用できるよう手配した。

（４）９月１日（火）

ア　予定どおり始業式を実施し、１・２年生は授業を短縮し２校時まで、３～６年生は４校時まで授業を行った。

イ　かつしかプラスについては、体育館から従来実施していたＰＴＡ室に場所を移し実施した。

（5）９月２日（水）

予定どおり給食の提供を開始するとともに、わくわくチャレンジ広場を実施した。

6　対応の遅れについて

地震に伴い、区内の複数の学校で同時多発的に機械警備の発報があったことから、事業者による現場確認及び連絡が遅れ、その結果、教育委員会や学校の対応が大幅に遅れる事態となった。

このため、現在、教育委員会と事業者の双方で現在の契約内容を確実に実施できる体制について確認中である。

7　今後の対応

（1）施設について

ア　天井部分の修繕について、11月上旬を目途に完了させる。

イ　一部床の硬質塩ビタイルに浮きが生じたことから、今後の修繕スケジュールについて事業者と協議を進める。

（2）教育委員会事務局の体制について

ア　万一、同時多発的な発報により事業者による速やかな対応ができない場合に備え、各学校の近隣に居住する教育委員会事務局の職員が対応できる連絡体制を整える。

イ　今回の地震による葛飾区の震度は４であったが、区の地域防災計画では、震度４の地震発生時には各部で職員を参集し、所管施設等の対応措置をとることとされている。今後、同様の事態を繰り返さないよう、職場内での周知・職員の意識付けを図っていく。

一般庶務報告Ｎｏ．４
令和８年９月２４日

９月７日（月）の大雨に係る対応について

教育総務課

１　概要

大雨の予測に基づき、９月７日（月）の区立学校の臨時休業を前日に決定する等の対応を行った。

２　経緯

（１）　９月４日（金）

ア　９月６日（日）夜から７日（月）未明にかけて、関東地方で大雨が予想されるとの情報を受け、６日（日）の午前11時または午後５時時点の気象庁の早期注意情報において、大雨・暴風について「６時から12時」「12時から18時」のいずれかの時間帯に警報が発表される可能性について「高」となった場合、または６日（日）に早期注意情報がなくとも７日（月）朝６時時点で警報が発表されていた場合に、区立学校について臨時休業とすることを決定した。

イ　あわせて、臨時休業が決定した場合に、保護者からの問合せ対応のため、７日（月）朝６時から教育委員会事務局職員４人を教育指導課執務室に待機させることとした。

（２）　９月６日（日）

ア　午前11時時点の早期注意情報において、７日（月）の６時から12時の時間帯に警報級の大雨の可能性が「高」と発表されたことから、７日（月）について臨時休業とすることを決定し、保護者に対して連絡用アプリにて周知するとともに、広報課と連携し区公式ホームページ及び区公式ＳＮＳでも情報発信を行った。

イ　私立学童保育クラブについては、朝からの開所を含め、各私立学童法人が判断し保護者へ連絡を行った。

ウ　道上小学校が７日（月）から２泊３日で実施予定だった日光移動教室については、11月24日（火）に延期した。

（３）　９月７日（月）

朝から職員４人が問合せ対応のため、教育指導課執務室に待機した。なお、区民からの問合せは２件だった。

３　その他

６月に発生した台風６号における対応の反省を踏まえ、台風接近時や暴風・大雨時の対応について見直しを行い、今後の台風接近時や暴風・大雨時における区立学校の臨時休業については、原則前日の判断とし、前日に判断できない場合は当日午前６時に判断することとした。

なお、これらの新たな対応は、９月10日（木）に保護者宛てに通知する前だったが、試行的に前日に臨時休業を決定する対応を行った。

（参考資料）

別紙１「【登校時】台風接近時や暴風・大雨時の対応について」

別紙２「【下校時】台風接近時や暴風・大雨時の対応について」

別紙３「暴風等の荒れた天気による気象警報発表時の対応　判断の流れ」

暴風等の気象警報発令時の対応【葛飾区立幼稚園・小・中学校】

【登校時】台風接近時や暴風・大雨時の対応について

保存版
大切に保存してください

台風接近時や暴風・大雨等により、登校に影響が出る場合の対応は、以下のとおりになります。

前日

翌日に、葛飾区に**レベル3以上**の警報が出る可能性が高い場合、**臨時休業**（わくチャレは中止）

教育委員会事務局が**臨時休業の有無**について判断を行います。
翌日の対応に関して、決定後、教育委員会事務局から「Home & School」にて、お知らせします。
なお、臨時休業の有無に関して、各学校から連絡はありません。また、区公式 HP 及び区公式 X にも情報を掲載します。

※「Home & School」の一斉配信は、午前１１時30分ころと午後5時30分ころを予定しています。

前日に臨時休業の有無の判断ができない場合は、当日午前6時の判断になります。

当日　午前6時

葛飾区に**レベル3以上の警報**が出ているか？

YES

臨時休業

（わくチャレは中止）

NO

通常どおり授業を実施

午前6時１分から各学校の登校時刻までにレベル3以上の警報が出た場合も**通常どおり授業**を行います。

臨時休業、または、**通常どおり授業を実施**について、教育委員会事務局から「Home & School」にて、お知らせします。

なお、臨時休業の有無に関して、各学校から連絡はありません。
臨時休業の有無に関して、「Home & School」による学校への問い合わせは、ご遠慮ください。

「Home & School」の一斉配信は、午前6時１5分ころを予定しています。
また、区公式 HP 及び区公式 X にも情報を掲載します。万が一、「Home & School」のシステム障害が発生した場合は、区公式 HP 又は区公式 X をご覧ください。

区公式 HP　区公式 X

保護者が気象状況や通学路等の状況から登校することが困難と判断し、

「遅刻」「登校しない」とした場合の学校の対応

【遅刻の場合】
・遅刻扱いにはしません。（小学生の場合、遅刻して登校する際は、必ず保護者の付き添いをお願いします。）

【登校しない場合】
・自宅においてドリルパーク等を活用した自学自習や課題等に取り組むことで出席扱いとします。

遅刻する場合や登校しない場合は、「Home & School」にて**必ず学校に連絡をお願いします。**

葛飾区教育委員会事務局教育指導課
電話　03−5654−8471

暴風等の気象警報発令時の対応【葛飾区立幼稚園・小・中学校】

【下校時】台風接近時や暴風・大雨時の対応について

保存版
大切に保存してください

台風接近時や暴風・大雨等により、下校に影響が出る場合の対応は、以下のとおりになります。

下校（降園）時

氾濫や局地的豪雨、雷については、地域差があり、状況が異なることから、**校長・園長が判断し**、各学校・幼稚園の対応になります。

【対応例】

○下校時刻を早め、下校する。
（小学校は、集団下校や方面別下校になる場合がある。）

○学校に児童・生徒を待機させる。

○児童・生徒を保護者に引き渡す。

学童保育クラブに在籍している児童については、学童保育クラブと学校が連携して対応します。



各学校・幼稚園が「Home&School」にて、下校（降園）に関する具体的な対応についてお知らせします。

葛飾区教育委員会事務局教育指導課
電話　03−5654−8471

暴風等の荒れた天気による気象警報発表時の対応　判断の流れ

令和8年９月10日より運用開始版

前日　午前１１時

台風接近等に伴う気象庁発表の早期注意情報において、大雨、暴風に関して、翌日の「6−12」または「12−18」の時間帯に[高]が発表

YES → ○幼稚園、小・中学校　臨時休業
○わくわくチャレンジ広場　中止

NO → 教育委員会から午後5時に判断することを保護者に連絡

＜午後5時に判断する方針の連絡＞

教【教育委員会から各学校・園へ連絡】
午後5時に判断する方針をメールにて通知する。

教【教育委員会から保護者へ連絡】
午後5時に判断する方針を「Home&School」にて周知する。

前日　午後5時

台風接近等に伴う気象庁発表の早期注意情報において、大雨、暴風に関して、翌日の「6−12」または「12−18」の時間帯に[高]が発表

YES → ○幼稚園、小・中学校　臨時休業
○わくわくチャレンジ広場　中止

NO → 教育委員会から当日の対応になることを保護者に連絡

＜臨時休業決定後の連絡＞

教【教育委員会から各学校・園へ連絡】
臨時休業についてメールにて通知する。

教【教育委員会から保護者に連絡】
「Home&School」にて、臨時休業について周知する。

＜「Home&School」の内容＞
・臨時休業にすること。
・小学校は、わくわくチャレンジ広場を中止すること。
・各学校からの臨時休業に関する連絡はないこと。

※午前１１時、午後5時、翌日午前6時に同様の周知をする。
※区公式HP、区公式Ｘにも情報を掲載する。

学【各小学校から学童保育クラブへ連絡】
関係のある学童保育クラブに連絡する。

【各学校から「Home&School」に登録していない保護者】
学 電話にて、以下の内容について周知する。
・臨時休業にすること。
・小学校は、わくわくチャレンジ広場を中止すること。

＜明日午前6時に判断する方針の連絡＞

教【教育委員会から各学校・園へ連絡】
明日午前6時に判断する方針をメールにて通知する。

教【教育委員会から保護者に連絡】　「Home&School」にて、今後の対応について周知する。その際、以下の内容を伝える。
①明日午前6時の判断になり、配布している「暴風等の荒れた天気による気象警報発令時の対応について」に沿って、保護者が判断すること。
なお、明日の朝、教育教育委員会から「Home&School」にて連絡すること。万が一、システム障害が起きた場合は、区公式HP、Ｘを確認すること。
②明日の朝、各学校から「Home&School」での連絡はないこと。
③警報が出ていない場合でも、気象状況や通学路の状況から保護者が登校・園が困難と判断した場合は、自宅においてドリルパーク等を活用した自学自習や課題等に取り組むことで出席扱いとすること。
④遅刻する場合や登校しない場合は、「Home&School」にて、理由を学校に連絡すること。

当日　午前6時の時点

午前6時の時点で葛飾区内に「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」、「レベル3警報」、「暴風特別警報」等の「特別警報」、「暴風警報」等の「警報」が発表された場合

YES → ○幼稚園、小・中学校　臨時休業
○わくわくチャレンジ広場　中止

NO

当日　午前6時１分～登校時刻

午前6時１分から登校時刻までの間に葛飾区内に、「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」、「レベル3警報」、「暴風特別警報」等の「特別警報」、「暴風警報」等の「警報」が発表された場合

YES → ○授業は実施　ただし、登校・園については、保護者判断
気象状況や通学路の状況から保護者が登校・園が困難と判断した場合は、ドリルパーク等を活用した自学自習や課題等に取り組むことで出席扱いとする。
○わくわくチャレンジ広場
実施（ただし、当日の早期注意情報において[高]が出た場合、または、下校時に警報が出た場合は、中止）

NO → ○通常どおり授業

＜臨時休業決定後の連絡＞

教【教育委員会から保護者に連絡】
「Home&School」にて、臨時休業、または、通常どおり授業を実施について周知する。
＜「Home&School」の内容＞
・臨時休業すること。
・小学校は、わくわくチャレンジ広場を中止すること。
・各学校からの臨時休業に関する連絡はないこと。

学【各小学校から学童保育クラブへ連絡】
関係のある学童保育クラブに連絡する。

警報が出ていない場合でも、保護者判断で登校させない場合
気象状況や通学路の状況から保護者が登校・園が困難と判断した場合は、自宅においてドリルパーク等を活用した自学自習や課題等に取り組むことで出席扱いとする。

在校時、下校（降園時）

午前１１時の早期注意情報において、葛飾区内に大雨、暴風に関して、「12−18」の時間帯に[高]が発表された場合

YES → 給食は必ず食べさせる。そのうえで、時刻を早め、幼児・児童・生徒を下校（降園）させる。
（小学校は、集団下校や方面別下校等）
※学校から保護者に連絡をする。
※自宅に誰もいないため帰宅できない児童・生徒は、学校に留め置く。
※学童保育クラブについては、学校から連絡を行い、児童の送迎について連携する。
○わくわくチャレンジ広場
中止

NO

下校時に葛飾区内に「「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」、「レベル3警報」、「暴風特別警報」等の「特別警報」、「暴風警報」等の「警報」が発表されていた場合

YES → ○幼児・児童・生徒を学校・園に留め置く。
※学校から保護者に連絡をする。
※学童保育クラブについては、学校から連絡を行い、警報等が解除まで学校に留め置くことを伝える。
※保護者に迎えを依頼し、保護者への引き渡しを実施する。
○わくわくチャレンジ広場
中止

NO → ○通常どおり下校
○わくわくチャレンジ広場　実施

氾濫警報や雷、局地的な豪雨の場合地域差があることから、**校長判断**により、「下校」「留め置き」に関する判断をする。

一般庶務報告Ｎｏ．５
令和８年９月２４日

西小菅小学校学校プールの活用について

学校施設課

１　概要

西小菅小学校の合築棟のプールについて、屋内温水プールを活用した水泳指導に移行済みであることを踏まえ、令和８年７月に更新した「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」に基づき、効果的な転用を図るもの

２　整備概要

プール槽の上に人工芝を敷設し、多目的に活用ができる屋上広場（約330㎡）に転用する。

【現状】



３　活用例

ア　授業等

体育：陸上運動、表現運動、体つくり運動

理科：太陽・雲の動きの観察、光を集める実験、植物の栽培

社会：街の観察

図工：屋外制作

算数：身の回りの物の計測

特別活動：学年集会、発表会練習、縦割り班活動、お弁当給食、防災教育

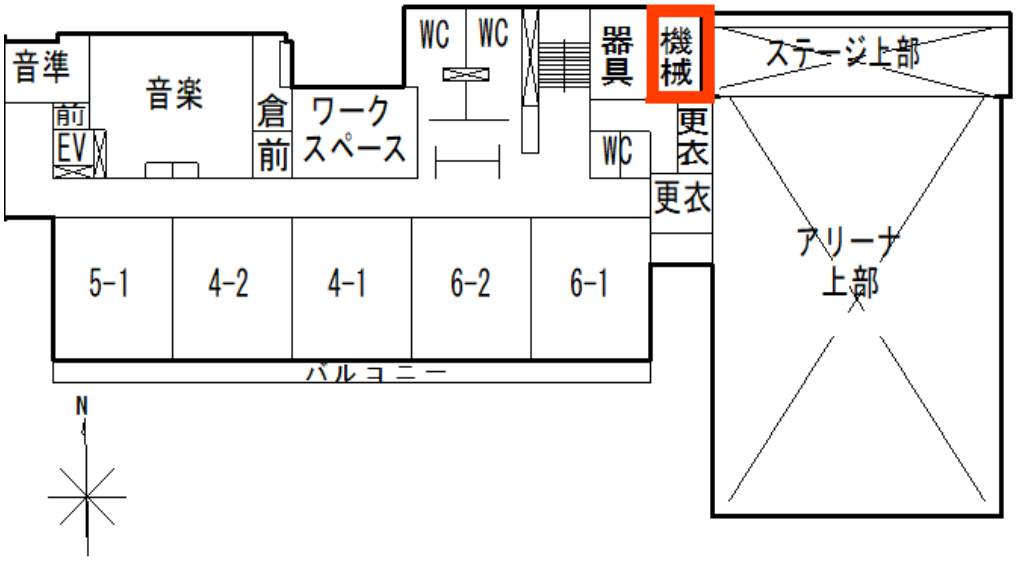
イ　休み時間等

現在は、中休みと昼休みに校庭・体育館を３学年が使用し、他学年には学習センターを割り当てているが、屋上広場の整備により、柔軟な対応が可能となる。

ウ　機械室の転用

機械室内のプール関連機器撤去により教材室等への転用が可能となる。

【西小菅小学校３階レイアウト（普通教室棟）】



エ　地域の防災機能向上

西小菅小学校が所在する小菅一丁目地区は、荒川破堤時に最大約５ｍの浸水が想定されており、その水深は校舎２階の床面レベルを上回る。また、学校を含む周辺地域には「小菅一丁目地区地区計画」が定められており、東京拘置所及びまちづくり整備地区を除く区域では、建築物の高さの最高限度が12mとされている。このため、西小菅小学校の体育館も１階に配置されているが、屋上広場を整備することで、地域の防災機能の向上に資する様々な活用が期待される。

４　今後の進め方

今後は、転用に向けた仕様の整理や西小菅小学校等との協議を進め、令和９年度当初予算案への関連予算の計上を予定している。

一般庶務報告Ｎｏ．６
令和８年９月２４日

学校改築の状況について

学校施設整備担当課

１　小松南小学校の改築について

（１）経過

小松南小学校の改築工事期間中、仮校舎として使用する旧松南小学校敷地について、体育館棟の改修及び校舎棟の解体を行う必要があることから、当該工事の設計業務に係る経費を令和８年度第二次補正予算案に計上するもの

（２）令和８年度第二次補正予算案計上額

旧松南小学校改修工事等設計委託費

18,300千円

（債務負担行為設定）　令和８年度：　18,300千円

令和９年度：　０円

令和10年度：　42,700千円

合計：　61,000千円

（３）今後のスケジュール（予定）

令和８年12月　旧松南小学校一部改修・一部解体工事基本・実施設計委託着手

令和９年度　旧松南小学校敷地での仮校舎整備工事着手

小松南小学校改築工事基本・実施設計委託着手

令和12年度　旧松南小学校敷地での仮校舎運営開始

小松南小学校敷地での新校舎整備工事着手

令和16年度以降　新校舎竣工

２　常盤中学校の改築について

（１）経過

新校舎建設工事において、工事請負契約約款第24条第６項及び第７項の規定による物価スライドに伴う工事費用増額分に係る経費を令和８年度第二次補正予算案に

計上するもの

（２）令和８年度第二次補正予算案計上額

改築工事費

189,100千円

当初予算額　　3,682,100千円　　補正予算案計上額　　189,100千円

補正後の予算額　　3,871,200千円

（３）今後のスケジュール（予定）

令和９年２月　新校舎竣工

４月　新校舎にて運営開始、既存校舎解体工事着手

令和10年３月　既存校舎解体工事完了

４月　外構整備工事着手

令和11年１月　外構整備工事完了(改築事業の終了)

３　よつぎ小学校・四ツ木中学校及び東四つ木小学校・中川中学校の改築について

（１）経過

新校舎の建設については、既存校舎等解体工事に引き続き施工する計画であった。

今般、建築工事の入札が不調となったため、今後の対応及び工事スケジュールについて検討を行っている。

（２）今後の進め方

今後の対応及び工事スケジュールについて整理の上、改めて報告する。

一般庶務報告Ｎｏ．７
令和８年９月２４日

就学援助の誤認定について

学務課

１　概要

経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対し、本区が必要な援助を行う就学援助の令和８年度事務処理において、学務システムの設定等に誤りがあったため、就学援助の認定要件（別紙「就学援助の区分及び認定要件」参照）に該当するかの判定が正しく行われず、誤った認定結果を記載した通知書を発送した。

なお、就学援助費支給前に誤認定が判明したため、誤支給は生じていない。

２　システム構築の概要

（１）契約件名

学務システム構築委託（標準化対応）（債務負担行為）

（２）契約年月日

令和７年１月８日

（３）履行期間

令和７年１月９日から令和８年３月31日まで

（４）受託者

株式会社ワイイーシーソリューションズ

３　原因

令和８年３月に標準準拠システムへ移行した学務システムの設定に誤りがあり、生活保護の受給状況が照合されず誤認定が生じた。また、令和７年度の生活保護の停止・廃止データが取り込まれておらず誤認定が生じた。

（1）設定の誤り

受託者が、生活保護の受給状況を照合する機能について、誤って無効とする設定をしたため、認定要件の判定が正しく行われなかった。また、区においても、受託者から設定内容の提出を受けて確認するなどの検証を行わなかったため、誤りを発見できなかった。

（2）認定に必要なデータの取込

受託者は、令和７年度の生活保護の停止・廃止データが認定処理に必要であることを失念し、当該データの取込作業を実施しなかった。また、区においても、取込作業の実施状況について、受託者への確認を行わなかった。

4　誤認定の内訳

誤認定者数　58人

＼	誤認定の内容	正しい認定区分	対象者数
1	生活保護を受給していない申請者が申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをして申請した場合、誤って「要保護」と認定した。	準要保護	41人
		否認定	４人
		審査保留（※）	６人
2	生活保護を受給している申請者が申請理由の「生活保護を受けている」にチェックをしていない又は他の申請理由をチェックして申請した場合、誤って「準要保護」と認定した。	要保護	５人
3	前年度に生活保護が廃止となった申請者について、生活保護の停止・廃止データが取り込まれていなかったため、誤って否認定とした。	準要保護	２人

（※）令和８年度住民税の申告や所得証明書の提出がなく、所得が確認できないため審査を保留したもの

5　これまでの対応

誤認定者を含め、６月26日に令和８年度の認定に係る通知書を送付していたため、７月14日に誤認定者へお詫び文と認定の取消し又は変更に係る通知書を送付し

た。

就学援助費については、正しい認定区分に基づき、全認定者に対して予定どおり８月４日に支給を行った。

６　再発防止策

（１）受託者における管理体制の強化

受託者に対し、今後のシステム保守において、システム設定やデータ取込等の作業内容について複数人による確認を必須とするなど、組織的な管理体制を構築するよう求める。また、その内容を仕様書に明記する。さらに、システム改修を行う場合についても同様の管理体制を確保する旨を仕様書に明記する。

（２）区と受託者との相互確認の強化

システムの設定やデータ取込作業を行う際には、認識の相違が生じないよう、事前に区と受託者とで協議した設定及び作業内容について文書で共有されているが、作業完了時についても、完了した根拠資料を添付した報告書を提出することを仕様書に明記する。

（３）学務システム更改時における旧システムとの比較検証の実施

今後実施する学務システムの更改において、新システムの検証環境に旧システムと同一のデータを投入し、新旧システムの認定結果を比較検証することを必須の試験項目とし、仕様書に明記する。

別紙

就学援助の区分及び認定要件

区　　分	認定要件
要保護	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年５月８日社発第 382 号）による教育扶助を受けていること
準要保護	次のいずれかに該当すること １　前年度又は現年度において、生活保護法による保護が停止又は廃止されたこと ２　児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第４条の規定により支給されるものをいう。）の支給を受けていること ３　世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合は、１人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあっては、その 額）を差し引いた額）が、次に掲げる額の合計額に満たないこと ⑴　生活保護法による生活扶助の額及び教育扶助の額を合算した額に 1.3 を乗じて得た額 ⑵　学校給食費相当額 ⑶　住宅扶助額 ４　前年又は現年において、児童・生徒に係る主たる生計維持者が病気、失業、倒産又は災害その他の事情が発生し、申請日現在も引き続き生活が困窮していると区教委が認める状況にあること。ただし、主たる生計維持者の休職、失業の事情により申請する場合においては、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合は、１人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあっては、その額）を差し引いた額）が３に掲げる基準額に満たないこと ５　前年又は現年において、児童・生徒に係る主たる生計維持者であって、給与収入等が減少したため、申請日現在も引き続き生活が困窮していると区教委が認める状況にある者（ただし、休職又は失業をした者を除く。）については、現年中の見込所得金額（当該申請をする日の属する月を含む直近４箇月分の平均所得に 12 を乗じて得た額をいう。）に、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得又は公的年金等所得のいずれかがある者がいる場合には、１人につき 10 万円（当該給与所得又は公的年金等所得の額が 10 万円に満たない場合にあっては、その額）を差し引いた額）が３に掲げる基準額に満たないこと

※葛飾区就学援助実施要綱（平成３年４月１日教育長決裁）に基づき作成

一般庶務報告Ｎｏ．８
令和８年９月２４日

就学援助の誤支給について

学務課

１　概要

令和８年８月４日に支給した１学期分の就学援助費において、保田しおさい学校に在籍する児童の保護者４名に対し、東京都の就学奨励制度により支給される学用品・通学用品費について、区が重複して支給したもの

２　誤支給額

対象者４名、合計30,630円

３　判明の経緯

令和８年７月30日に、対象者ごとの支給額を記載した資料を各校へ送付し、同年８月４日に就学援助費を支給した。

翌８月５日に、保田しおさい学校の事務職員から、学用品・通学用品費は東京都の就学奨励制度により支給されるため、区の就学援助費の支給対象外である旨の連絡があり、誤支給が判明した。

４　原因

学務システムは令和８年３月に標準準拠システムへ移行したが、旧学務システムでは整備していた業務手順書が未整備の状況だった。

保田しおさい学校については、学用品・通学用品費の支給額を０円とするなど、他の区立小学校とは異なる支給額を学務システムに設定する必要があったが、担当者が当該取扱いを十分に認識しておらず、確認すべき業務手順書もなかったため、他の区立小学校と同様の設定を適用した。

また、システムの設定内容を確認するためのチェックリストや複数人で確認する仕組みが整備されていなかった。

５　これまでの対応及び今後の対応

対象者４名に電話連絡し、経緯を説明して謝罪するとともに、誤支給額の返納をお願いし、謝罪及び返納のお願いに係る通知文と返納のための納入通知書を送付した。

今後、返納状況を確認し、返納が確認できない対象者に対しては、引き続き返納をお願いしていく。

６　再発防止策

現在の学務システムでの処理に対応した業務手順書を整備し、保田しおさい学校に係る取扱いを明確化する。また、支給額のシステム設定時及び支給内容の確定時に使用するチェックリストを新たに作成し、複数人による確認を徹底することで、同様の誤支給の再発防止を図る。

一般庶務報告Ｎｏ．９
令和８年９月２４日

いじめによる重大事態の発生について

教育指導課

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第１項に規定する重大事態が発生し、重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、同項に基づき、いじめ重大事態が発生した学校の「学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）」において調査を行うもの

１　対象となる事件及び経緯

令和８年６月２日、対象児童の保護者から学校に、対象児童が児童Ａから嫌なことを言われていると相談があった。学校は同月３日に事実確認を行い、同月８日に児童同士の謝罪の場を設け、同月19日の対策委員会において、いじめとして認知した。

その後、対象児童の保護者から学校に、対象児童がＰＴＳＤの診断を受けたと報告があり、同年７月29日、学校は葛飾区教育委員会にいじめ重大事態発生を報告した。

※なお、学校が認知したいじめの他に、同年６月に対象児童が自宅近くに住む住民から、児童Ａと遊ばないでほしいと言われたり、同月17日に対象児童が登校した際に、ランドセルを他の児童に持たせたことを担任教諭から指導されたりしたことがあった。対象児童は同月18日以降欠席している。

２　対象児童

区立小学校　第１学年　男子（いじめ認知時点）

３　いじめを行った児童

児童Ａ　同区立小学校　第１学年　男子１名（いじめ認知時点）

４　該当する重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第１項第１号該当）

５　重大事態の調査について

令和８年９月３日の教育委員会において、調査を迅速に実施するため、対策委員会で調査を行うことを決定した。また、調査の第三者性を高めるため、弁護士２名を対策委員会の委員として加え、調査を実施する。

一般庶務報告Ｎｏ．１０
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画の更新について

学校教育推進担当課

１　趣旨

本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）や方針の実施計画において、屋内温水プールへの移行や施設の受入体制などの考え方を示し、水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきた。

本年７月には、全小学校の移行をより計画的に進めていくために方針を更新したことから、これまで方針の実施計画の一部として示してきた移行計画についても、全小学校の移行時期等を示したものに更新していく。

なお、改築に合わせて移行した四ツ木中学校のほか、改築中の常盤中学校や区で整備する屋内温水プールにアクセスしやすい双葉中学校の事前検証等、中学校については本計画によらずに進めていくこととする。

２　屋内温水プール施設及び受入体制の整備について

令和８年度現在で中学校１校を含む29校が区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール施設で水泳指導を行っている。

また、区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設10校程度が利用可能であるため、両施設が本格稼働する令和12年度には、既に移行している小学校28校と合わせて、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みである。

３　移行計画（案）

別添のとおり

本計画は、区で整備を計画する３施設目の屋内温水プールや、民間事業者の受入体制等により変更が生じた際には、必要に応じて改定を行う。

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画（案）

１　はじめに

本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）や方針の実施計画において、屋内温水プールへの移行や施設の受入体制などの考え方を示し、水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきた。

本年７月には、全小学校の移行をより計画的に進めていくために方針を更新したことから、これまで方針の実施計画の一部として示してきた移行計画についても、全小学校の移行時期等を示したものに更新するものである。

なお、改築に合わせて移行した四ツ木中学校のほか、改築中の常盤中学校や区で整備する屋内温水プールにアクセスしやすい双葉中学校の事前検証等、中学校については本計画によらずに進めていくこととする。

２　屋内温水プール施設及び受入体制の整備について

令和８年度現在で中学校１校を含む29校が区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール施設で水泳指導を行っている。

また、区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設10校程度が利用可能であるため、両施設が本格稼働する令和12年度には、既に移行している小学校28校と合わせて、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みである。

3　屋内温水プールの整備スケジュール及び移行校数の推移

項目・年度 （令和）	８年度	９年度	10年度	11年度	12年度
（仮称）新宿地区屋内温水プール	建築工事	建築工事	建築工事 供用開始	通年利用	通年利用
（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール	建築工事	建築工事	建築工事	建築工事 供用開始	通年利用
移行小学校数 （試行校１校含む）	28校	29校	29校	38校	47校
移行中学校数	１校	１校	１校	１校	１校

4　屋内温水プール利用校及び受入施設想定

別紙のとおり

別紙

令和８年９月

屋内温水プール利用校及び受入施設想定

施設名	令和８年度				令和９年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度			
	学校名	移動手段	移動距離	移動時間	学校名	移動手段	学校名	移動手段	学校名	移動手段	学校名	移動手段	移動距離	移動時間
奥戸総合スポーツセンター	奥戸小学校	徒歩	350m	7分	奥戸小学校	徒歩	奥戸小学校	徒歩	奥戸小学校	徒歩	上平井小学校	バス	3,200m	14分
	-	-	-	-	上平井小学校	バス	上平井小学校	バス	上平井小学校	バス	二上小学校	バス	2,400m	12分
水元総合スポーツセンター	水元小学校	バス	1,300m	5分	水元小学校	バス	水元小学校	バス	幸田小学校	バス	幸田小学校	バス	1,400m	5分
ティップネス　新小岩店	二上小学校	バス	1,600m	9分	二上小学校	バス	二上小学校	バス	二上小学校	バス	小松南小学校	徒歩	750m	15分
	小松南小学校	バス	1,400m	10分	小松南小学校	バス	小松南小学校	徒歩	小松南小学校	徒歩	松上小学校	徒歩	350m	7分
セントラルフィットネスクラブ　亀有	道上小学校	バス	900m	6分	道上小学校	バス	道上小学校	徒歩	道上小学校	徒歩	道上小学校	徒歩	600m	12分
	中之台小学校	徒歩	650m	13分	中之台小学校	徒歩	中之台小学校	徒歩	中之台小学校	徒歩	中之台小学校	徒歩	650m	13分
	西亀有小学校	バス	2,000m	12分	西亀有小学校	バス	西亀有小学校	バス	西亀有小学校	バス	-	-	-	-
メガロス　葛飾店 ※令和８年９月時点では水泳指導に係る利用は休止中であり、再開時期未定（施設と要協議）	-	-	-	-	川端小学校	バス	川端小学校	バス	川端小学校	バス	川端小学校	バス	1,300m	8分
	-	-	-	-	よつぎ小学校	バス	よつぎ小学校	徒歩	よつぎ小学校	徒歩	よつぎ小学校	徒歩	700m	14分
	-	-	-	-	東四つ木小学校	バス	東四つ木小学校	バス	東四つ木小学校	バス	東四つ木小学校	バス	850m	6分
	-	-	-	-	四ツ木中学校	バス	四ツ木中学校	徒歩	四ツ木中学校	徒歩	四ツ木中学校	徒歩	650m	10分
ティップネス　綾瀬店	こすげ小学校	バス	1,600m	7分	こすげ小学校	バス	こすげ小学校	バス	こすげ小学校	バス	こすげ小学校	バス	1,600m	7分
	西小菅小学校	バス	1,900m	10分	西小菅小学校	バス	西小菅小学校	バス	西小菅小学校	バス	西小菅小学校	バス	1,900m	10分
	東綾瀬小学校	バス	1,700m	8分	東綾瀬小学校	バス	東綾瀬小学校	バス	東綾瀬小学校	バス	-	-	-	-
スポーツクラブルネサンス　KSC金町24	末広小学校	徒歩	400m	8分	末広小学校	徒歩	末広小学校	徒歩	水元小学校	バス	水元小学校	バス	2,200m	12分
	飯塚小学校	バス	1,300m	7分	飯塚小学校	バス	飯塚小学校	バス	原田小学校	徒歩	原田小学校	徒歩	450m	9分
	幸田小学校	バス	3,200m	12分	幸田小学校	バス	幸田小学校	バス	飯塚小学校	バス	飯塚小学校	バス	1,300m	7分
	-	-	-	-	-	-	-	-	東水元小学校	バス	東水元小学校	バス	2,600m	10分
スポーツクラブルネサンス　青砥24	川端小学校	バス	2,700m	12分	南奥戸小学校	バス	南奥戸小学校	バス	南奥戸小学校	バス	南奥戸小学校	バス	2,600m	14分
	南奥戸小学校	バス	2,600m	14分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四ツ木中学校	バス	3,000m	16分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントラルフィットネスクラブ　青砥	葛飾小学校	徒歩	250m	5分	葛飾小学校	徒歩	葛飾小学校	徒歩	葛飾小学校	徒歩	葛飾小学校	徒歩	250m	5分
	清和小学校	バス	850m	4分	清和小学校	バス	清和小学校	バス	清和小学校	バス	青戸小学校	バス	1,100m	8分
	白鳥小学校	バス	1,900m	10分	白鳥小学校	バス	白鳥小学校	バス	白鳥小学校	バス	清和小学校	バス	850m	4分
	東四つ木小学校	バス	2,400m	10分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩	住吉小学校	バス	2,000m	10分	住吉小学校	バス	住吉小学校	バス	高砂小学校	バス	奥戸小学校	バス	1,900m	9分
	柴又小学校	バス	1,200m	8分	しばまた小学校	バス	しばまた小学校	バス	鎌倉小学校	徒歩	高砂小学校	バス	1,400m	6分
	鎌倉小学校	徒歩	400m	8分	鎌倉小学校	徒歩	鎌倉小学校	徒歩	細田小学校	バス	鎌倉小学校	徒歩	400m	8分
	細田小学校	バス	1,600m	6分	細田小学校	バス	細田小学校	バス	-	-	細田小学校	バス	1,600m	6分
JSSスイミングスクール　立石	本田小学校	バス	800m	4分	本田小学校	バス	本田小学校	徒歩	本田小学校	徒歩	本田小学校	徒歩	600m	12分
	梅田小学校	徒歩	250m	5分	梅田小学校	徒歩	梅田小学校	徒歩	梅田小学校	徒歩	梅田小学校	徒歩	250m	5分
	宝木塚小学校	バス	900m	4分	宝木塚小学校	バス	宝木塚小学校	バス	宝木塚小学校	バス	上小松小学校	バス	3,300m	18分
	よつぎ小学校	バス	1,300m	5分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スポーツクラブルネサンス　金町駅前24	金町小学校	バス	800m	6分	金町小学校	バス	金町小学校	徒歩	半田小学校	バス	半田小学校	バス	1,300m	7分
（仮称）新宿地区屋内温水プール	-	-	-	-	-	-	-	-	新宿小学校	バス	新宿小学校	バス	1,100m	6分
	-	-	-	-	-	-	-	-	住吉小学校	徒歩	住吉小学校	徒歩	700m	14分
	-	-	-	-	-	-	-	-	金町小学校	バス	金町小学校	バス	1,900m	9分
	-	-	-	-	-	-	-	-	末広小学校	バス	末広小学校	バス	1,200m	5分
	-	-	-	-	-	-	-	-	北野小学校	徒歩	北野小学校	徒歩	750m	15分
	-	-	-	-	-	-	-	-	柴原小学校	徒歩	柴原小学校	徒歩	500m	10分
	-	-	-	-	-	-	-	-	花の木小学校	バス	花の木小学校	バス	1,900m	12分
	-	-	-	-	-	-	-	-	東金町小学校	バス	東金町小学校	バス	2,300m	14分
	-	-	-	-	-	-	-	-	しばまた小学校	バス	しばまた小学校	バス	2,000m	8分
（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	南綾瀬小学校	バス	1,100m	4分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上千葉小学校	徒歩	600m	12分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	堀切小学校	バス	2,500m	12分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	亀青小学校	バス	2,000m	10分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宝木塚小学校	徒歩	700m	14分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	綾南小学校	バス	2,700m	14分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	白鳥小学校	徒歩	700m	14分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中青戸小学校	バス	1,500m	7分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東綾瀬小学校	バス	1,700m	8分
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西亀有小学校	バス	2,100m	8分

受入施設・移動手段の変更

新規移行

※受入施設想定

各小学校の受入施設や移動手段は令和８年９月時点の想定であり、受入施設との協議や交通事情等により変更の可能性がある。

※移動距離及び移動時間

移動距離：令和８年９月時点の学校及び施設の位置をGoogleマップに入力し、２地点間の距離で計測。令和９年度統合予定のしばまた小学校については、令和９年４月時点の位置で計測。

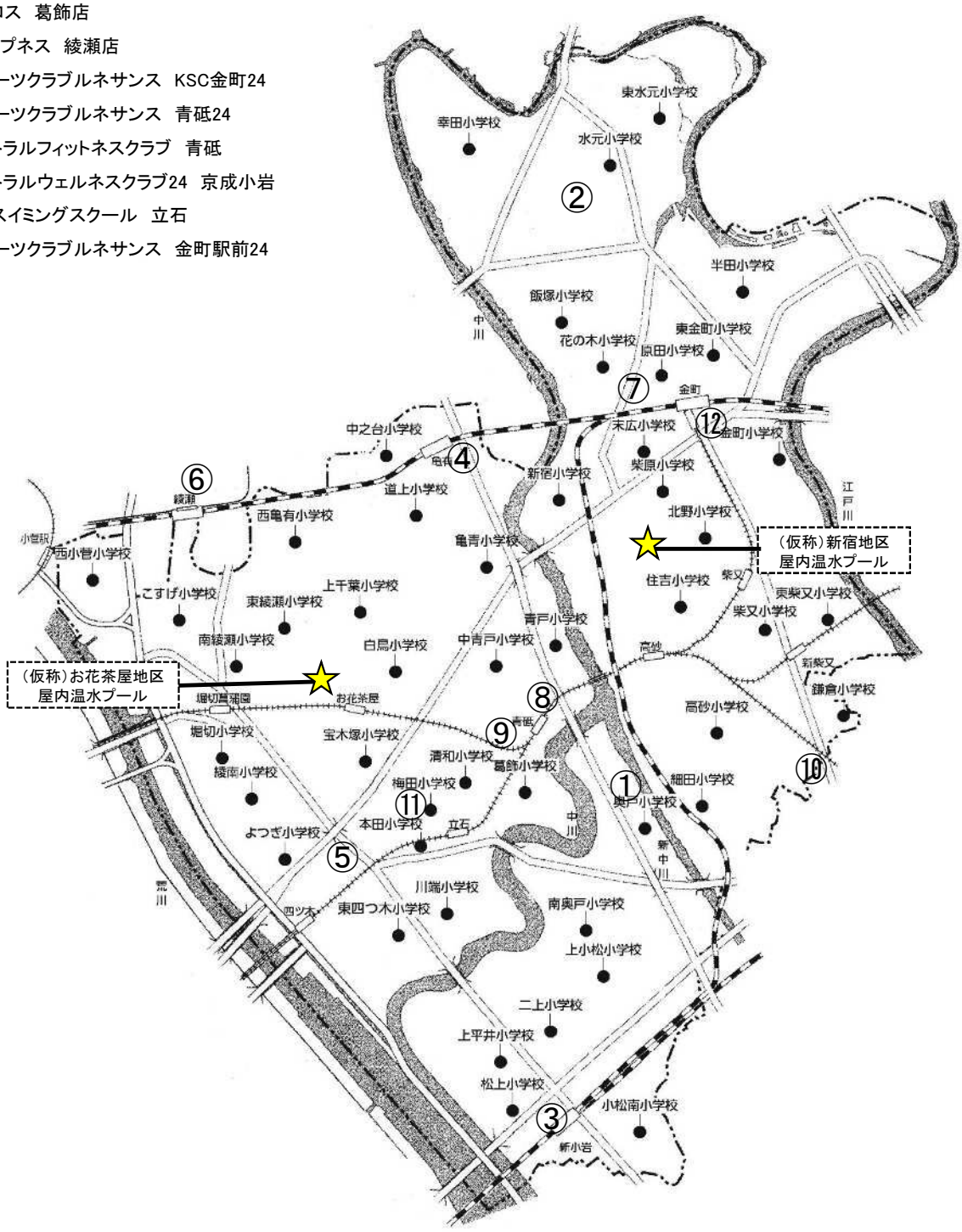
バスの移動時間：Googleマップにより、車（普通車）のルート検索の数値とした。

徒歩の移動時間：移動距離に対して、小学校は児童の歩行速度（50m/分）、中学校は生徒の歩行速度（66.7m/分）で除した数値とした。

参考資料

区立小学校及び屋内温水プール配置図（令和8年度）

① 奥戸総合スポーツセンター
② 水元総合スポーツセンター
③ ティップネス　新小岩店
④ セントラルフィットネスクラブ　亀有
⑤ メガロス　葛飾店
⑥ ティップネス　綾瀬店
⑦ スポーツクラブルネサンス　KSC金町24
⑧ スポーツクラブルネサンス　青砥24
⑨ セントラルフィットネスクラブ　青砥
⑩ セントラルウェルネスクラブ24　京成小岩
⑪ JSSスイミングスクール　立石
⑫ スポーツクラブルネサンス　金町駅前24



一般庶務報告Ｎｏ．１１
令和８年９月２４日

専決処分（契約変更）の報告について

生涯スポーツ課

１　専決処分事項

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約の変更

２　件名

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約

３　契約の相手

東京都葛飾区亀有三丁目33番２号

桂・葛飾建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区亀有三丁目33番２号

株式会社桂造園

代表取締役　菊　地　謙　二

構成員　東京都葛飾区宝町二丁目35番18号

葛飾エクステリア株式会社

代表取締役　田　中　浩　二

４　変更内容

（１）変更前契約金額

４億7,740万円

（２）変更後契約金額

４億8,716万8,000円

５　変更理由

（１）人工芝から天然芝への張り替えに当たり、工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。

（２）柵の基礎の一部が既設電気配線と干渉することが判明したため、柵の設置数

を減らした。

（３）排水管の施工に当たり、維持管理性の向上を図るため、集水ますを設置した。

６　専決処分年月日

令和８年８月19日

一般庶務報告Ｎｏ．１２
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

スポーツ振興及び地域活性化に係る連携・協力に関する協定の締結について

生涯スポーツ課

１　協定締結の申し出

スポーツ振興及び地域活性化に係る連携・協力を目的とし、体育施設の優先利用を認める協定について、団体から締結の申し出があったため、審査を行った。

２　協定締結の方針とした団体

株式会社南葛ＳＣ

審査についての詳細は、別紙「審査調書（株式会社南葛ＳＣ）」のとおり

３　今後のスケジュール（予定）

令和８年10月　団体との協定締結

12月　令和９年度の屋外体育施設の利用調整会議

令和９年４月　新たな協定による体育施設の利用開始

別紙

審査調書（株式会社南葛ＳＣ）

１　本区における団体の活動実績

株式会社南葛ＳＣは、葛飾区が令和元年からＪリーグ入会を目指す活動を支援しており、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場を主な公式戦会場として活動している。当該団体は公式戦の際に区民が楽しめるイベントを開催しており、また、サッカースクール事業も実施するなど、すでにサッカーに親しむ区民だけでなく、区内において複数年度にわたり継続的に広くスポーツの振興及び地域活性化に資する活動を実施している。

２　団体の活動実績及び事業実施計画について

（１）利用方法及び利用する体育施設

ア　利用方法

公式戦及びスクール事業

イ　利用する体育施設

（ア）公式戦

奥戸総合スポーツセンター陸上競技場（収容人数 2,000 人）

（イ）スクール事業

葛飾にいじゅくみらい公園運動場多目的広場、東新小岩運動場陸上競技場及び小菅西公園運動場フットサル場

（２）団体の活動実績について

ア　公式戦

基準	実績
前年度のプロリーグ又はこれに関連するリーグの公式戦（ホーム戦・ビジター戦は問わない）において、観客数が優先利用を希望する体育施設の収容人数の半数を超えた試合があること	＜所属リーグ＞ 関東サッカーリーグ１部
	＜公式戦の実施状況等＞ （ア）令和７年度は奥戸総合スポーツセンター陸上競技場において８回実施 （イ）最大の観客数は 2,606 人であり、公式戦での使用を希望する奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の収容人数 2,000 人を超えている。
	＜その他＞ （ア）公式戦の実施に当たり、葛飾区ゆかりの企業等とのコラボレーションイベントを毎回実施している。 （イ）令和７年度のホームゲーム平均来場者数は 1,854 人で前年比 120％増

イ　スクール事業

基準	実績
実施するスクールについて、プロリーグ又はこれに関連するリーグに所属するチームが運営する等の特殊性があること	＜スクールの特殊性＞ （ア）ＴＯＰチームを頂点として階層構造を用い、第２層にアカデミー、第３層にスクールを設けている。 （イ）すべてのカテゴリーでＴＯＰチーム監督のメソッドを採用し、監督及びそのメソッドを熟知したスタッフから直接指導を受けている選手がアカデミーとスクールのコーチを務めており、クラブで一貫したスタイルを学ぶことができる。
	＜在籍者数等＞ （ア）にいじゅく校、東新小岩校、こすげ校合計在籍者 130 名（うち葛飾区民 127 名） （イ）週１回から２回、１回当たり１時間で実施

ウ　公式戦・スクール事業共通

基準	実績
団体の活動が報道や専門誌において特集される等の知名度を有していること 又は リーグ等に所属し全国的な活動を実施していること	＜団体の知名度＞ 新聞、週刊誌等の多数のメディアで活動が紹介されている。
	＜全国的な活動＞ 関東リーグ１部及び全国社会人サッカー選手権において、国内各地で活動している。
	＜その他＞ アカデミー及びスクールにおいても長期休暇を活用した国内外各地への遠征を実施している。

（３）事業実施計画について

ア　公式戦

基準	実施内容
区民の公式戦への無料招待（収容人数の５％程度）の実施 又は 試合開催時のイベントやハーフタイムショー等の競技愛好者以外でも楽しめる取組の実施	＜公式戦無料招待＞ 各試合 100 名／収容人数 2,000 名
	＜イベント等の実施＞ ＴＯＰチーム公式戦においては、すべての試合でイベントを実施する。 イベントは葛飾区に関連するコンテンツとのコラボレーションなど、区内全域の盛り上げにも寄与し、また、ハーフタイムショーにおいては区内ダンススクールや吹奏楽団等と連携し、パフォーマンスが披露できる場を創出する。

イ　スクール事業

基準	実施内容
区民に対するスクール料の割引等の実施	加入初年度の入会金（年会費）を 200 円割り引きする。 ＜入会金・月会費＞ 入会金　5,500 円 月会費　4,400 円から 9,900 円 （年齢、実施回数による）

ウ　公式戦・スクール事業共通

基準	実施内容
チーム名や事業名に「葛飾」又は「葛飾」に関連する名を冠することにより、その活動で葛飾区の魅力・認知度を向上させること	＜チーム名＞ 南葛ＳＣ 南葛ＳＣ　ＷＩＮＧＳ 南葛ＳＣ　Ｕ－18、Ｕ－15 南葛ＳＣ　ＷＩＮＧＳ　Ｕ－18、Ｕ－15 南葛ＳＣサッカースクール

（４）審査結果

団体の活動実績及び事業実施計画は、協定締結の審査基準を満たしている。

３　地域貢献活動実施計画

（１）活動予定回数

年間 30 回

（２）活動内容

ア　サッカー訪問教室　10 回

イ　スポーツイベント等への参加　20 回

（３）審査結果

年間 30 回の地域貢献活動を実施する予定であるため、協定締結の審査基準（週 30 枠までの優先利用）を満たしている。

４　団体の状況

（１）利益相反について

提出された資料から、利益相反の可能性がある者が団体の役員にいないことを確認した。

（２）財務状況について

提出された直近３期分（令和５年 12 月期、令和６年 12 月期及び令和７年 12 月期）の財務諸表について、収益性、安全性、効率性の観点から公認会計士による財務状況の分析を行った。

ア　総評

財務状況は概ね問題ないものと判断される。

イ　財務状況分析結果

区分	分析結果
＜収益性＞ ・営業利益率 ・経常利益率 ・当期純利益率	△：やや不安 経常利益は黒字を確保しているものの、営業損益では赤字が継続している。また、売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は上昇傾向にあり、営業費用の抑制による収益性改善の余地があるものと考える。
＜安全性＞ ・自己資本比率 ・流動比率 ・固定長期適合率	◎：問題なし 潤沢な自己資本と流動資産による短期支払能力の健全性が認められるとともに、長期観点でも問題はないものと考えられる。
＜効率性＞ ・当期売上高 ・期末総資本 ・総資本回転率	○：概ね問題なし 総資本の運用効率が向上しており、売上創出効率の改善傾向が認められる。

ウ　団体への意見聴取

以下の項目について団体に聞き取りを行った。

聞き取り事項	団体からの回答
営業損益では赤字が継続しており、収益性における売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は上昇傾向であること	一般論としてサッカーチームの成績は選手にかける人件費と比例する相関関係があり、弊クラブも選手や指導者の強化に対して、資金繰りに大きな問題とならない範囲で資金を多く投入していることから営業損益では赤字が継続している。 また、販売費及び一般管理費の割合が上昇している要因は、女子チームが昨年度より関東リーグから全国リーグへ昇格したことによって、全国各地への遠征に伴う旅費や備品購入等の支出が大幅に増えたことによるもので、こちらもサッカークラブとしては避けられないものであり、かつ想定できている変化である。資本準備金の取り崩しを検討するような事態にもなっていないため、経営には大きな問題はないと考えている。

エ　審査結果

団体の財務状況について、収益性に不安はあるものの安全性及び効率性については問題ない。収益性について団体に聞き取りを行ったが、回答内容は妥当であり、協定締結の基準を満たしている。

一般庶務報告Ｎｏ．１３
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

葛飾区立図書館サービスの考え方に基づく見直し・拡充の進捗状況について

中央図書館

１　概要

「葛飾区立図書館のサービスの考え方」に掲げた蔵書の方針及び「図書館サービスの一覧」において見直し・拡充とした22の実施項目に係る進捗状況について報告するもの

２　図書館サービスの見直し・拡充の検討手順

⑴　令和６年度第４回葛飾区区民モニターアンケートにおいて、「充実してほしい図書館サービスについて」は、回答者のうち６割以上が「本・雑誌の充実」を希望していることを踏まえ、今般の見直しに当たっては、利用者ニーズに沿って蔵書の充実及び「図書館サービスの一覧」の電子書籍サービスから着手した。

⑵　「図書館サービスの一覧」における22の実施項目の見直し・拡充の検討に当たっては、最初に、図書館運営に従事する職員に向けた研修等を通じ、図書館サービスを実施する目的について再確認を行った。その上で、利用実績、利用者ニーズ及び各館の実施状況を踏まえ、事業内容や実施方法の見直しを進めることとした。

３　図書館サービス各分野における見直し・拡充の進捗状況及び今後の方向性

別添のとおり

図書館サービス各分野における
見直し・拡充の進捗状況及び今後の方向性

１　蔵書
　　蔵書の方針

２　図書館サービス
　（１）ＩＣＴを活用した多様なサービス
　（２）レファレンス
　（３）児童サービス
　（４）ＹＡサービス
　（５）バリアフリーサービス
　（６）ビジネス支援
　（７）図書館事業全般

Katsushika City Libraries

令和８年９月

中央図書館

1　蔵書

分野	蔵書の方針

＜概要＞

図書に加えて電子書籍についても図書館サービスの基盤となる蔵書として位置付け、それぞれの特性を生かしながら、利用者にとって魅力的な蔵書構成に努めます。また、中央図書館、地域館及び地区館の役割分担を踏まえて、区立図書館全体で必要な蔵書規模を確保するとともに、蔵書の鮮度及び魅力の向上を図ります。

＜蔵書冊数及び貸出冊数等の推移＞

①図書　（単位：冊）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
蔵書冊数	1,289,128	1,296,213	1,295,049	1,269,721	1,231,749
年間受入冊数	53,811	56,090	52,045	49,513	45,947
年間除籍冊数	55,405	51,971	56,038	77,041	85,348
図書更新率	8.47%	8.34%	8.35%	9.97%	10.66%
貸出冊数	2,840,566	2,894,398	2,806,535	2,682,837	2,480,720

※本分野の蔵書冊数、年間受入冊数及び年間除籍冊数は、雑誌及び視聴覚資料を除いたもの

※図書更新率は、蔵書（図書に雑誌及び視聴覚資料を加えたもの）の更新状況を示す指標である蔵書更新率に準じて、年間受入冊数と年間除籍冊数の合計を蔵書冊数で除して算出したもの（小数第３位を四捨五入）

②電子書籍　（単位：冊）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
蔵書冊数	9,441	12,715	15,367	17,945	20,545
貸出冊数	16,114	29,585	33,221	39,665	82,772

実施項目	進捗状況
①図書	蔵書の魅力を向上させる方策として、区民ニーズに沿った資料の収集と適切な除籍の両立を図る方針としました。具体的には、令和６年度に、資料の収集及び除籍の基準を見直し、令和７年度に、蔵書の鮮度を高めるための具体的な指標として蔵書数に対する資料の収集及び除籍の割合に着目し、人口規模が同程度の自治体の図書における更新率を参考に10%と定めて、収集及び除籍を進めました。 資料の収集に当たって、中央図書館は、区民の課題解決を支援するための専門的な資料、多様かつ高度なレファレンスサービスに対応できる資料、地域の特性に応じた資料及び実用書などを幅広く収集します。また、地域館は、地域の拠点としての役割を担う蔵書構成となるよう収集し、地区館は、身近な図書館としての役割を担うため、実用書を中心に収集します。

②電子書籍	令和３年度から開始した電子書籍サービスについては、令和６年度に、いつでも、どこでも、手軽に利用できる身近な図書館として位置付けて、以後、蔵書冊数を地区館と同規模程度の２万冊を目標に整備を進めることとし、令和７年度に蔵書２万冊を達成しました。 また、電子書籍の収集に当たっては、蔵書の魅力及び鮮度の向上を図るために、令和６年度から、電子書籍の選書を中央図書館に集約して利用実績や利用者ニーズを分析し、需要が見込める資料を積極的に収集するよう見直し、事務の効率化と蔵書構成の充実を図りました。令和７年度の電子書籍貸出冊数は 82,772 冊となり、令和３年度のサービス開始以降、着実に増加しています。 加えて、令和７年度からは、学校生活の中で調べ学習等に活用できるよう、複数人が同時に閲覧できる期間内読み放題型コンテンツを充実させることで、子どもの読書活動の推進を図っています。 さらに、ナレーターや声優が本を朗読した「聴く本」であるオーディオブックについて、令和７年度に 204 冊導入し、活字で読書することが困難な障害者や高齢者など、だれもが読書に親しむことができる環境の充実を図りました。

課題及び今後の方向性

（ア）区立図書館全体の蔵書については、中央図書館、地域館及び地区館の役割分担に沿った蔵書構成としていく必要があります。そのため、中央図書館で区立図書館全体の図書の蔵書構成について調整を行うこととし、利用状況や利用者ニーズ、時代に即した内容となっているかなどを考慮しながら、資料の収集を行っていきます。

（イ）図書の本体価格の上昇や割引率の低下など、図書を取り巻く環境は厳しさを増していますが、区立図書館全体で必要な蔵書規模を確保する必要があります。そのため、図書の更新率 10%を維持することを基本とし、必要な購入冊数を確保していきます。

（ウ）電子書籍の収集に当たっては、蔵書の鮮度を高め、蔵書の魅力の向上を図る取組を進めていく必要があります。２年間でライセンスが消失する期間限定型のコンテンツが多くあることから、この特性を生かして、利用状況や情報の新しさ等を踏まえながら計画的な買替えを行っていきます。

（エ）調べ学習などの学校教育でも活用が可能な複数人が同時に閲覧できる期間内読み放題型コンテンツについては、学校でのニーズの把握が必要となります。学校との連携を図りながら、活用できるコンテンツに更新していきます。

（オ）ナレーターや声優が本を朗読した「聴く本」であるオーディオブックについては、だれもが読書に親しむことができる環境の充実を図る必要があります。そのため、令和８年度に 400 冊程度まで拡充し、令和９年度以降も 400 冊程度を維持しながら内容の充実を図ります。

２　図書館サービス

分野（１）	ＩＣＴを活用した多様なサービス

＜概要＞

ＩＣＴを活用し、図書館に来館しなくても、いつでも、どこでも、だれもが必要な情報や資料にアクセスできる環境を整備するため、電子書籍サービスをはじめとする各種オンラインサービスの拡充を図ります。また、地域資料のデジタル化を推進することで、葛飾区固有の歴史や文化、葛飾区ゆかりの人物にまつわる地域資料の保存と利活用に取り組みます。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①電子書籍サービス	拡充
②オンラインサービス（非来館者サービス）	拡充
③地域資料のデジタル化	拡充

実施項目	進捗状況
①電子書籍サービス	令和６年度から、中央図書館において利用者が自身のスマートフォン等を操作して電子書籍サービスを体験する電子書籍体験会を毎年度実施し、電子書籍サービスの利用促進に取り組んでいます。 令和２年度まで中学１年生を対象として紙の本を配付していたかつしかっ子ブック事業については、令和３年度の電子書籍サービス開始に伴い事業内容を見直し、中学生を対象として、電子書籍サービスを利用できる利用者ＩＤ・パスワードを配付しています。令和６年９月からは、１人１台タブレット端末のホーム画面に電子書籍サービスへ直接アクセスできるアイコンを追加しました。また、令和７年度からは、小学５・６年生にも利用者ＩＤ・パスワードの配付対象を拡大し、各学校に出向いて操作説明を行うなど、きめ細やかに対応を行いました。この取組を推進するため、学校生活の中で調べ学習等に活用できるよう、複数人が同時に閲覧できる期間内読み放題型コンテンツの充実を図りました。
②オンラインサービス（非来館者サービス）	令和６年度から、区立図書館ホームページで中央図書館の個人閲覧席の事前予約を開始するとともに、各図書館における空き会議室の学習室等としての開放日時を掲載し、来館前に必要な情報を確認できるようにしました。また、令和７年度には、インターネット利用案内を刷新したほか、図書館だより「オンラインサービス特集」を発行し、オンライン利用登録、区立図書館ホームページによる資料の検索・予約機能、電子書籍サービス等の各種オンライ

	ンサービスについて周知を図りました。
③地域資料のデジタル化	令和６年度に、葛飾区固有の歴史や文化、葛飾区ゆかりの人物に関する地域資料について、デジタル化する資料の範囲や基準を整理して「葛飾区立図書館地域資料のデジタル化の進め方」としてまとめ、資料の価値や保存状態等を踏まえながら、計画的にデジタル化を進めることとしました。また、デジタル化した資料については、かつしかデジタルライブラリーで公開し、地域資料の保存と利活用に取り組んでいます。 令和７年度には、中央図書館に配置しているデジタルライブラリー専用パソコンについて、利便性向上のため、地域資料を展示しているコーナーへ移設しました。

課題及び今後の方向性

（ア）電子書籍については、令和７年度の貸出冊数が 82,772 冊となり、令和３年度のサービス開始以降利用が増加しているところですが、さらに利用者の拡大を図っていく必要があります。そのため、自治町会に出向いて実施した電子書籍体験会の取組を踏まえて、地域館においても電子書籍体験会を実施するなど、これまで電子書籍サービスを利用したことのない区民への周知を進めていきます。

（イ）電子書籍の利用者を拡大するためには、区民の利便性の向上を図る必要があります。電子書籍の予約数及び貸出数について、現在それぞれ２冊としていますが、この見直しを進めるとともに、複数の利用者が同時に閲覧できる電子書籍コンテンツの充実を図っていきます。

（ウ）オンラインサービスを拡充するためには、効果的に周知をしていく必要があります。そのため、オンラインサービスの内容や資料の検索・予約機能の使い方などを分かりやすく案内するなど、区立図書館ホームページの見直しを図っていきます。

（エ）オンラインサービスを拡大するためには、オンラインサービスの対象範囲を拡大する必要があります。そのため、利用者が図書館に来館して行う必要がある利用登録の更新・廃止等の手続について、利用登録と同じようにオンラインでの手続ができるよう検討していきます。

（オ）地域資料については、「葛飾区立図書館地域資料のデジタル化の進め方」の手順に基づき、計画的にデジタル化を進め公開していく必要があります。そのため、作家の自筆原稿など社会的ニーズが高く、活発な利用や事業ＰＲにつながることが期待できる資料や、戦後の行政資料など劣化が進行している資料を優先しながら対応していきます。

＊ＩＣＴ(Information and Communication Technology)とは、情報通信技術と訳され、日本ではＩＴ(Information Technology：情報技術)と同義で使用される。

分野（２）	レファレンス

＜概要＞

区民の学びを支援する知的創造活動拠点として、図書館職員の資質・能力の向上に努め、利用者の調べものや探しものを支援するレファレンスサービスの充実を図ります。また、区民生活に関わりが深いテーマについて、資料や情報の探し方を分かりやすく案内するパスファインダーを整備し、利用者が自ら必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めます。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①レファレンスサービス	拡充
②パスファインダー	拡充

実施項目	進捗状況
①レファレンスサービス	民間活力の活用を契機として、所蔵の有無や書架案内等の簡易なレファレンスについては窓口等業務委託職員が、高度で専門的なレファレンスについては図書館職員が担うことで役割分担を明確化しました。また、令和６年度から、専門性の高い図書館業務を担う会計年度任用職員を対象とした研修計画を作成し、資質・能力の向上に取り組んでいます。
②パスファインダー	利用者が自ら資料や情報を探す際の手引きとなるパスファインダーについて、中央図書館が中心となって作成・見直しを進めています。

課題及び今後の方向性

（ア）レファレンスサービスを利用者に提供していくためには、会計年度任用職員の図書館業務に関する更なる専門性の向上を図る必要があります。そのため、令和６年度から国立国会図書館や都立図書館が実施するレファレンス研修に、図書館業務全体のマネジメントを担う統括図書館専門員及び区立図書館各館で図書館業務の中心を担う図書館専門員を計画的に派遣するなど、実務に即した研修の充実に努めており、今後も研修内容に応じて会計年度任用職員を計画的に派遣していきます。

（イ）レファレンスサービスについては、図書館全体のレファレンスサービス水準を向上していく必要があります。そのため、中央図書館、地域館及び地区館の役割分担に沿ってサービスを提供し、中央図書館及び各地域館では、利用者から寄せられる相談内容や地域の特性を踏まえ、区民の「知りたい」に応えられるよう、エリア全体のレファレンスサービスの充実を図ります。また、中央図書館は、区立図書館全体のレファレンスサービスの拠点として、多様で専門的な相談に対応できる体制を整えます。さらに、区民サービスを提供する上での一助となるよう、行政資料の収集を強化し、地域の「知りたい」に迅速に応えていきます。

（ウ）利用者の多様なレファレンスニーズに対応できるパスファインダーを提供するためには、利用者から多く寄せられる相談内容をまとめたレファレンス事例を活用し、継続的に内容を充実させていくことが必要です。その

ため、中央図書館において、パスファインダーの作成・更新に係る運用方法の整理を進めていきます。

（エ）利用者の利便性の向上を図るためには、来館しなくても必要な情報にアクセスできる環境を整備することが必要です。そのため、紙媒体でのパスファインダーの整備と併せて、区立図書館ホームページへの掲載についても検討を進めていきます。

＊パスファインダーとは、ある主題について関連する文献・情報の探索法をまとめたものであり、一般的にリーフレット形式でまとめられる。（「図書館ハンドブック第６版」）

分野（３）	児童サービス

＜概要＞

子どもが読書を通して読解力や想像力、思考力及び表現力を育み、多様な知識や情報に触れる機会を得られるよう、児童向け事業や読書活動推進事業を実施します。また、読み聞かせ活動の支援、配慮を必要とする子どもへのサービスの充実等を通じて、子どもの読書活動及び図書館利用の促進を図ります。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①一日図書館員・子ども司書認定・子ども司書クラブ	見直し
②児童講演会・児童映画会・イベント	見直し
③読み聞かせボランティア養成講座	拡充
④配慮を必要とする子どもへのサービス	拡充

実施項目	進捗状況
①一日図書館員･子ども司書認定･子ども司書クラブ	令和７年度に、各館で同日に開催していた一日図書館員について、館ごとに異なる実施日を設定し、児童が参加しやすく、効率的に実施できる体制に見直しました。 また、子ども司書認定を受ける対象を一日図書館員参加者に限定していましたが、だれでも認定を受けられるよう変更し、夏休み前から認定できるよう見直しました。
②児童講演会・児童映画会・イベント	児童講演会については、中央図書館で年１回実施することとしました。 児童映画会については、中央図書館での実施方法を見直し、令和５年度から葛飾図書館友の会の主催事業に切り替えて実施しています。 児童イベントについては、令和５年度から各館の実施状況を中央図書館で集約しています。令和６年度は、その集約状況を基に各事業が読書活動の推進につながるものとなっているかという観点から全てのイベントを整理しました。令和７年度は、令和６年度の整理に基づいて、対象事業及び実施方法を見直し、図書資料の貸出しや図書館利用の増加につながる内容となっているかを検証しながら実施しています。令和８年度についても、更なる見直しと検証を実施している状況です。
③読み聞かせボランティア養成講座	新たに活動を始めるボランティアを対象として実施していた読み聞かせボランティア養成講座については、令和７年度から、既に登録しているボランティアも受講対象とし、ボランティア活動の活性化や継続的な活動を支援する講座へと拡充しました。読

	み聞かせに関する知識や技術を学び直す講座及び読み聞かせを通して得られた知識の共有やボランティア同士のつながりを深めることを目的としたボランティア連絡会を開催しています。また、各図書館での読み聞かせに加えて、保健所で実施する健診の会場でも読み聞かせを行うなど、読み聞かせ活動の場を拡大しました。
④配慮を必要とする子どもへのサービス	令和７年度から、布絵本について、バリアフリー登録者に限定していた貸出対象を、全利用登録者へと拡大しました。 令和８年度には、日本語を母語としない子どもたちの読書支援を図るため、多言語資料の蔵書構成の見直しの検討に着手しました。

課題及び今後の方向性

（ア）一日図書館員については、読書活動の推進及び図書館利用の促進を図るため、図書館の役割や業務について知ってもらうことが必要です。そのため、図書館職員と同じ格好で図書館の仕事を体験できるという事業の特性を踏まえ、実施内容の見直しを進めていきます。

（イ）児童映画会については、館ごとに実施状況の差がみられることから、統一的なサービスを提供していくことが必要です。そのため、令和８年度以降も継続的に実施内容の見直しを行っていきます。

（ウ）児童イベントについては、毎年度見直しを行っていますが、館ごとの特色を明確にした上で、実施するイベントをさらに整理する必要があります。乳幼児、幼児及び児童など、対象となる世代の生活時間等を踏まえ、参加しやすい時間帯に開催されているかなどを、利用実績及び利用者ニーズに基づき検証し、効果的な内容へ見直していきます。

（エ）絵本の読み聞かせは、ボランティアの方が、対象となる子どもの年齢に応じた読み聞かせを行えることが必要です。ボランティアの方に対し、必要な知識及び技術の習得をきめ細やかに支援するとともに、必要となるボランティア数、登録者数及び活動可能者数を見極めながら、年度ごとに読み聞かせボランティア講座の内容を見直していきます。

（オ）布絵本については、認知度が低いことが課題となっています。保育園等への周知を行い、乳幼児にも利用しやすい資料であることを知ってもらえる機会を設けます。また、図書館での役割を終えた布絵本について、現在区立保育園に対して行っている絵本等贈与事業と同じように保育園等への贈与が可能かどうか検討します。

（カ）点訳絵本については、点訳絵本の利用促進を図る必要があります。そこで、点訳ラベルを貼付した絵本の制作を進めるとともに、点訳絵本の利用促進を図るため、対象となる本人だけでなく、その家族や支援者に対しても、点訳絵本を知ってもらう機会を設けます。

（キ）多言語資料については、どの館にどの言語の資料を多く揃えるかなど、地域の特性を踏まえた蔵書構成とすることが必要です。そのため、地域の状況を把握しながら、多言語資料の収集方針について検討を進めていきます。

分野（４）	ＹＡサービス

＜概要＞

中高生世代が読書を通して豊かな感性や思考力を育み、多様な情報に主体的に触れることができるよう、資料の充実を図るとともに、ＹＡブッククラブ、ＹＡイベント、パスファインダーの提供及びインターネットを活用したサービス等を実施します。また、中高生世代の読書活動の推進及び図書館利用の定着を図ります。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①ＹＡブッククラブ	見直し
②ＹＡイベント	見直し
③パスファインダー	拡充
④インターネットを活用したサービス	拡充

実施項目	進捗状況
①ＹＡブッククラブ	ＹＡブッククラブについては、令和７年度に、図書館活動を通じて読書や図書館への関心を高めるという事業目的を改めて整理した上で、児童サービスの「子ども司書認定」を受けた児童が卒業後も活動する場の提供を目的とした事業へ見直しました。
②ＹＡイベント	令和７年度から各館の実施状況を中央図書館で集約しています。令和８年度は、その集約状況を基に、各事業が読書活動の推進につながるものとなっているかという観点から整理し、イベントを実施しています。 子どもたちが参加しやすいよう、夏季や秋の読書週間にイベントを集約するなど、効果的な実施方法の見直しを行っています。
③パスファインダー	令和７年度に、区立図書館ホームページの「ＹＡページ」について、お役立ち本リストなどのパスファインダーを分かりやすく見直しました。令和８年度は、調べ学習等での活用や中高生が興味の持てるテーマなど、必要な項目の洗い出しを行っています。
④インターネットを活用したサービス	令和７年度に、紙媒体で発行しているＹＡ向けおたよりについて、図書館を身近に感じられる内容に見直すとともに、区立図書館ホームページ上で公開し、利便性の向上を図りました。

課題及び今後の方向性

（ア）ＹＡブッククラブについては、「子ども司書認定」を受けた小学生が中学生になっても継続して活動できる場としていくため、実施内容や周知方法が中高生の利用状況や利用者ニーズ、時代に即した内容となっているかを継続的に検証することが必要です。そのため、「子ども司書認定」事業と併せて実施状況を検証し、毎年度見直しを行っていきます。

（イ）ＹＡイベントについては、中高生の読書活動の推進及び図書館利用の促進につながる事業としていくことが必要です。そのため、中高生の読書離れを改善できる方策となっているかを検証した上で、事業内容を見直し、来館者の増加につなげていきます。また、見直しに当たっては、中高生が参加しやすい方法を利用実績及び利用者ニーズに基づき検証するとともに、ＹＡの蔵書構成の見直しを図りながら、ＹＡ資料と連動するイベントを実施するなど、継続的に見直しを行っていきます。

（ウ）お役立ち本リストなどのパスファインダーについては、中高生が必要な情報や資料にアクセスしやすい環境を整備することが必要です。そのため、現在発行しているパスファインダーの内容を随時見直すとともに、新たに必要な項目を整理し、区立図書館ホームページで公開していきます。また、紙媒体でも各図書館で配布するなど、紙媒体とデジタルの両面から活用促進を図っていきます。

（エ）インターネットを活用したサービスについては、中高生が親しみやすく、継続的に利用したくなる内容としていくことが必要です。そのため、デザインや掲載内容について見直しを行うとともに、中高生の学習内容に加え、興味・関心が持てるようなテーマを設定し、内容の充実を図っていきます。

＊ＹＡ（ヤングアダルト）サービスとは、概ね 12 歳から 18 歳までの青年期利用者に対して主として公共図書館が行うサービスのこと（図書館情報学用語辞典　第５版）

分野（５）	バリアフリーサービス

＜概要＞

障害の有無にかかわらず、誰もが読書や情報収集を行うことができるよう、点字図書、大活字本、デイジー図書等のバリアフリー資料の収集及び提供を行うとともに、拡大読書器等の読書支援機器を整備します。また、図書館利用支援、バリアフリーイベントの実施及びボランティアの育成を通じて、読書環境の充実と図書館利用の促進を図ります。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①バリアフリー資料収集	拡充
②読書支援機器の充実	拡充
③図書館利用支援の充実	拡充
④バリアフリーイベント	拡充
⑤ボランティア講座	拡充

実施項目	進捗状況
①バリアフリー資料収集	令和７年度に、バリアフリー資料の利用状況に基づいて、他自治体と比べて所蔵数が少ないマルチメディアデイジー資料、大活字本及び音声デイジーなどの利用頻度の高い資料を重点的に充実させるよう収集方法を見直しました。また、古くなった資料や利用実績の少ない資料を除籍して新たな資料を購入することでリフレッシュを図りました。令和８年度も、利活用しやすい内容となるよう随時更新しています。
②読書支援機器の充実	令和６年度は、音声デイジーを閲覧するためのデジタル録音図書再生機器（プレクストーク）を増やし、中央図書館だけでなく、地域館にも配置して利用促進を図りました。 令和８年度に、中央図書館開館当初から設置している読書支援機器のうち、利用者ニーズを踏まえて、拡大読書器及び音声読書器の買替えを行いました。
③図書館利用支援の充実	令和６年度は、読書バリアフリー支援チラシを作成し、全図書館、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会などで配布し、周知とＰＲを強化しました。 令和７年度から中央図書館でバリアフリー資料を分かりやすく紹介する「みる・きく・さわる」コーナーを設置し、バリアフリー資料の周知とＰＲを行っています。 また、認知症月間に合わせて、福祉部との連携を

	深め、各館で統一して認知症に関する展示を行っています。立石図書館で行っている認知症に関する講演会についても、より効果的なものとなるよう認知症月間に合わせて開催するよう見直しました。
④バリアフリーイベント	区内に在住する外国籍の利用者が増えていることから、令和７年度に、いろんなことばのおはなし会の開催回数及び実施する館を増やして拡充しました。 音声ガイド付き映画会について、令和８年度は実施方法の見直しを行っており、見直し後の内容で実施する予定としています。
⑤ボランティア講座	各講座は、需要数に応じて開催している状況でしたが、令和７年度に、音訳ボランティア、点訳ボランティア及び宅配ボランティアの活動実態を把握しました。現在は、その把握した活動実態を踏まえて今後の活動内容の検討に着手し、ボランティア養成の仕組みについて整理を進めています。

課題及び今後の方向性

（ア）バリアフリー資料収集については、希望する利用者に資料を早く提供していくことが必要です。そのため、音訳ボランティアを活用した収集のみならず、その他の方法についても検討しながら、資料の充実を図っていきます。

（イ）読書支援機器については、利用者ニーズに応じたサービスを継続的に提供していくため、計画的に整備していくことが必要です。そのため、拡大読書器及び音声読書器以外の読書支援機器について、耐用年数を経過した機器の状況を踏まえながら、最新機器の導入や買い替え等を検討し、計画的な整備を進めていきます。

（ウ）バリアフリーサービスを周知するチラシについては、利用者本人だけでなく、その家族や介助者にも必要な情報が伝わる内容としていくことが必要です。そのため、利用者本人に加え、家族や介助者に向けた内容となっているかも確認しながら、継続的に見直しを行っていきます。

（エ）中央図書館の「みる・きく・さわる」コーナーについては、バリアフリー資料やサービスの利用促進につながる内容としていくことが必要です。そのため、展示している資料の利用状況や読書支援機器、サービス提供との連携状況などを検証しながら、見直しを行っていきます。

（オ）音声ガイド付き映画会については、館ごとに実施状況の差がみられることから、統一的なサービスを提供していくことが必要です。そのため、上映できるタイトルを毎年度増やしていくとともに、実施方法の見直しを行っていきます。また、音声ガイド付きＤＶＤによる上映を見据えて、当該資料の収集を進めていきます。

（カ）ボランティア講座については、ボランティア養成の仕組みや方向性を整理し、継続的に活動を支える人材を育成していくことが必要です。そのため、ボランティア団体とボランティア養成の仕組みや方向性等について協議を進めながら、毎年度、開催内容や開催頻度等を検討していきます。

＊デイジー図書とは、視覚に障害のある方や、文字が見えにくい方、活字による読書が困難な方のためのデジタル録音図書の国際標準規格（DAISY）のこと。デイジー図書の種類として、人間の声や音声合成による音声のみの音声デイジー、文字や音声、画像を同時に再生できるマルチメディアデイジーがある。

分野（６）	ビジネス支援

＜概要＞

区民や事業者が仕事や事業活動に必要な情報を効果的に収集し、活用できるよう、ビジネスに関する資料及び情報を提供するとともに、パスファインダーの作成、ビジネス相談会並びに講演会・セミナー等を実施します。また、図書館資料やデータベースの活用を支援し、課題解決及び地域産業の振興に資する情報提供の充実を図ります。

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①パスファインダー	拡充
②ビジネス相談会	見直し
③ビジネス支援講演会・セミナー	見直し

実施項目	進捗状況
①パスファインダー	令和７年度に、ビジネス支援サービス案内として、「図書館資料を使って起業・創業のために必要な情報を調べる！」及び「図書館の資料を使って統計・文献情報を調べる！」の２種類のパスファインダーを発行し、中央図書館で配布しています。
②ビジネス相談会	令和６年度に、中小企業診断士協会と協議を重ね、実施回数を見直しました。令和７年度からは、さらに図書館資料が活用できる内容に見直して実施しています。
③ビジネス支援講演会・セミナー	令和６年度に、ビジネス支援事業の第一段階の見直しを行いました。 具体的には、蔵書構成を見直し、これまで複数の図書館で収集していたビジネス資料について、事業を実施する中央図書館及び立石図書館に重点を置くように収集方針を見直しました。 また、立石図書館で実施するビジネス支援啓発講座の回数を、年２回から年１回に変更しました。講演会及びセミナーについては、１回当たりの規模を拡大するとともに、実施回数を見直しました。 さらに、商用データベース（企業が有料で提供するインターネット上の情報サービス）については、利用実績を踏まえて見直しを行い、利用実績のないデータベースの提供を終了しました。これに伴い、データベース講習会も終了しました。

課題及び今後の方向性

（ア）ビジネス支援に係るパスファインダーについては、利用者が必要な情報や資料にアクセスしやすい環境を整備することが必要です。そのため、発行しているパスファインダーの内容を随時見直すとともに、ビジネス支援として必要な項目を整理し、紙媒体のリーフレットの配布だけでなく、区立図書館ホームページでも紹介し、活用促進を図っていきます。

（イ）ビジネス相談会については、中央図書館及び地域館の役割を明確にし、利用者に分かりやすいサービスとして提供していくことが必要です。そのため、令和８年度に更なる見直しを進め、相談会を中央図書館に集約するとともに、複数の曜日に実施日を設定するなど参加しやすい実施方法を検討し、令和９年度から段階的に見直し後の内容で実施していきます。

（ウ）ビジネス支援サービスについても、中央図書館及び地域館の役割を明確にし、利用者に分かりやすいサービスとして提供していくことが必要です。そのため、企画及び運営を中央図書館に集約するとともに、事業の開催に当たっては、利用実績及び利用者ニーズを踏まえ、必要に応じて立石図書館での開催も検討していきます。

（エ）商用データベースについては、利用促進を図る必要があります。そのため、利用実績及び利用者ニーズを踏まえながら、引き続き見直しを行っていきます。

分野（７）	図書館事業全般

＜見直し及び拡充する実施項目＞

実施項目	方針
①館内掲示・サインの整備	見直し

実施項目	進捗状況
①館内掲示･サインの整備	令和６年度は、開館時間の見直しを契機として、全館の館内サインの統一を図りました。 令和７年度及び令和８年度は、改修工事に合わせて館内サインを見直しました。令和７年度の中央図書館改修工事では、トイレ及び各コーナーへの誘導表示並びに書架表示を見直しました。令和８年度のお花茶屋図書館改修工事では、デザインを含めて館内サインを新たに制作しました。

課題及び今後の方向性

（ア）館内掲示については、分かりやすく見やすい表示とするとともに、区立図書館全館で統一的な対応を図っていくことが必要です。そのため、館内掲示が分かりやすく見やすい表示となっているか、区立図書館全館で統一的な対応が図られているか、ユニバーサルデザインに配慮されているかを随時確認し、必要な見直しを行っていきます。

（イ）注意喚起等の掲示物については、区立図書館全館で統一的な対応を図っていくことが必要です。そのため、中央図書館で内容を集約・整理し、全館で統一的な対応となるよう整備を進めていきます。